



川西市

子ども・子育て計画

令和2年度～令和6年度

2020 ▶ 2024

案



川西市・川西市教育委員会

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kodomo/index.html>

Index

| | | |
|------------|---------------------------------|-----------|
| 第1章 | 計画の概要 | 4 |
| 01 | 計画の背景 | 4 |
| 02 | 計画の目的 | 4 |
| 03 | 近年の動向 | 5 |
| 04 | 計画の位置づけ・期間 | 6 |
| 05 | 計画の策定経過 | 7 |
| 06 | 子ども・子育て支援新制度の概要 | 8 |
| 第2章 | 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 | 10 |
| 01 | 人口と世帯の状況 | 10 |
| 02 | 就業の状況 | 13 |
| 03 | 教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)等の状況 | 14 |
| 04 | 子育てに関するアンケート調査の結果と分析 | 18 |
| 05 | その他のアンケート調査の結果と分析 | 23 |
| 06 | 各種データ等からみる課題 | 24 |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方 | 26 |
| 01 | 計画の基本理念 | 26 |
| 02 | 基本的な視点 | 26 |
| 03 | 基本目標 | 27 |
| 04 | 計画の体系 | 27 |
| 第4章 | 施策の展開～7つの重点施策～ | 28 |
| 01 | 親と子のいのちと健康を守る | 30 |
| 02 | 子どもに応じた教育・保育を提供する | 31 |
| 03 | 子どもたちを社会全体で健やかに育む | 37 |
| 04 | 子どもの権利と安全を守る | 42 |
| 第5章 | 事業計画 | 44 |
| 01 | 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 | 44 |
| 02 | 計画期間における人口推計 | 45 |
| 03 | 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方 | 45 |
| 04 | 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策 | 46 |
| 05 | 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策 | 48 |
| 06 | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 54 |
| 07 | 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 | 55 |
| 第6章 | 市立幼稚園・保育所・認定こども園のあり方について | 56 |
| 01 | 第1期川西市子ども・子育て計画の成果 | 56 |
| 02 | 現在の状況 | 57 |
| 03 | 現在の課題 | 58 |
| 04 | 今後の方針と取り組み | 59 |
| 第7章 | 計画の推進体制 | 60 |
| 01 | 計画の推進に向けて | 60 |
| ◎資料編 | | 62 |

計画の概要

川西市子ども・子育て計画

01 計画の背景

平成6(1994)年、出生率の低下や子どもの数の減少傾向にある中、仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、国において、その後の10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)と同プランを実施するための「緊急保育対策等5か年事業」が策定されました。

また、平成11年(1999)年には、「少子化対策推進基本方針」と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が策定され、従来の保育に関する内容に加え、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えられました。

その後、平成15(2003)年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することにより、次世代育成支援のための取り組みを促進することをねらいとし、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

しかし依然として出生数の減少などが続いていたことなどから、平成24(2012)年に制定された「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」及び「関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)」をあわせた「子ども・子育て関連3法」のもとで、「子ども・子育て支援新制度」が平成27(2015)年4月から本格施行されました。

新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが求められています。

また、平成28(2016)年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくこととされました。

平成29(2017)年6月には、「子育て安心プラン」が公表され、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、女性就業率80%にも対応できる約32万人の保育の受け皿を整備することが示されました。

02 計画の目的

川西市では、子ども・子育て支援法第61条、及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画として、また、「川西市保育所整備計画」、「川西市幼稚園教育振興計画」を引き継ぎつつ、子ども・子育て新制度の理念や意義を踏まえ、平成27(2015)年3月に「川西市子ども・子育て計画」(以下、「第1期計画」という)を策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

第1期計画期間中には、待機児童解消を目的とした民間施設誘致による幼保連携型認定こども園の整備や認可外保育施設に対する地域型保育事業への移行支援、耐震・老朽化及び児童数の減少対策のための市立幼稚園・保育所の一体化事業等に取り組み、現在も事業を推進しています。

本市においては、これまでも子育て家庭を取り巻く様々な分野の施策を総合的に進めてきましたが、出生率はいまだ横ばいの傾向が続き、保育サービスにおいては市内全域における待機児童の解消には至らず、引き続き地域子ども・子育て支援の充実、就学前教育・保育の質の向上や、子どもたちが健やかに成長することのできる環境の整備が求められています。

以上のことを解消するため、このたび令和元年度をもって第1期計画が期間満了となることに伴い、計画の進捗状況を確認・検証しつつ、現在の子育て世帯のニーズを的確に把握するとともに、今後の幼児期の教育・保育や地域で行われる子育て支援の取り組みをより計画的に実施し、子どもたちの健やかな育ちと子育てを、地域や社会全体で支援する環境を整備することを目的として、新たに「第2期川西市子ども・子育て計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

① 子育て環境の変化

平成 26(2014)年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことにより、少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策が開始されました。

子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望するときに結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されました。

② 保護者の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、子育てと仕事の両立を実現し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備がより一層求められます。国の働き方改革実現会議では、平成 29(2017)年 3月に「働き方改革実行計画」が策定され、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備等を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりははまだ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等の解消が進むことが望まれます。

③ 幼児教育・保育の無償化

平成 29(2017)年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」、平成 30(2018)年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、幼児教育・保育無償化の実施が提言されており、その後、平成 30(2018)年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育・保育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示され、消費税率引上げ時の令和元(2019)年 10月より、3～5歳のすべての子ども及び 0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて教育・保育施設の利用料が無償化されました。

④ 子育て安心プランを踏まえた動き

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」を引き継ぐ形で「子育て安心プラン」が平成 29(2017)年 6月に策定されました。このプランでは、令和 2(2020)年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和 4(2022)年度までに女性の就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされています。また、同プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 30(2018)年 3月 30日告示・4月 1日施行)の改正が行われました。

また、保育の受け皿拡大を進めるため、担い手となる保育人材確保に向けた処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

⑤ 放課後児童クラブの受け入れ拡大

「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の高まり等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととされています。放課後子供教室と放課後児童クラブを同一の小学校内等で一体型として全国で 1 万カ所以上で実施することや新規開設するクラブについては、約 80%を小学校内で実施することなどが求められています。

⑥ 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成 12年に児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)が制定され、平成 16(2004)年には児童福祉法及び児童虐待防止法が改正されるなど、子どもを守る施策の充実を図ってきました。しかし、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向の一途をたどり、子どもの命が奪われる痛ましい事例も発生しています。

こうした状況から、国は平成 28(2016)年の児童福祉法等の改正によって、住民にとってより身近な対応機関の拡充をめざし、児童虐待について迅速・的確な対応を行うことができる中核市や特別区への児童相談所の設置の推進を位置づけ、平成 30(2018)年 3月には、さらなる児童虐待対策の強化に向けて取り組みが推進されていくこととされました。

04 計画の位置づけ・期間

1 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」を内包します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

子ども・子育て支援法(第 61 条)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

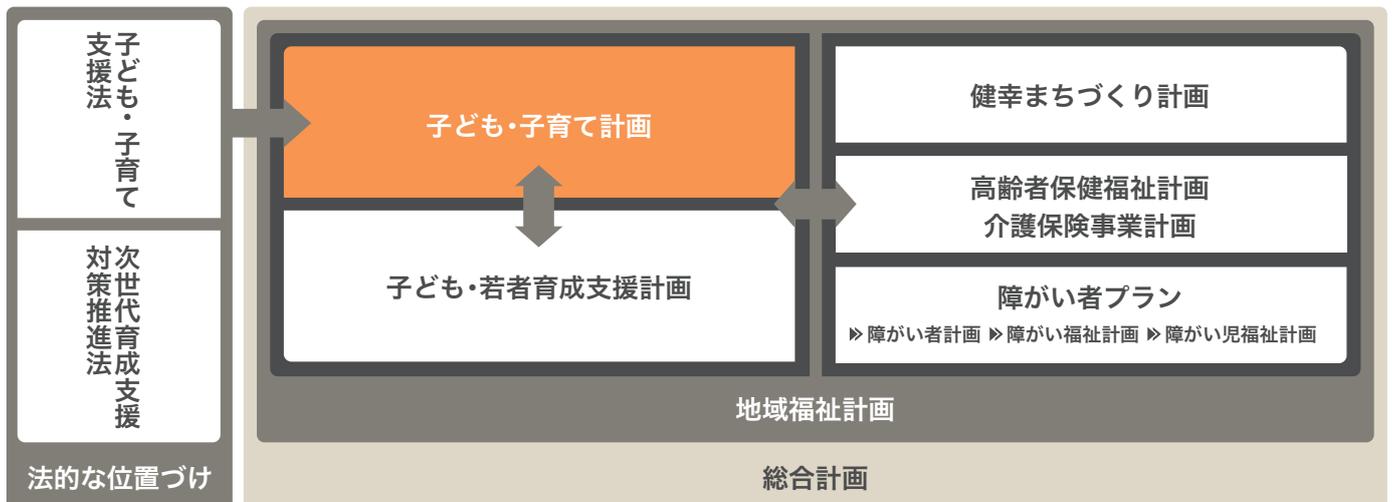
次世代育成支援対策推進法(第 8 条)

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

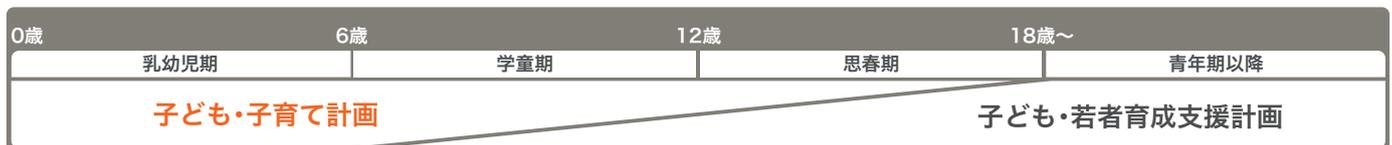
2 計画の位置づけ

「川西市総合計画」を上位計画、「川西市地域福祉計画」や「子ども・若者育成支援計画」、その他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

◎子ども・子育て計画の位置づけ



◎子ども・子育て計画と子ども・若者育成支援計画の関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間とします。

| | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) | 令和 4 年度 (2022 年度) | 令和 5 年度 (2023 年度) | 令和 6 年度 (2024 年度) | 令和 7 年度 (2025 年度) |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 子ども・子育て計画 | → | | | | | → |
| 子ども・若者育成支援計画 | → | | | → | | |
| 総合計画 | → | | | → | | |

※計画期間内であっても、必要に応じ、見直しを行います

05 計画の策定経過

① アンケート調査の実施

① 調査の目的

平成 30年度、本計画策定にあたり、保育ニーズや川西市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、「川西市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

② 調査概要

調査地域 ―― 川西市全域

調査対象者 { 川西市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者(就学前児童調査)
川西市内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者(小学生児童調査)

調査期間 ―― 平成 30年 10月 24日～平成 30年 11月 14日

調査方法 郵送配布・回収

| 調査票 | 調査対象者数(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-------------|--------|-------|
| 就学前児童 | 1,500件 | 1,059件 | 70.6% |
| 小学生児童 | 1,500件 | 951件 | 63.4% |
| 合計 | 3,000件 | 2,010件 | 67.0% |

② 子ども・子育て会議の開催

| 開催日 | 会議名等 | 議題等 |
|---------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 30年 8月 5日 | 平成 30年度第 1回 川西市子ども・子育て会議 | ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画策定に関するニーズ調査について |
| 平成 31年 3月 10日 | 平成 30年度第 2回 川西市子ども・子育て会議 | ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画策定に関するニーズ調査結果について ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画の内容及び策定スケジュールについて |
| 令和元年 5月 21日 | 令和元年度第 1回 川西市子ども・子育て会議 | ・ 第 1期川西市子ども・子育て計画の評価について ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画第 2章について ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画第 3章について |
| 令和元年 6月 27日 | 令和元年度第 2回 川西市子ども・子育て会議 | ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画第 4章について |
| 令和元年 8月 1日 | 令和元年度第 3回 川西市子ども・子育て会議 | ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画第 5章について ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画第 6章について |
| 令和元年 10月 10日 | 令和元年度第 4回 川西市子ども・子育て会議 | ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画(素案) について |
| 令和元年 11月 7日 | 令和元年度第 5回 川西市子ども・子育て会議 | ・ 第 2期川西市子ども・子育て計画(素案) について |

1 制度の目的

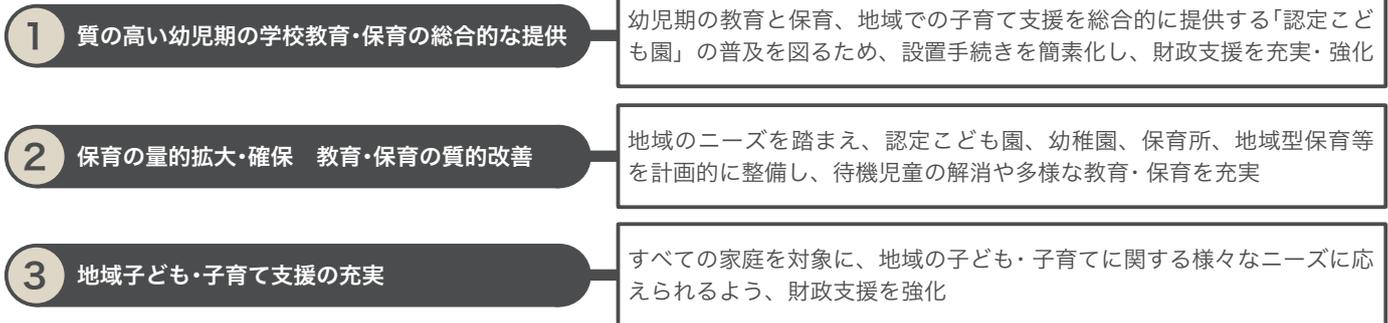
「子ども・子育て支援新制度」は平成 24(2012) 年 8月に成立した「子ども・子育て関連 3法」に基づく制度で、幼児期の質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

2 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

新制度の創設に関する以下の 3つの法律をあわせて、「子ども・子育て関連 3法」といいます。子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村においては、5年を 1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育・保育の提供区域の設定、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等を記載することとされており、具体的な目標設定のうえ、子ども・子育て支援の推進を図ります。

また、令和元(2019) 年 5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、同年 10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

- ▶ 子ども・子育て支援法
- ▶ 認定こども園法の一部を改正する法律 ※ 1
- ▶ 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正) ※ 2



- ※ 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ※ 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3 給付・支援事業

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されます。

1 子ども・子育て支援給付

- 1 **子どものための教育・保育給付**
 - ① **施設型給付**
 - ▶ 認定こども園 ※ 1
 - ▶ 幼稚園 ※ 1
 - ▶ 認可保育所 ※ 2
 - ② **地域型保育給付**
 - ▶ 小規模保育事業(A・B・C型)
 - ▶ 家庭的保育事業
 - ▶ 居宅訪問型保育事業
 - ▶ 事業所内保育事業
- 2 **子育てのための施設等利用給付**
 - ▶ 幼稚園(新制度に移行していない幼稚園)
 - ▶ 特別支援学校
 - ▶ 預かり保育事業
 - ▶ 認可外保育施設等
- 3 **子どものための現金給付**
 - ▶ 児童手当

- ※ 1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は私学助成を継続
- ※ 2 私立認可保育所は、現行通り市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

② 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

- 1 利用者支援事業
- 2 時間外保育事業(延長保育)
- 3 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 5 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ) ※
- 6 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 7 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 8 育児支援家庭訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 9 地域子育て支援拠点事業
- 10 一時預かり事業
- 11 病児・病後児保育事業
- 12 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)
- 13 妊婦に対する健康診査

※新制度では、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ)について、以下3点の改善が図られています

- ▶対象児童を小学6年生まで拡大
- ▶資格を持つ指導員の配置による質の向上
- ▶児童に適切な生活の場の確保を図るため、施設に必要な設備や面積等を定める

④ 子どものための教育・保育給付について

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

① 支給認定の種類

| 支給認定区分 | 対象となる子ども | 利用する主な施設・事業 |
|--------|--------------------------------|--------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く) | 認定こども園・幼稚園 ※ |
| 2号認定 | 満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども | 認定こども園・保育所 |
| 3号認定 | 満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども | 認定こども園・保育所、地域型保育事業 |

※ 私立幼稚園は、新制度に移行するか、現行制度のまま継続するか、各園の判断において選択することとされています

② 保育の必要性に応じた区分

2号認定または3号認定は、保育の必要量によってフルタイム就労を想定した「保育標準時間」(最長11時間)、またはパートタイム就労を想定した「保育短時間」(最長8時間)に区分されます。

③ 給付対象施設

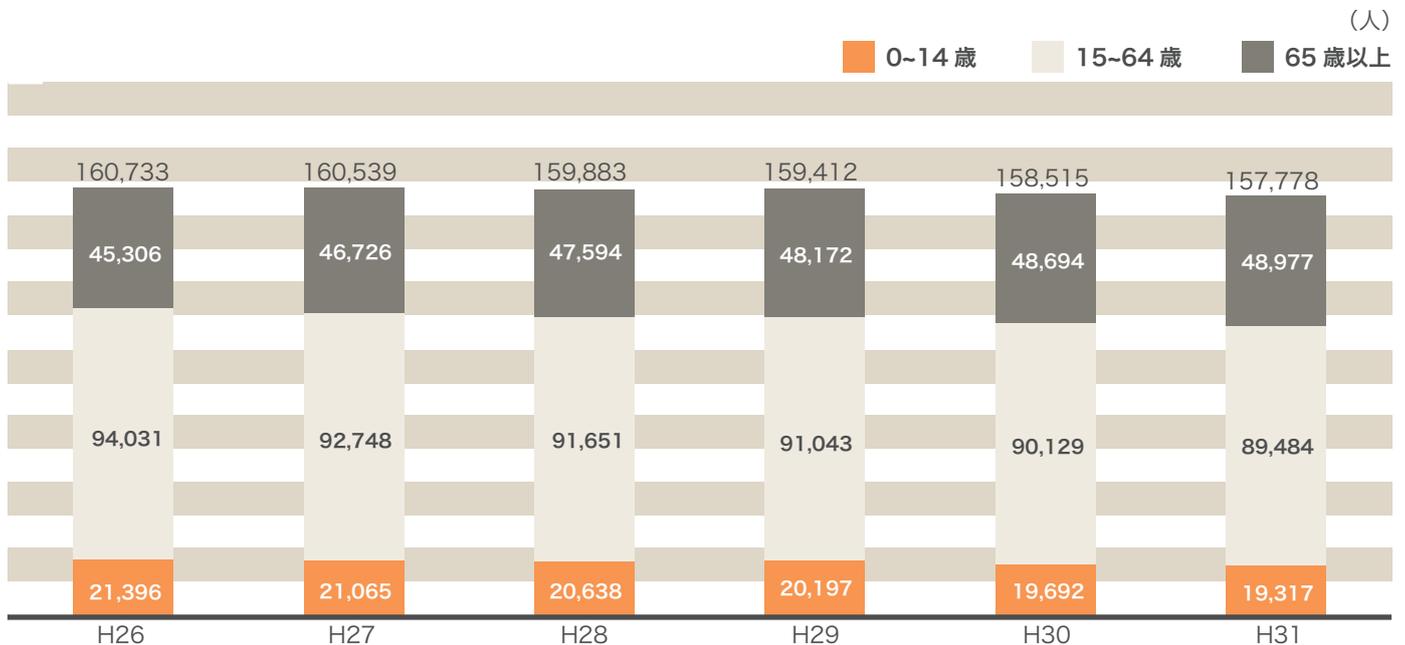
| 施設 | 概要 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園 | <ul style="list-style-type: none"> ▶3歳から就学までの児童を対象とし、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設 ▶昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)等を実施 |
| 保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ▶0歳から就学までの児童を対象とし、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 ▶夕方までの保育のほか、延長保育を実施 |
| 認定こども園 | <ul style="list-style-type: none"> ▶0歳から就学までの児童を対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ▶4つの類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)に分類 |
| 地域型保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶0歳から2歳を対象とし、少人数の単位(20人未満)で保育を必要とする児童を預かる事業 ▶4つの類型(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)に分類 |

01 人口と世帯の状況

① 人口の推移

① 年齢別人口の推移

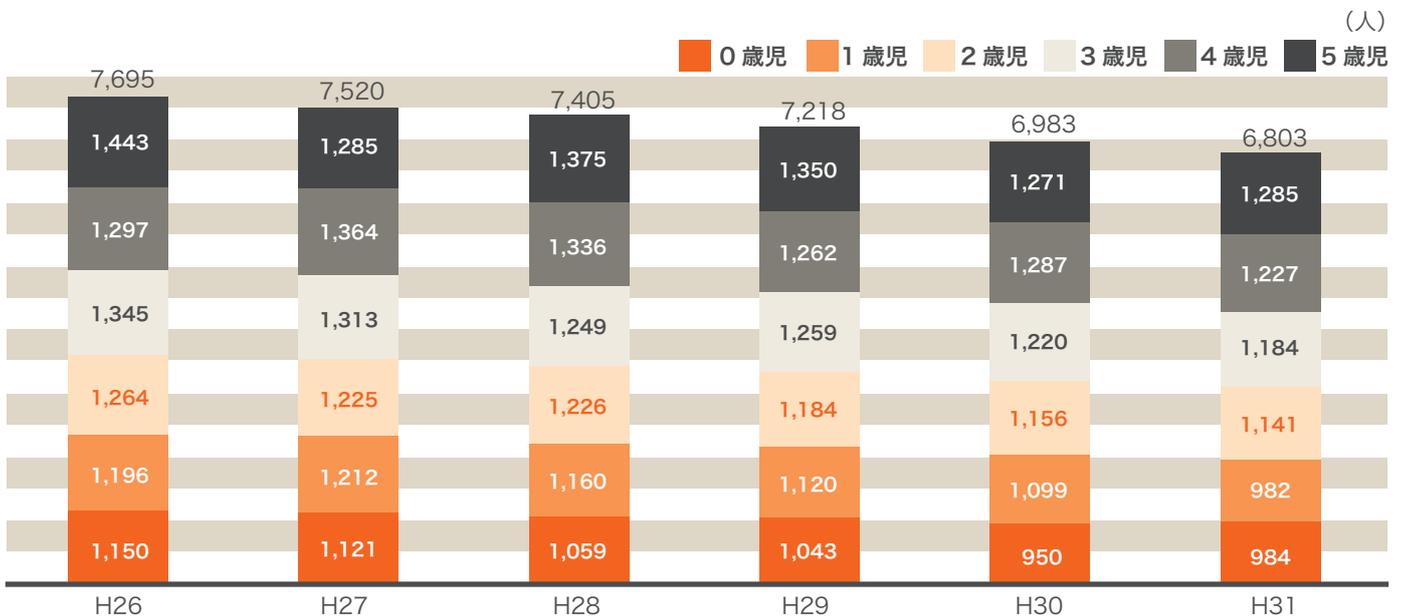
総人口は減少傾向にあり、平成31年は157,778人となっています。0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加を続けており、平成31年の高齢化率(65歳以上の人口の全人口に占める比率)は31.1%と、平成26年の28.2%から2.9ポイント上昇しています。



【出典】川西市住民基本台帳(各年3月末時点)

② 就学前児童数の推移

就学前児童数は減少傾向にあり、平成31年は6,803人となっています。

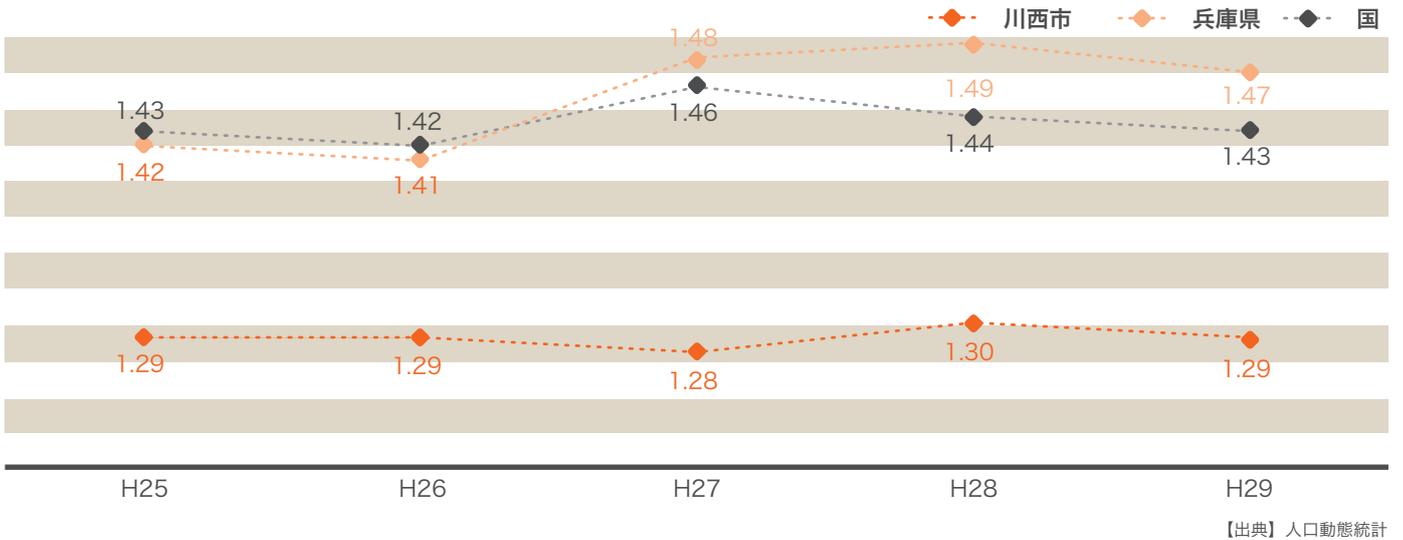


【出典】川西市住民基本台帳(各年3月末時点)

② 出生の動向

① 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成 25年から平成 29年にかけて横ばいであり、平成 29年は 1.29となっています。各年とも国・県を下回っており、平成 29年はそれぞれ 0.14ポイント、0.18ポイント低くなっています。

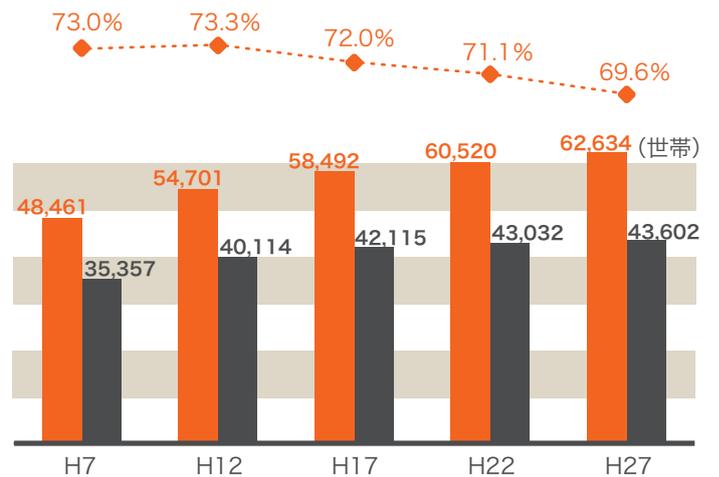


③ 世帯の状況

① 一般世帯の推移

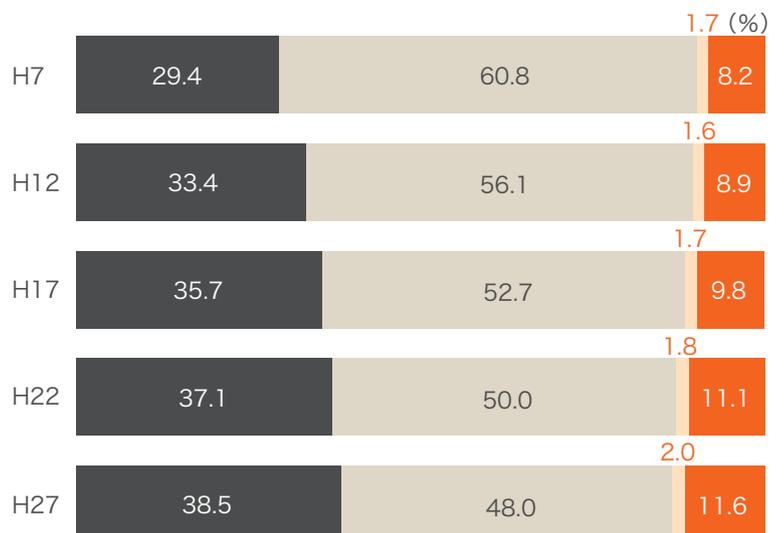
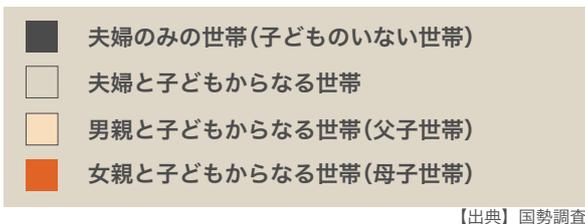
一般世帯数は、平成 7年から平成 27年にかけて 14,173世帯増加し、平成 27年は 62,634世帯となっています。

核家族世帯数も平成 7年から平成 27年にかけて増加し、平成 27年は 43,602世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は、微減傾向となっています。



② 核家族世帯の内訳の推移

夫婦のみの世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。



●核家族世帯

「一般世帯」のうち、「親族のみの世帯」に分類され「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親世帯」のいずれかに該当する世帯のこと。なお、「親族のみの世帯」に分類されるものには「核家族以外の世帯」があるほか、「一般世帯」には「親族のみの世帯」以外に、「非親族を含む世帯」と「単独世帯」がある。

4 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態は、平成 22 年以降は「自然減」（出生数が死亡数を下回る状態）となっています。転入者数と転出者数の差による社会動態は、年によってばらつきがあり、平成 24 年から平成 26 年にかけては「社会増」（転入者数が転出者数を上回る状態）となりましたが、平成 27 年以降は「社会減」（転入者数が転出者数を下回る状態）となっています。

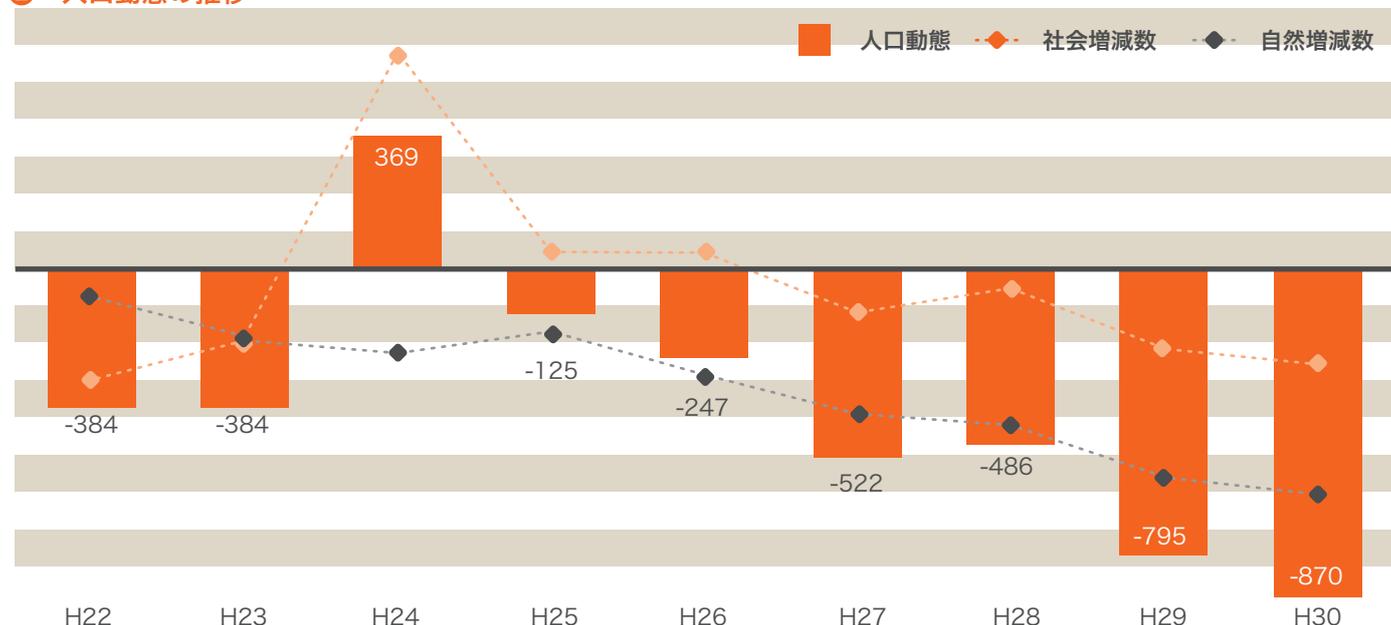
自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、平成 25 年以降「人口減」の状態が続いており、平成 30 年は 870 人の減少となっています。

① 自然動態及び社会動態の推移

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 1,203 | 1,161 | 1,142 | 1,172 | 1,102 | 1,086 | 1,048 | 1,010 | 979 |
| 死亡数 | 1,280 | 1,359 | 1,375 | 1,345 | 1,395 | 1,488 | 1,481 | 1,586 | 1,584 |
| 転入者数 | 5,608 | 6,021 | 6,195 | 5,971 | 5,792 | 5,668 | 5,552 | 5,329 | 5,374 |
| 転出者数 | 5,915 | 6,207 | 5,593 | 5,923 | 5,746 | 5,788 | 5,605 | 5,548 | 5,639 |

【出典】川西市統計要覧

② 人口動態の推移

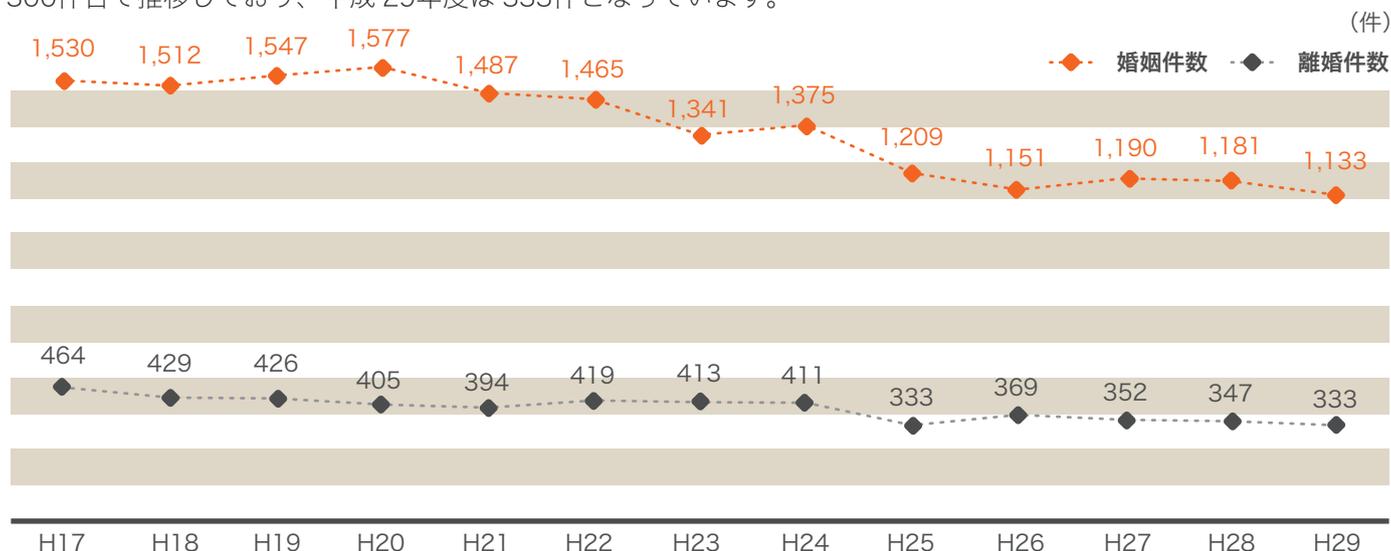


【出典】川西市統計要覧

5 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成 20 年度までは 1,500 件台で推移していましたが、平成 21 年度に 1,400 件台、平成 23 年度に 1,300 件台と減少し、平成 29 年度は 1,133 件と平成 17 年度に比べ 397 件減少しています。離婚件数は、平成 25 年度以降 300 件台で推移しており、平成 29 年度は 333 件となっています。



【出典】川西市統計要覧

② 未婚率の推移

川西市の20～39歳の未婚率は、男女ともに20～24歳はほぼ横ばいで推移し、25～29歳では上昇傾向となっています。(%)

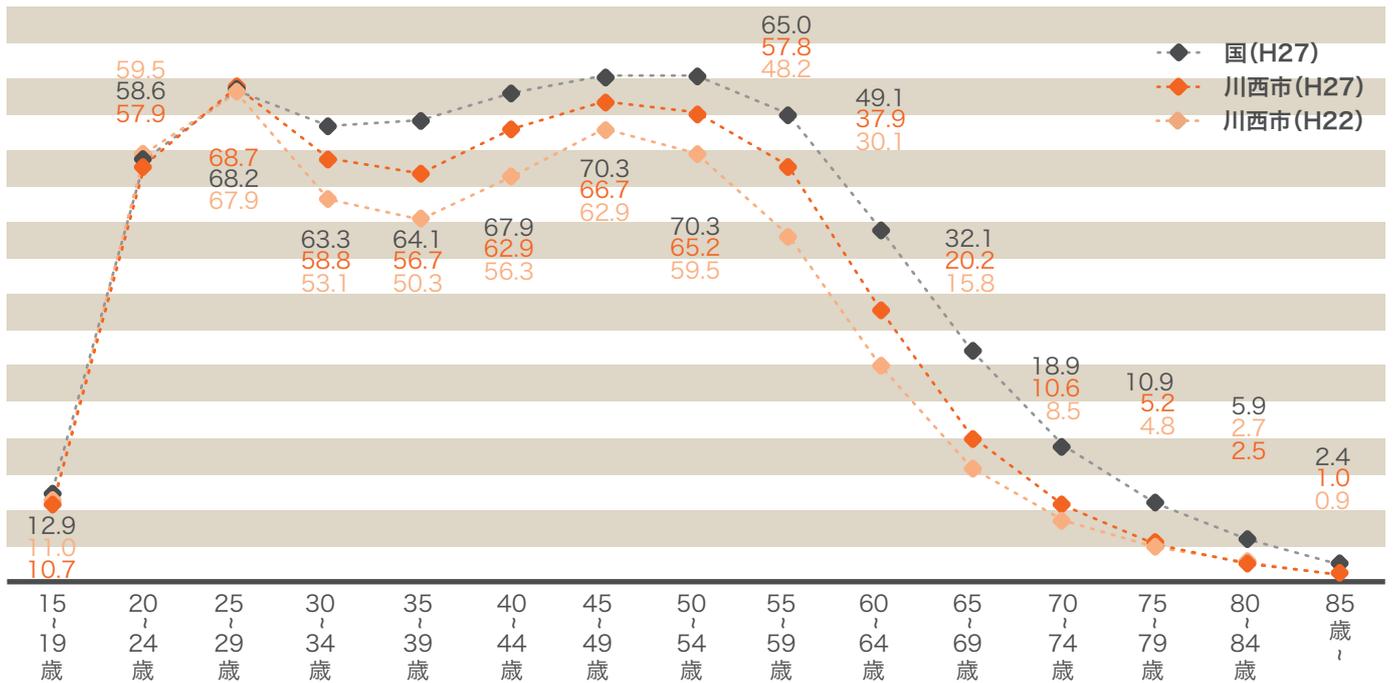
| | | 20～24歳 | | 25～29歳 | | 30～34歳 | | 35～39歳 | |
|-----|-----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| H12 | 全国 | 92.9 | 88.0 | 69.4 | 54.0 | 42.9 | 26.6 | 26.2 | 13.9 |
| | 兵庫県 | 92.6 | 88.7 | 67.0 | 53.3 | 38.9 | 26.0 | 22.1 | 13.7 |
| | 川西市 | 95.4 | 92.2 | 71.3 | 59.8 | 39.1 | 29.0 | 21.3 | 16.1 |
| H17 | 全国 | 93.5 | 88.7 | 71.4 | 59.1 | 47.1 | 32.0 | 31.2 | 18.7 |
| | 兵庫県 | 93.6 | 90.0 | 70.0 | 59.7 | 43.2 | 31.1 | 27.1 | 18.5 |
| | 川西市 | 95.0 | 92.5 | 73.1 | 65.0 | 43.1 | 32.9 | 25.9 | 20.0 |
| H22 | 全国 | 94.0 | 89.6 | 71.8 | 60.3 | 47.3 | 34.5 | 35.6 | 23.1 |
| | 兵庫県 | 93.7 | 90.4 | 70.6 | 61.6 | 44.7 | 35.0 | 32.3 | 22.8 |
| | 川西市 | 95.5 | 92.3 | 72.6 | 66.2 | 45.4 | 36.6 | 31.1 | 22.5 |
| H27 | 全国 | 95.0 | 91.4 | 72.7 | 61.3 | 47.1 | 34.6 | 35.0 | 23.9 |
| | 兵庫県 | 95.0 | 92.3 | 72.1 | 62.7 | 45.2 | 35.9 | 33.1 | 24.8 |
| | 川西市 | 96.3 | 94.4 | 74.0 | 65.8 | 43.9 | 35.6 | 31.1 | 24.0 |

【出典】国勢調査

02 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の状況

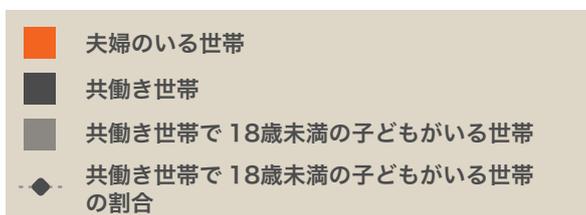
平成27年の本市の女性の年齢別就業率は、平成22年と比較すると、24歳以下及び80～84歳を除くすべての年齢区分で上回っていますが、国と比較すると、25～29歳を除くすべての年齢区分で下回っています。(%)



【出典】国勢調査

② 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、上昇傾向にあり、平成27年は47.7%となっています。



【出典】国勢調査

03 教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)等の状況

1 保育施設の状況(毎年4月1日時点)

① 保育施設定員(2・3号認定定員)の推移

民間保育施設の誘致や既存施設の増改築等により、平成 27年から平成 31年にかけて、認可施設で 307人、認可外保育施設(企業主導型保育事業所・地域保育園)を含めると、499人定員が増加しています。中でも、新制度の活用により、認定こども園の定員は 478人増加し、それに伴い認可保育所の定員は 304人減少しています。また、小規模保育事業所では平成 28年以降 133人の定員増、企業主導型保育事業所では平成 30年以降 197人の定員増となっています。

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認可 | 認可保育所 | 1,434 | 1,350 | 1,350 | 1,310 | 1,130 |
| | 認定こども園 | 342 | 437 | 537 | 597 | 820 |
| | 小規模保育事業所 | 0 | 38 | 57 | 114 | 133 |
| | 小計 | 1,776 | 1,825 | 1,944 | 2,021 | 2,083 |
| 認可外 | 企業主導型保育事業所 | 0 | 0 | 0 | 152 | 197 |
| | 地域保育園 | 71 | 65 | 86 | 66 | 66 |
| | 小計 | 71 | 65 | 86 | 218 | 263 |
| | 合計 | 1,847 | 1,890 | 2,030 | 2,239 | 2,346 |

【資料】 幼児教育保育課

② 保育施設の利用状況(認可・市内)

0～5歳のすべての年齢において保育施設の利用者数は増加し、平成 27年から平成 31年にかけて 330人増加しています。

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 116 | 135 | 149 | 150 | 162 |
| 1～2歳 | 672 | 711 | 764 | 797 | 834 |
| 3～5歳 | 1,112 | 1,148 | 1,175 | 1,189 | 1,234 |
| 計 | 1,900 | 1,994 | 2,088 | 2,136 | 2,230 |

【資料】 幼児教育保育課

③ 待機児童数の推移

待機児童数は減少しているものの、平成 31年時点で 29人となっています。

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 待機児童数(国基準) | 58 | 32 | 39 | 36 | 29 |

【資料】 幼児教育保育課

●平成 27年以降の保育施設の施設数と定員増減

平成 27年以降、認定こども園の施設数は 5施設増加し、定員は 478人の増加となっています。また、認定こども園への移行に伴い、認可保育所数は 4施設の減となっています。小規模保育事業所は、新制度開始以降毎年開設され、平成 31年時点で市内全域で 7施設が運営されています。

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------|------|------|------|-------|------|-------|
| 認可保育所 | 施設数 | 19カ所 | 18カ所 | 18カ所 | 17カ所 | 15カ所 |
| | 定員増減 | - | -84人 | 0人 | -40人 | -180人 |
| 認定こども園 | 施設数 | 5カ所 | 6カ所 | 7カ所 | 8カ所 | 10カ所 |
| | 定員増減 | - | +95人 | +100人 | +60人 | +223人 |
| 小規模保育事業所 | 施設数 | 0カ所 | 2カ所 | 3カ所 | 6カ所 | 7カ所 |
| | 定員増減 | - | +38人 | +19人 | +57人 | +19人 |
| | 増定員計 | - | +49人 | +119人 | +77人 | +62人 |

※施設数には分園を含めて計上しています。また、認定こども園の施設数には幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園を含みます。なお、上記の定員増減数は 2・3号認定の総数です

② 教育施設の状況(毎年5月1日時点)

① 教育施設定員(1号認定定員)の推移

平成 27年から平成 31年にかけて、666人の定員が減少しています。これは、園児数の減少に伴う市立幼稚園の廃園や市立幼稚園の認定こども園化の際の定員の見直し等によるものです。

(人)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市立幼稚園・認定こども園 | 1,370 | 1,370 | 760 | 760 | 700 |
| 私立認定こども園 | 611 | 611 | 618 | 618 | 615 |
| 私立幼稚園 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 |
| 計 | 3,521 | 3,521 | 2,918 | 2,918 | 2,855 |

※市立幼稚園・認定こども園及び私立認定こども園の定員は利用定員

【資料】 幼児教育保育課

② 教育施設の利用状況

平成 27年から平成 31年にかけて、344人の利用者が減少しています。

(人)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市立幼稚園・認定こども園 | 559 | 562 | 472 | 490 | 459 |
| 私立認定こども園 | 473 | 441 | 425 | 368 | 283 |
| 私立幼稚園 | 1,146 | 1,212 | 1,187 | 1,203 | 1,092 |
| 計 | 2,178 | 2,215 | 2,084 | 2,061 | 1,834 |

【資料】 幼児教育保育課

③ 市内在住児の私立幼稚園所在地別入園児数

令和元年 5月現在、市内に住所を有する児童の私立幼稚園の利用者数は、全体で 1,257人です。この内、川西市内の私立幼稚園 6園を利用する児童は 1,092人で、市外の私立幼稚園を利用する児童は 165人です。他市町の利用施設は 10カ所となっています。

(人)

| | 幼稚園数 | 満 3 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 園児数計 | |
|-----|------|--------|------|------|------|-------|-----|
| 川西市 | 6 | 3 | 350 | 385 | 354 | 1,092 | |
| 他市町 | 宝塚市 | 4 | 0 | 36 | 43 | 49 | 128 |
| | 伊丹市 | 3 | 0 | 2 | 4 | 8 | 14 |
| | 池田市 | 2 | 0 | 5 | 7 | 10 | 22 |
| | 箕面市 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 小計 | 10 | 0 | 43 | 54 | 68 | 165 |
| 合計 | 15 | 3 | 393 | 439 | 422 | 1,257 | |

【資料】 幼児教育保育課

●施設の認可定員と利用定員

▶ 認可定員

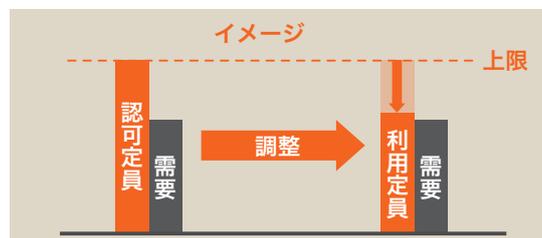
教育・保育施設の設置にあたり、認可もしくは認定された定員のこと(その後の届け出による変更を含む)。

▶ 利用定員

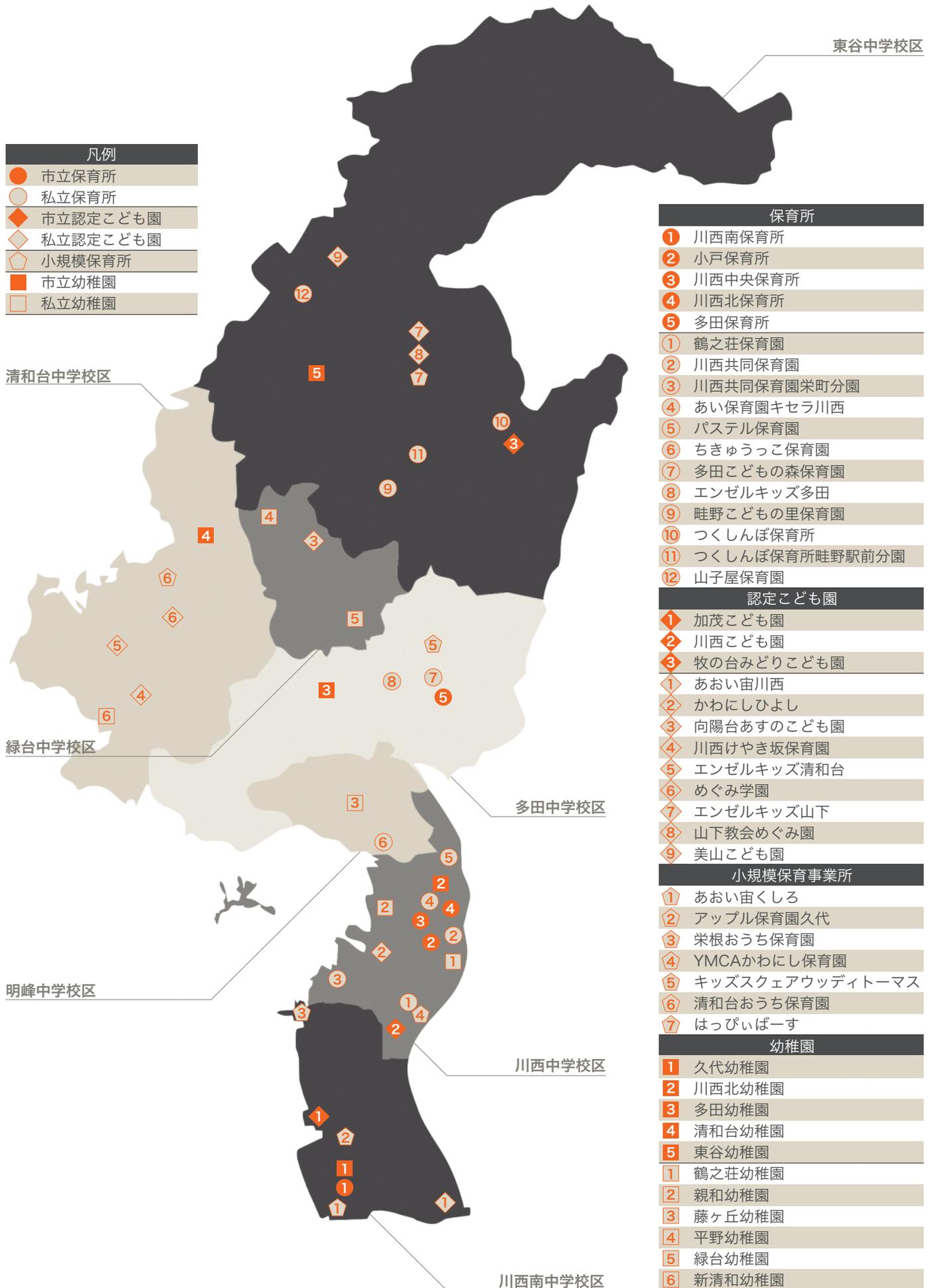
新制度下で新たに設定された施設ごとの定員のこと、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえ、認可定員の範囲内で定める定員のこと。利用定員は、新制度における給付費等を計算する基礎単価を決定する際に使用され、給付費は基礎単価に利用者数を乗じるなどし、決定されます。

教育施設の定員の推移について

上表「①教育施設定員(1号認定定員)の推移」内の平成 28年から平成 29年にかけて、市立幼稚園において計 610人の利用定員が減っていますが、これは、「②教育施設の利用状況」における市立幼稚園・認定こども園の状況からも分かるように、認可定員に比べ在籍児童数が減少した状態が続いていたため、過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえ、利用定員の変更を行ったものです。



3 幼稚園・認可保育所・認定こども園の配置状況(令和2年4月時点)



●中学校区別教育・保育定員数(令和2年4月1日時点)

(人)

| 区域 | 施設 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | 2・3号計 |
|-----|-------------|-------|-------|------|-------|-------|
| | | 3-5歳 | 3-5歳 | 0歳 | 1-2歳 | |
| 川西南 | 認可保育所 | - | 47 | 0 | 33 | 80 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 185 | 108 | 15 | 55 | 178 |
| | 小規模保育事業 | - | - | 15 | 42 | 57 |
| | 市立幼稚園 | 90 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 155 | 30 | 130 | 315 |
| | 合計 | 275 | 155 | 30 | 130 | 315 |
| 川西 | 認可保育所 | - | 303 | 60 | 197 | 560 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 80 | 113 | 18 | 69 | 200 |
| | 小規模保育事業 | - | - | 6 | 13 | 19 |
| | 企業主導型保育事業 | - | 144 | 52 | 139 | 335 |
| | 市立幼稚園 | 100 | - | - | - | - |
| | 私立幼稚園 | 440 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 416 | 84 | 279 | 779 |
| 合計 | 620 | 560 | 136 | 418 | 1,114 | |
| 明峰 | 認可保育所 | - | 61 | 15 | 44 | 120 |
| | 企業主導型保育事業 | - | 0 | 2 | 10 | 12 |
| | 私立幼稚園 | 200 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 61 | 15 | 44 | 120 |
| 合計 | 200 | 61 | 17 | 54 | 132 | |
| 多田 | 認可保育所 | - | 132 | 18 | 110 | 260 |
| | 小規模保育事業 | - | - | 3 | 16 | 19 |
| | 地域保育園 | - | 41 | 0 | 25 | 66 |
| | 市立幼稚園 | 60 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 132 | 21 | 126 | 279 |
| 合計 | 60 | 173 | 21 | 151 | 345 | |
| 緑台 | 幼保連携型認定こども園 | 27 | 54 | 6 | 30 | 90 |
| | 私立幼稚園 | 600 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 54 | 6 | 30 | 90 |
| 合計 | 627 | 54 | 6 | 30 | 90 | |
| 清和台 | 幼保連携型認定こども園 | 278 | 122 | 15 | 93 | 230 |
| | 小規模保育事業 | - | - | 6 | 13 | 19 |
| | 市立幼稚園 | 60 | - | - | - | - |
| | 私立幼稚園 | 300 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 122 | 21 | 106 | 249 |
| 合計 | 638 | 122 | 21 | 106 | 249 | |
| 東谷 | 認可保育所 | - | 118 | 18 | 64 | 200 |
| | 保育所型認定こども園 | 75 | 15 | 5 | 10 | 30 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 280 | 63 | 15 | 74 | 152 |
| | 小規模保育事業 | - | - | 3 | 16 | 19 |
| | 市立幼稚園 | 90 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 196 | 41 | 164 | 401 |
| 合計 | 445 | 196 | 41 | 164 | 401 | |
| 全域 | 認可保育所 | - | 661 | 111 | 448 | 1,220 |
| | 保育所型認定こども園 | 75 | 15 | 5 | 10 | 30 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 850 | 460 | 69 | 321 | 850 |
| | 小規模保育事業 | - | - | 33 | 100 | 133 |
| | 企業主導型保育事業 | - | 144 | 54 | 149 | 347 |
| | 地域保育園 | - | 41 | 0 | 25 | 66 |
| | 市立幼稚園 | 400 | - | - | - | - |
| | 私立幼稚園 | 1,540 | - | - | - | - |
| | 認可計(1号除く) | - | 1,136 | 218 | 879 | 2,233 |
| | 合計 | 2,865 | 1,321 | 272 | 1,053 | 2,646 |

【出典】 幼児教育保育課

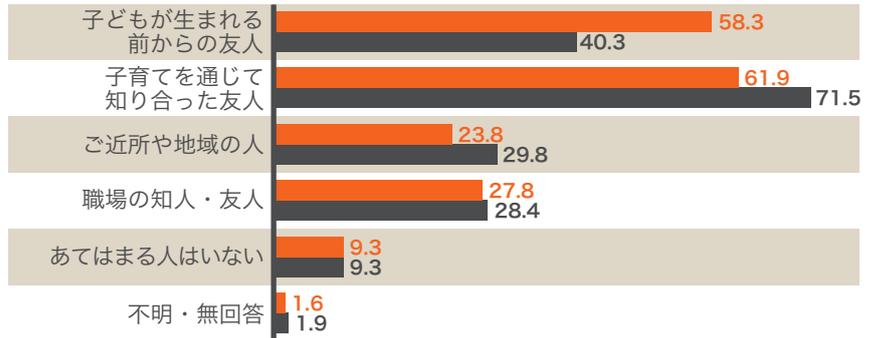
1 子育ての悩みなどの相談先

① 家族・親族以外で付き合いのできる人の有無(複数回答)

子育ての相談ができる

子育ての相談ができる人の有無についてみると、「子育てを通じて知り合った友人」が就学前児童で61.9%、小学生児童で71.5%と最も高くなっています。

- 就学前児童(N=1,059)
- 小学生児童(N=951)

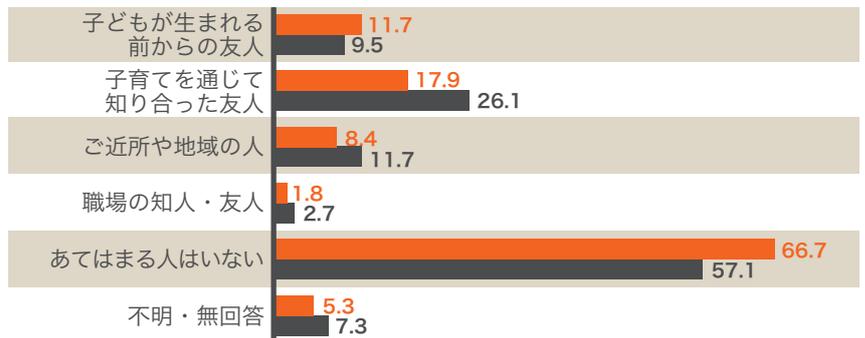


② 家族・親族以外で付き合いのできる人の有無(複数回答)

子育てのサポートができる

家事・育児のサポートができる人の有無についてみると、「あてはまる人はいない」が就学前児童で66.7%、小学生児童で57.1%と最も高くなっています。

- 就学前児童(N=1,059)
- 小学生児童(N=951)

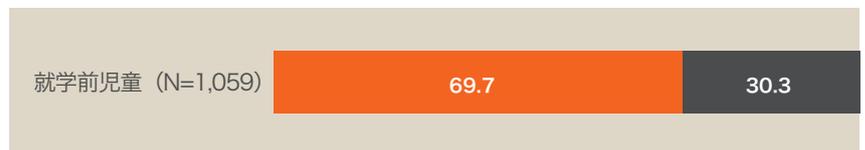


2 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況と希望

① 平日の定期的な教育・保育サービスの利用の有無

「利用している」が69.7%、「利用していない」が30.3%となっています。

- 利用している
- 利用していない



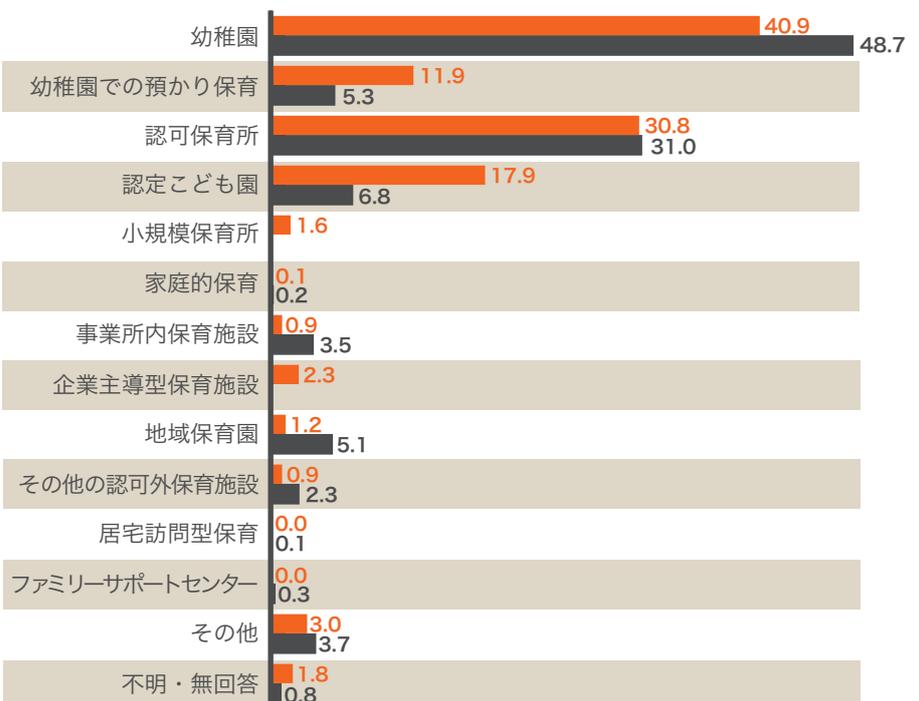
② 「利用している」を選んだ人のうち平日に利用している教育・保育サービス(複数回答)

平成25年度調査結果との比較

平日に利用している教育・保育サービスについてみると、「幼稚園」が40.9%(前回48.7%)で最も高く、次いで「認可保育所」が30.8%(前回31.0%)、「認定こども園」が17.9%(前回6.8%)となっています。

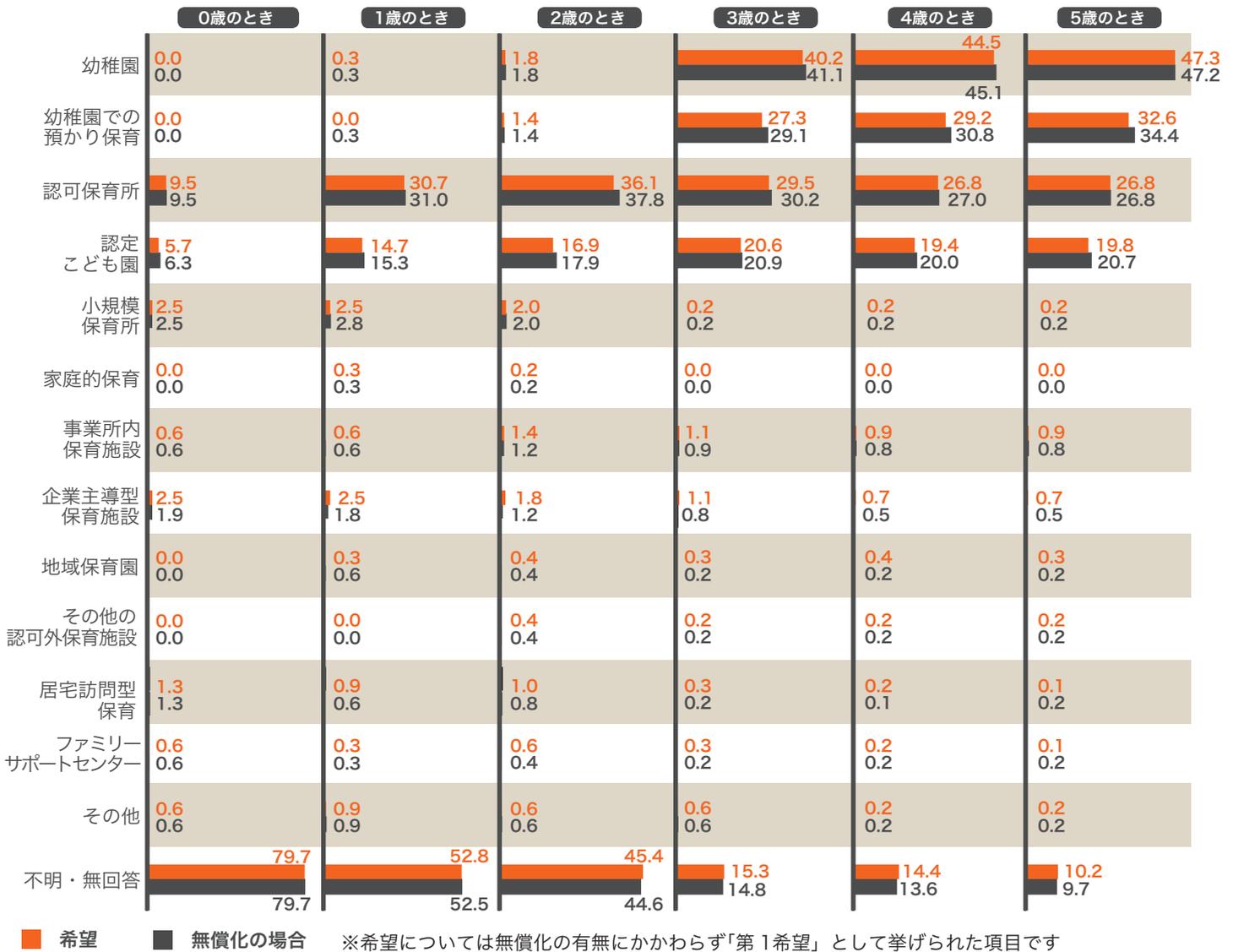
- 今回(N=738)
- 前回(N=874)

※小規模保育所、企業主導型保育施設は、前回調査(平成25年度)以降に制度化された施設であるため、今回調査(平成30年度)のみの項目です



③ 定期的に利用したい教育・保育サービス(複数回答)

年齢別にみると、0～2歳では「認可保育所」が最も高く、それぞれ9.5%、30.7%、36.1%、3～5歳では「幼稚園」が最も高く、それぞれ40.2%、44.5%、47.3%となっています。無償化の場合の希望についても概ね同様の傾向ですが、3～5歳では「幼稚園での預かり保育」が若干高くなっていることがわかります。



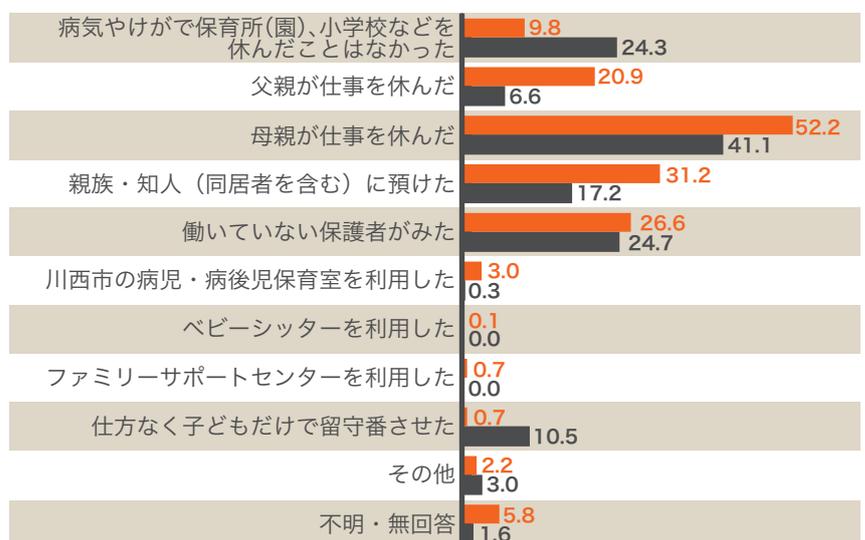
③ 短時間サービスの利用状況と利用意向

① 病気の際の対応(複数回答)

子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった、あるいは、小学校を休まなければならなかった場合の、この1年間の対処方法(複数回答)

子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった、あるいは、小学校を休まなければならなかった場合の、この1年間に行った対処方法についてみると、「母親が仕事を休んだ」が就学前児童で52.2%、小学生児童で41.1%と最も高くなっています。

■ 今回(N=738)
■ 前回(N=874)

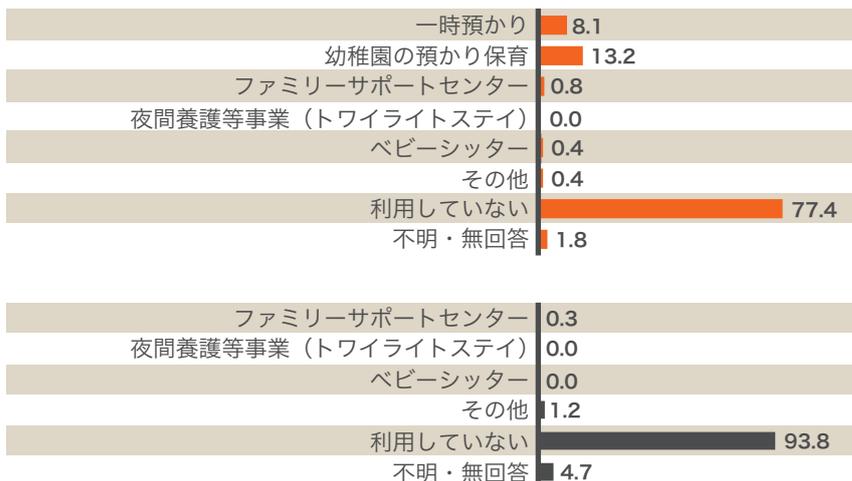


② 日中の一時預かり等の利用(複数回答)

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービス

不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用についてみると、「利用していない」が就学前児童で77.4%、小学生児童で93.8%と高くなっています。就学前児童で利用をしている方の中では、「幼稚園の預かり保育」が最も高く、13.2%となっています。

■ 就学前児童(N=1,059)
■ 小学生児童(N=951)

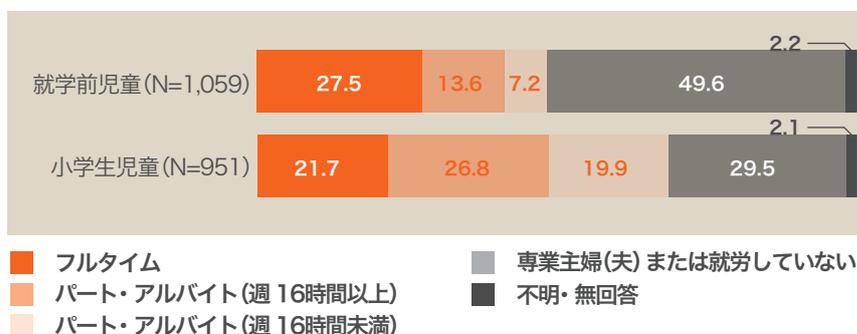


④ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

① 就労状況

母親の現在の就労状況

保護者の現在の就労状況についてみると、母親は「専業主婦または就労していない」が就学前児童で49.6%、小学生児童で29.5%と最も高くなっています。

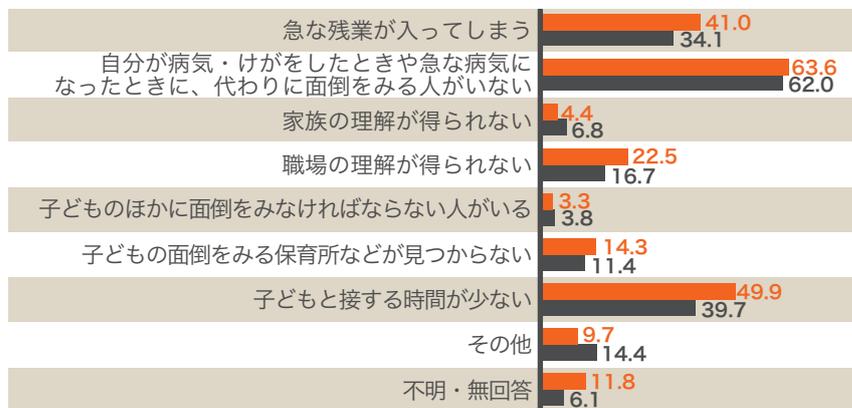


② 仕事と子育ての両立で大変と感じることについて(複数回答)

仕事と子育てを両立するうえで大変なこと

仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることにについてみると、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」が就学前児童で63.6%、小学生児童で62.0%と最も高くなっています。

■ 就学前児童(N=1,059)
■ 小学生児童(N=951)

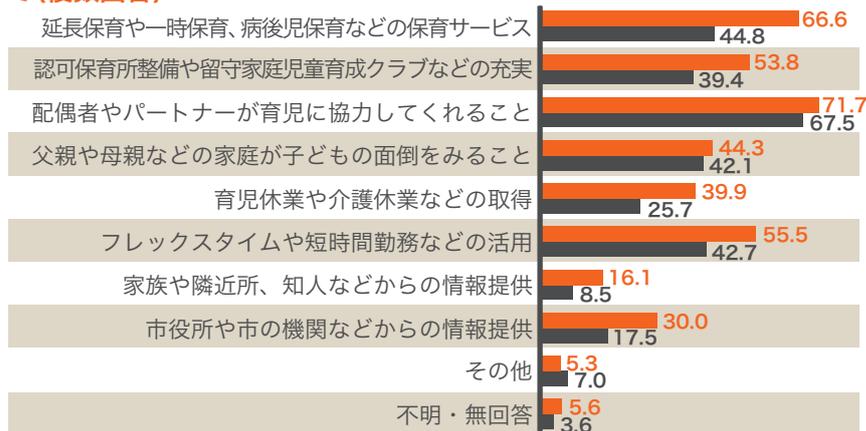


③ 仕事と子育ての両立に必要なことについて(複数回答)

仕事と子育てを両立するうえで必要なこと

仕事と子育てを両立するうえで必要なことをみると、「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」が就学前児童で71.7%、小学生児童で67.5%と最も高くなっています。

■ 就学前児童(N=1,059)
■ 小学生児童(N=951)



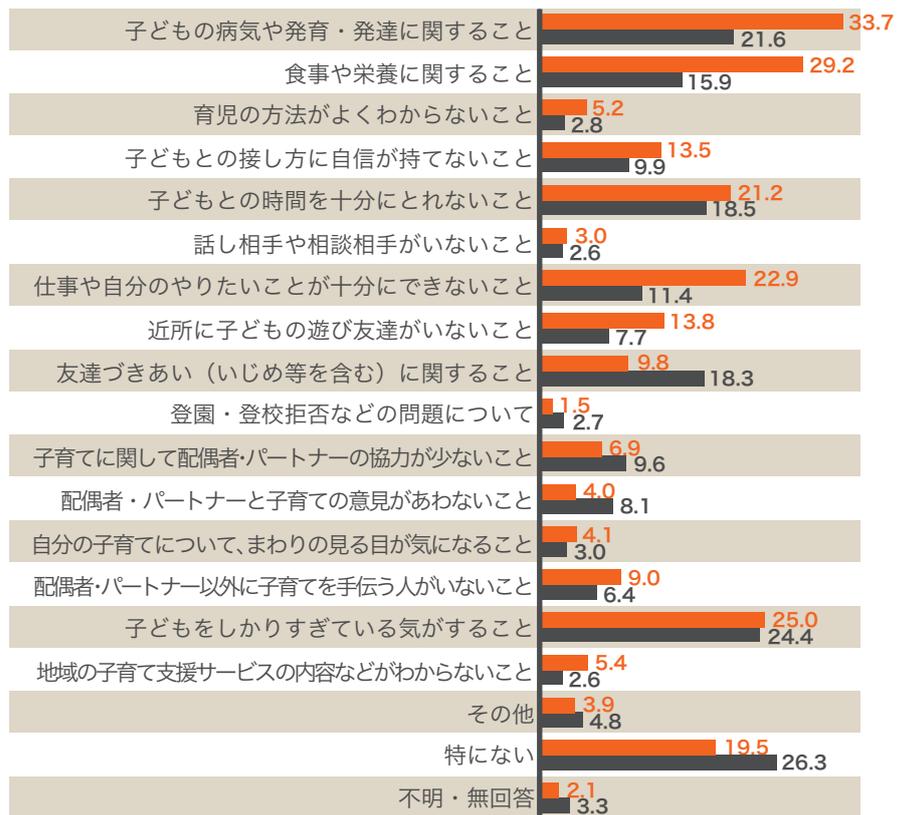
5 子育てにおける不安や負担の解消

① 日ごろ悩んでいること 気になることについて

子育てについて日ごろ悩んでいること
(複数回答)

子育てに関して日ごろ悩んでいることについてみると、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に関すること」が33.7%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が29.2%となっています。小学生児童では「特にない」が26.3%と最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がする」が24.4%となっています。

■ 就学前児童(N=1,059)
■ 小学生児童(N=951)



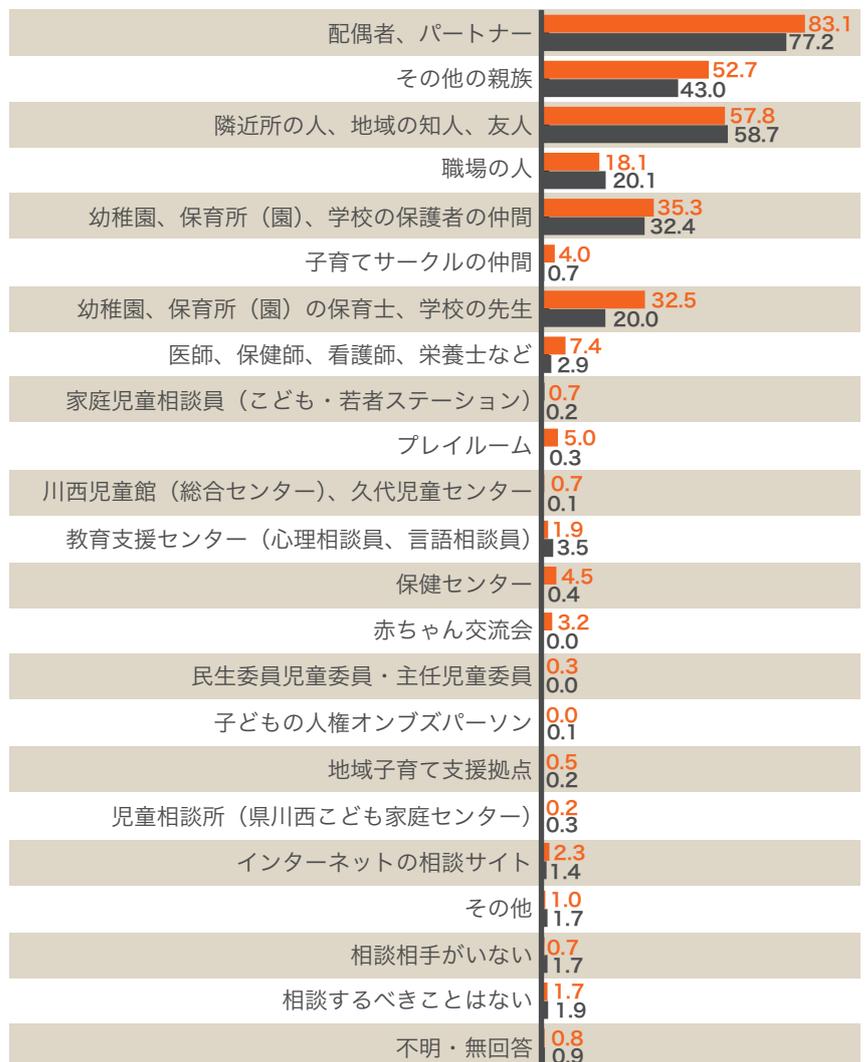
② 子育てに関する悩みの相談先について

子育てに関する悩みや不安などの相談先
(複数回答)

子育てに関する悩みや不安などの相談先についてみると、「配偶者、パートナー」が就学前児童で83.1%、小学生児童で77.2%と最も高くなっています。次いで、「隣近所の人、地域の知人、友人」が就学前児童で57.8%、小学生児童で58.7%となっています。

■ 就学前児童(N=1,059)
■ 小学生児童(N=951)

※「県伊丹健康福祉事務所」、「民間の電話相談」、「ベビーシッター」は就学前・小学生いずれの回答においても0.0%



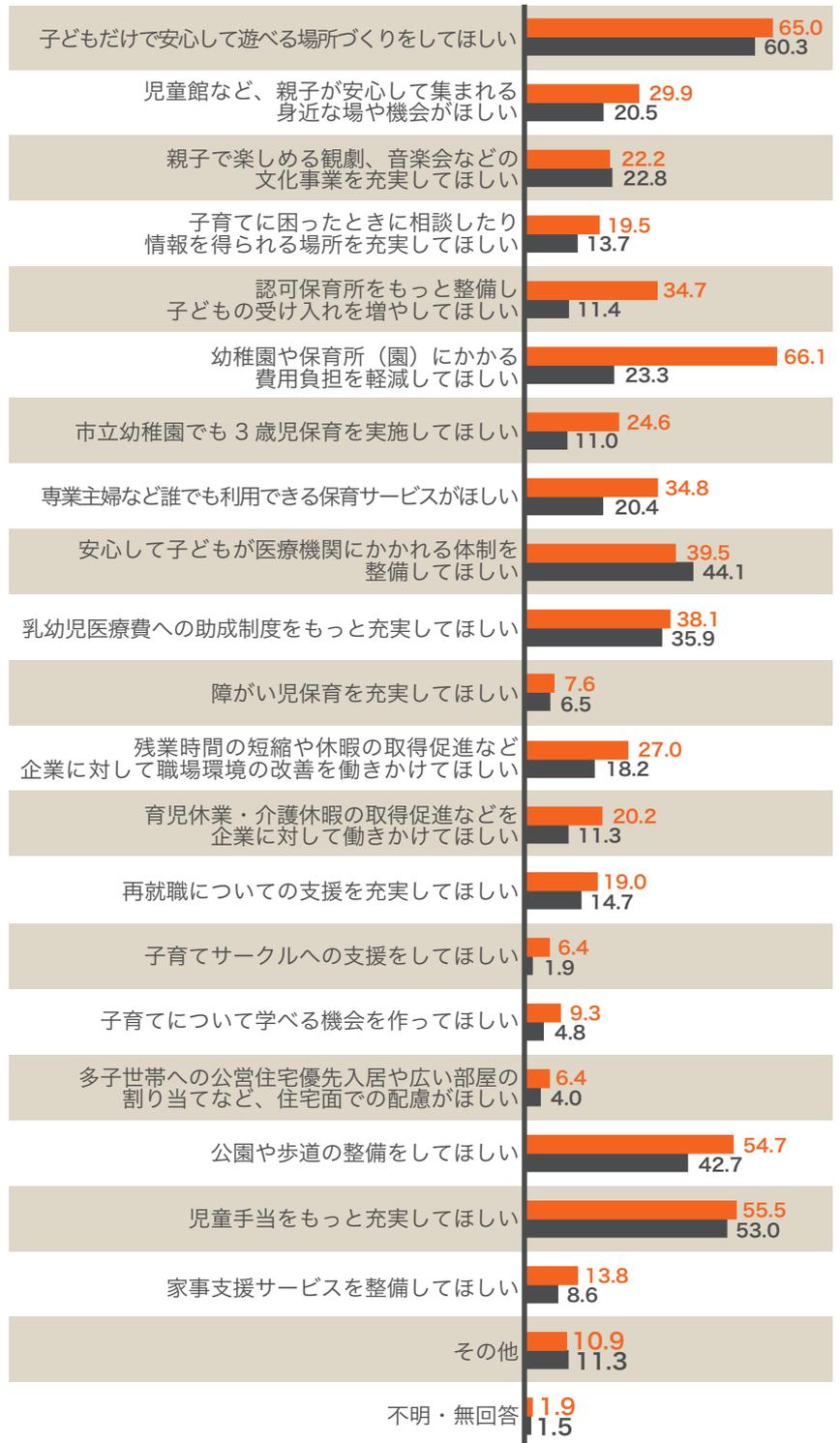
① 子育て支援について

川西市でもっとを入れてほしいもの (複数回答)

子育て支援について、川西市でもっと力を入れてほしいものについてみると、就学前児童では「幼稚園や保育所(園)にかかる費用負担を軽減してほしい」が66.1%と最も高く、次いで、「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」が65.0%となっています。小学生児童では「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」が60.3%と最も高く、次いで「児童手当をもっと充実してほしい」が53.0%となっています。

■ 就学前児童(N=1,059)

■ 小学生児童(N=951)



⑥ 安全・安心な子育て環境づくり

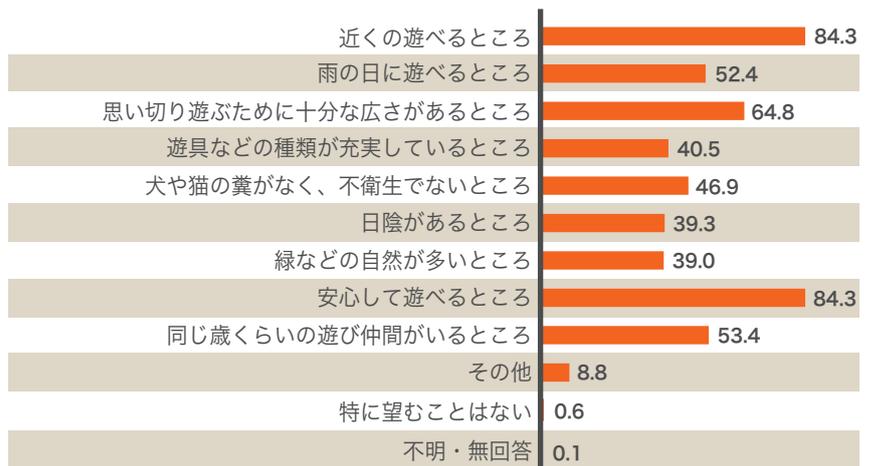
① 子どもの遊び場について

望ましいと思うことについて

子どもの遊び場について(複数回答)

子どもの遊び場で望ましいと思うことについてみると、「近くの遊べるところ」「安心して遊べるところ」が84.3%と最も高く、次いで「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」が64.8%となっています。

小学生児童(N=951)

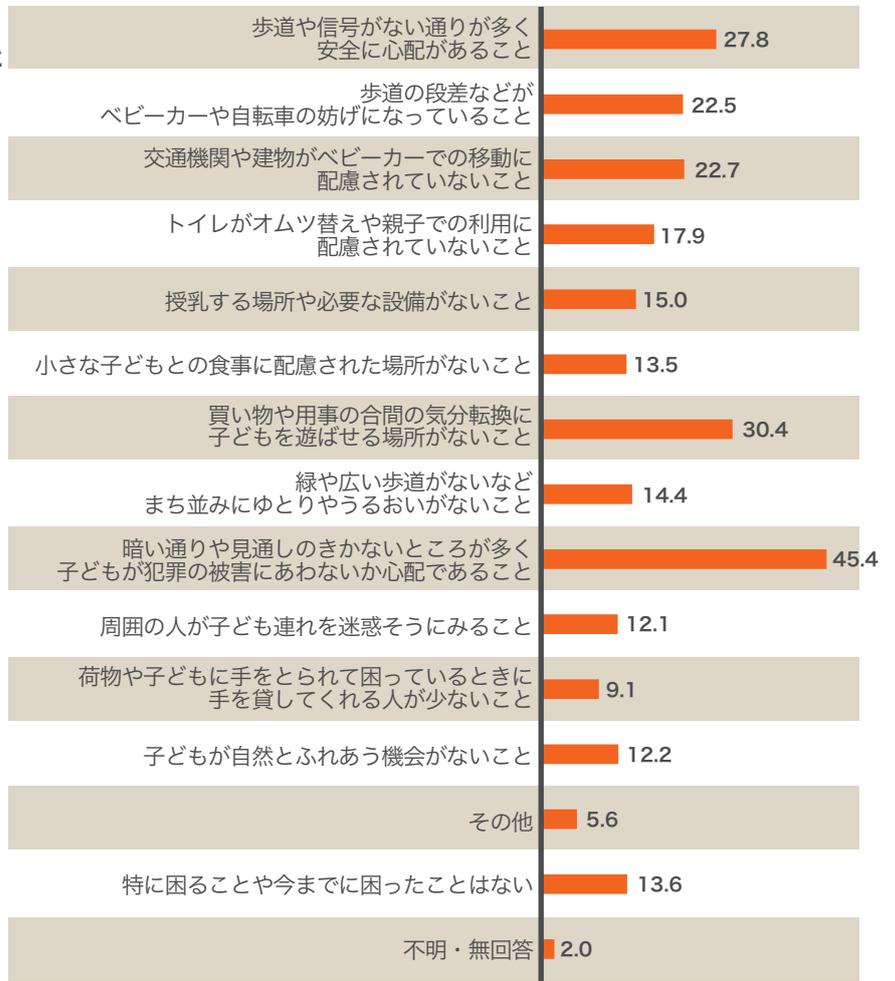


② 子どもとの外出の際に困ることについて

子どもとの外出の際に困ること、困ったこと (複数回答)

子どもとの外出の際に困ること、困ったことについてみると、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」が45.4%と最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が30.4%となっています。

小学生児童(N=951)



05 その他のアンケート調査の結果と分析

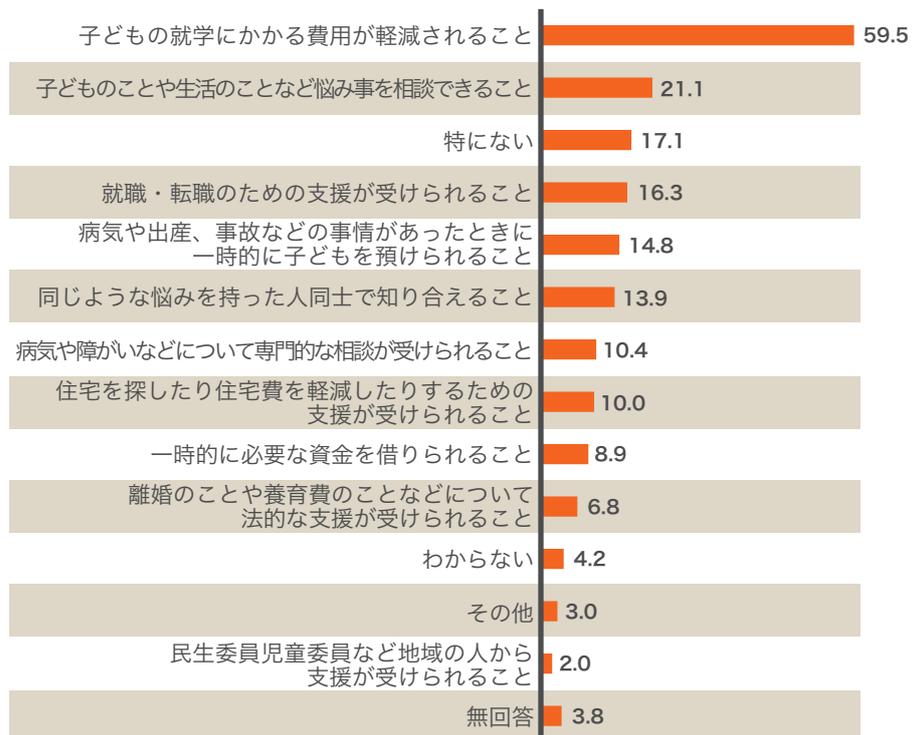
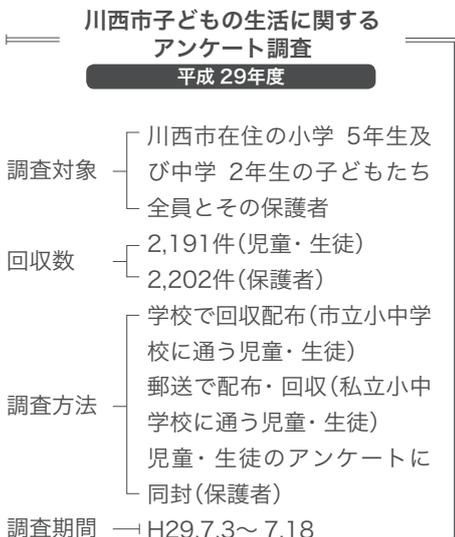
① 川西市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書(平成29年12月発行)

① 相対的貧困率について

平成 28年度国民生活基礎調査の所得額を参考に、貧困線を 122万円として定め、世帯あたりの構成人数に基づく貧困線を逆算の上、それを下回る世帯を相対的貧困世帯として推計。推計値から逆算された本市の子どもがいる世帯の相対的貧困率は 9.3%。

② 重要だと思う支援について(複数回答)

「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多く 59.5%、次いで「子どものことや生活のことなど悩み事を相談できること」が 21.1%となっています。



◎子どもと親の健康を確保するための支援について

出産や子育てが安心してできるよう、市では健康診査に対する助成や、子育て家庭への訪問指導、妊娠・発達に関する相談のほか、育児・小児医療に関する情報提供等、子どもと親の健康を確保するための事業を進めてきました。

「川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」によると、子どもの病気や発達について不安を抱える保護者が多くなっており、適切な医療の提供や各種制度の周知、医療体制に関する情報提供に加え、発達に関するサポートが必要なケース等においては、保健センターや子育て世代包括支援センターを中心に関係機関との連携を図りつつ、切れ目のない支援を行う必要があります。

◎子どもへの良質な教育・保育の提供について

平成27年の国勢調査によると、女性の就業率は平成22年時点よりもすべての世代で増加しており、本市でも全国の平均値を下回る水準ではあるものの、同様の傾向が続いています。国が女性の躍進を謳い、継続就業や再就職に関する支援や就労環境の整備、キャリア形成支援等に関する施策を進める中、本市においても18歳未満の子どもがいる共働き世帯が増加傾向にあることなどから、今後においても保育や留守家庭児童育成クラブのニーズの増加が予想されます。

そういった中、市ではこれまでも施設整備等を進め、保育施設や留守家庭児童育成クラブの定員の増加を図ってきましたが、引き続き定員増にかかる施策を推進する必要があります。その一方で、保育利用者数の増加に伴う幼稚園在園児の減少に対応するため、教育施設の適切な配置について検討する必要があります。

同時に、教育・保育施設においては、近年多様化するニーズに対して質の高いサービスが求められ、人材の確保や教職員の能力向上に努めつつ安定した事業を継続する必要があるほか、支援の必要な児童が安全・安心な環境のもと、教育・保育を受けることのできる環境づくりに努める必要があります。

また、「川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」においては、川西市の子育て支援施策に関し、幼稚園や保育所(園)にかかる費用負担の軽減が最も望まれているほか、「川西市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書」においては、一定の割合で、相対的貧困の状況にある子どものいる世帯が示され、子どもの就学にかかる費用の軽減が最も必要とされています。

この点に関しては、令和元年10月より幼児教育の無償化が実施されたことから、教育・保育にかかる一定の負担軽減が図られたところですが、引き続き支援に努める必要があります。

◎家庭・地域における子どもの育ちについて

子育て世代のライフスタイルの多様化や、少子高齢化等により、地域における子どもたちの生活環境は変化し続けています。

「川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」において、子育ての相談等ができる知人・友人のいる保護者の割合が高い数値を示しているにもかかわらず、家事・育児のサポートができる知人・友人がいない保護者の割合が高いという結果や、子どもたちだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしいという結果が出ています。

このため、地域において、子どもたちや保護者が交流する場を提供するほか、行政のみならずNPO法人や地域団体が協力しながら、世代を超えて各家庭がつながり、子どもたちが健全に成長する地域づくりに努める必要があります。

◎子どもの安全・安心の確保について

家庭のあり方や地域環境が変化を続ける中、子どもを巻き込んだ事件や事故、児童虐待等が大きな社会問題となっています。子どもたちへの身体的虐待や性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、いずれも許されるものではなく、これらの発生予防や早期発見、早期対応のため、児童相談所や子ども家庭総合支援拠点等、行政機関等の関係団体が連携し、迅速かつ適切に対応する必要があります。

また、「川西市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」によれば、外出時に子どもが犯罪に巻き込まれることに対して不安を抱える保護者が多く、地域の安全確保に向けた取り組みを進める必要があります。

さらに、子どもたちの安全や安心を確保するため、人為的な危険だけでなく、自然災害等の危険から子どもたちの身を守り、行政や地域が連携しながら、災害に備え、防災に関する知識や意識の向上に努める必要があります。

◎第1期川西市子ども・子育て計画の評価指標と過去5年間の実績値

平成27年度～平成31年度を計画期間とする第1期計画では、進捗状況の定期的な把握のため、7つの指標を設定し評価を行ってきました。施策の推進にあたっては、評価指標に定める方向性、基準値、目標値をもとに数値の改善をめざし、川西市子ども・子育て会議において、評価・検証を行っています。

以下、過去5年間における各指標の実績値と第1期計画での目標値を示しています。

① 妊娠から出産及び産後の保健・医療(サービス)について満足している母親の割合

- ▶算出方法 健幸政策課アンケート調査
- ▶方向性 増やす

| 年度 | H25 (基準値) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 目標値 |
|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 74.7% | 74.0% | 78.0% | 86.1% | 81.1% | 84.3% | 80.0% |

② 合計特殊出生率

- ▶算出方法 女性の年齢の5歳階級別出生率÷各年の10月1日の女性人口
- ▶方向性 増やす

| 年度 | H25 (基準値) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 目標値 |
|-----|--------------|------|------|------|------|-----|-------|
| 実績値 | 1.29 | 1.29 | 1.28 | 1.30 | 1.29 | | 上昇させる |

③ 乳幼児健康診査受診率

- ▶算出方法 (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数
- ▶方向性 増やす

| 年度 | H25 (基準値) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 目標値 |
|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 97.3% | 98.4% | 98.9% | 98.6% | 98.9% | 99.1% | 99.0% |

④ 「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合

- ▶算出方法 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象
- ▶方向性 増やす

| 年度 | H25 (基準値) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 目標値 |
|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 50.5% | 51.5% | 52.6% | 49.6% | 52.6% | 53.2% | 67.0% |

⑤ 「子育て支援が充実している」と思う市民の割合

- ▶算出方法 市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象
- ▶方向性 増やす

| 年度 | H25 (基準値) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 目標値 |
|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値 | 35.7% | 29.7% | 33.6% | 28.0% | 32.7% | 31.4% | 50.0% |

⑥ 待機児童数

- ▶算出方法 各年4月1日時点の待機児童数(国基準)
- ▶方向性 減らす

| 年度 | H25 (基準値) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 目標値 |
|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実績値 | 21人 | 31人 | 58人 | 32人 | 39人 | 36人 | 0人 |

⑦ 児童扶養手当受給資格者に対する全部支給の割合

- ▶算出方法 各年度末現在
- ▶方向性 減らす

| 年度 | H25 (基準値) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 目標値 |
|-----|--------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 実績値 | 57.5% | 55.9% | 54.9% | 52.1% | 50.0% | 52.4%※ | 43.7% |

※児童扶養手当の全部支給にかかる所得制限額が平成30年8月に30万円引き上げられたため割合が上昇した

基本的な考え方

川西市子ども・子育て計画

01 計画の基本理念

基本理念

子どもたちに人生最高のスタートを
～子どもたちの成長を支えあえるまちづくり～

第2期川西市子ども・子育て計画においては、「子どもたちに人生最高のスタートを」を基本理念に、子どもたちの成長を支えあえるまちづくりの実現をめざします。

一人ひとりの子どもを真ん中に置き、家庭や地域、行政、関係団体が協力しながら、あらゆる世代において、子どもたちのかけがえのなさを共有し、結婚、妊娠、出産、子育てに関する理解や支援の輪を広げることにより、子どもたちの今と未来を支えていかなければなりません。

基本理念の実現をめざして、関係機関や様々な担い手との連携・協働のもと、子ども・子育て支援、子どもの健全育成を進めていきます。

02 基本的な視点

① 子どもの視点

すべての子どもが個性や特性に応じて自己実現へ向けて歩みを進められるよう、子どもを真ん中に置いた取り組みを進めます。

② 家庭の視点

各家庭が安全で安心な環境下で子どもたちを育てることができ、子育てを通じて幸せを実感できるよう、家庭の視点に立った取り組みを進めます。

③ 地域の視点

地域社会において、子どもたちや子育て世帯を見守り、支援できる環境を築けるよう、地域の視点に立った取り組みを進めます。

④ 仕事と生活の調和を実現する視点

誰もが希望すれば働き続けながら子育てができる社会をめざし、仕事と生活の調和の実現のため、行政、地域、事業所をはじめとする関係者の視点からの取り組みを進めます。

⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点

「児童の権利に関する条約」に謳われているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

03 基本目標

1 親と子のいのちと健康を守る

妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、適切な医療が提供できる出産環境を確保し、子どもと保護者の心身の健康を第一に考え、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための切れ目のない支援体制の充実をめざします。

2 子どもに応じた教育・保育を提供する

子どもたちの健やかな成長のため、すべての子どもたちに対して、一人ひとりに応じた教育・保育を提供できるよう、教育・保育を行うことに加え、ニーズに応じた施設の整備を進め、待機児童の解消に向けた事業を進めるほか、教育施設等の適正な施設配置へ向け、施策を推進します。各施設においては、教職員が能力の向上を図り、相互理解を深めることにより、それぞれの施設における教育・保育を充実させるだけでなく、小学校生活への円滑な接続をめざし連携を強化します。

また、それぞれのニーズに応じた保育サービスや相談・交流事業等を実施し、それらのサービスを円滑に利用できるよう、それぞれの窓口や各種媒体を通じて適切な情報提供を行います。

さらに、就学後においても、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」の取り組みを推進します。

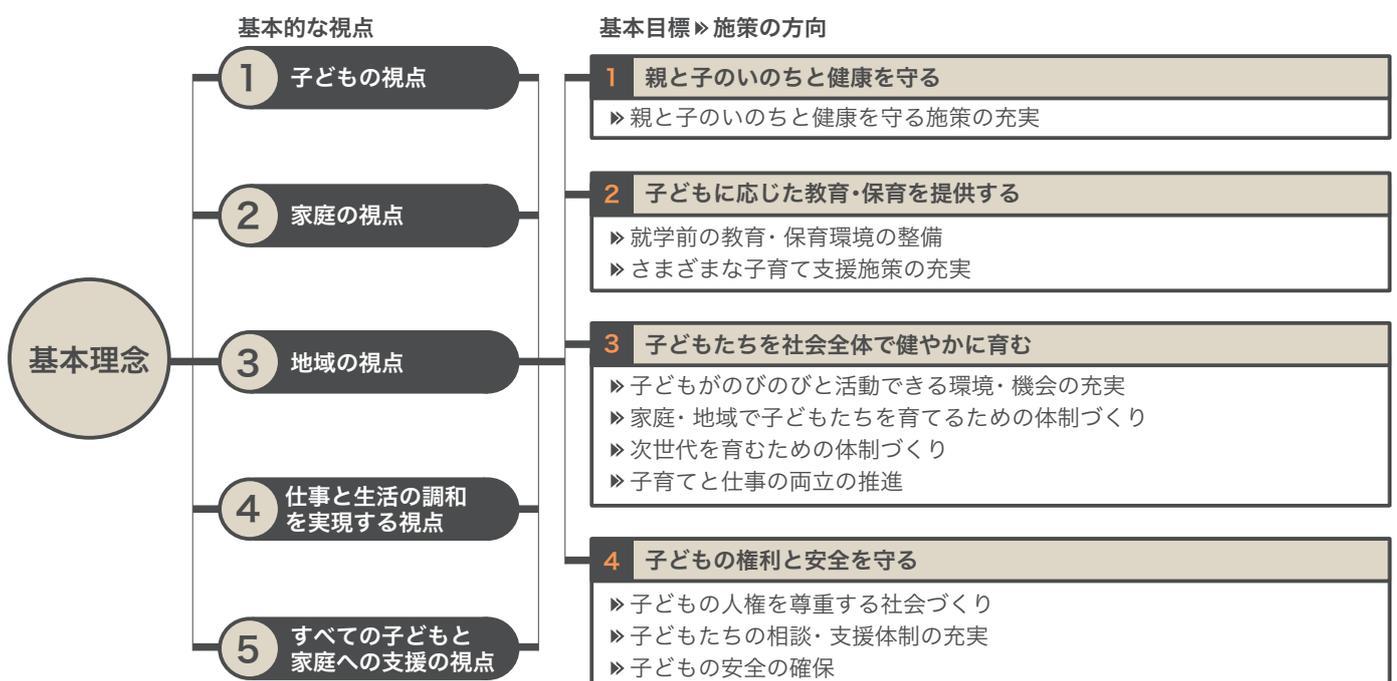
3 子どもたちを社会全体で健やかに育む

地域において、子どもたちの体験の場を充実させ、保護者の交流の機会を創出するほか、子どもたちが安全で安心に過ごせる場の確保に努めます。また、家庭における子育てと仕事の両立をめざし、ワーク・ライフ・バランスに向けた施策を推進します。

4 子どもの権利と安全を守る

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるため、子どもの人権についての啓発や相談・支援体制を充実させます。また、事件・事故、自然災害、児童虐待等によって子どもたちが身体やいのちの危険にさらされないよう、関係機関が連携を図りながら、安全を守る取り組みを進めます。

04 計画の体系



施策の展開

川西市子ども・子育て計画

7つの重点施策

① 子ども・子育て計画と総合戦略

川西市では、本計画と同時期の令和 2(2020) 年度に、令和 4(2022) 年度までの 3年間で計画期間とする「第 2 次川西市総合戦略」を策定しています。

同戦略においては、総合計画及び各分野別の個別計画と整合性を図りつつ、3年間で重点的に取り組む政策をまとめており、「何気ない日常に幸せを感じるまち」「川西の良さを大切にしたい新たなまち」をめざすことを基本的な考え方とし、特に子ども・子育ての側面では、重点政策として「子どもたちの成長を支えるまちづくり」を掲げ、子育て世帯にとって魅力的なまちをめざすとしています。

② 重点施策の展開

本計画においては、第 2章で市の子育てを取り巻く現状を分析した上で導き出された課題を踏まえ、本計画の基本目標と総合戦略の方向性を基に、次のとおり重点施策を展開します。

重点施策にかかる具体化された取り組みや、その内容については、31ページ以降の施策の展開に向けた取り組みの各項目で記載しています。

① みんなで子育てを支援する環境づくり

子どもたちの成長を支えるため、子育て世代が安心して出産・子育てができるよう切れ目のない支援を行います。また、世代を超えて地域や各家庭がつながり、子育て世帯の孤立を防ぎ、子どもたちが健全に成長する環境づくりを進めます。

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 気軽に妊娠・出産・子育て支援に関する相談ができるしくみの充実 |
| 2 | 全中学校区への地域子育て支援拠点の設置 |
| 3 | 多世代交流拠点として、公共施設を利活用 |
| 4 | 妊娠・出産・産後支援の充実 |

② 子育て世帯が仕事と家庭を両立できる環境の整備

18歳未満の子どものいる共働き世帯が増加傾向にあることなどから、質の高い就学前教育・保育の提供および保育施設や留守家庭児童育成クラブの受け入れ環境の確保を推進します。

- | | |
|---|--------------------------------------------|
| 1 | 保育環境の充実と待機児童の解消 |
| 2 | 留守家庭児童育成クラブの平日(学校休業日含む)の終了時間や学校休業日の開始時間の拡大 |
| 3 | 民間事業者の留守家庭児童育成クラブの参入の促進 |

③ 子ども・子育て家庭に寄り添った多面的な支援

医療的ケアや支援を必要とする子どもたちに、適切な保育やサポートができるよう支援体制を充実します。また、児童虐待等の発生予防や早期発見、適切な対応に向け、関係機関における緊密な連携に努めます。

※医療的ケア児…日常生活で医療的な支援が必要となる子ども

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 医療的ケア児に対する支援体制の充実 |
| 2 | 民間保育施設における支援の必要な子どもたちの受け入れに向けた体制の充実 |
| 3 | 児童虐待等の発生予防や早期発見、早期対応に向けた連携強化 |

④ 子どもの個性や生きる力を伸ばす教育

子どもたち一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性などの生きる力を育むために、子どもたちを取り巻く環境の充実を図ります。

| | |
|---|----------------------------|
| 1 | 川西市の自然や歴史、文化などを活用した体験学習の充実 |
| 2 | 学校運営協議会の導入 |
| 3 | 民間事業者との連携や地域人材を活用した課外活動の充実 |
| 4 | ICTを活用した中学校の部活動支援の拡充 |
| 5 | 子どもたちの将来の自立を支える学習・生活支援の充実 |
| 6 | 子どもたちが遊べる環境づくり |

⑤ いじめや不登校などの相談体制の充実

増加傾向にあるいじめや不登校について、ひとりで悩まないよう、子どもやその家族が相談しやすい環境の充実を図ります。

| | |
|---|-------------------------|
| 1 | 気軽に相談できるしくみや居場所の充実 |
| 2 | 全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置 |
| 3 | 適応教室への訪問相談員の配置 |

⑥ 登下校時などにおける子どもの見守りの強化

子どもの事故や事件の発生を防ぎ、安全を確保するために登下校中をはじめとする、地域での子どもの安全を確保します。

| | |
|---|-----------------------|
| 1 | ICTを活用した、子どもの見守り環境の充実 |
|---|-----------------------|

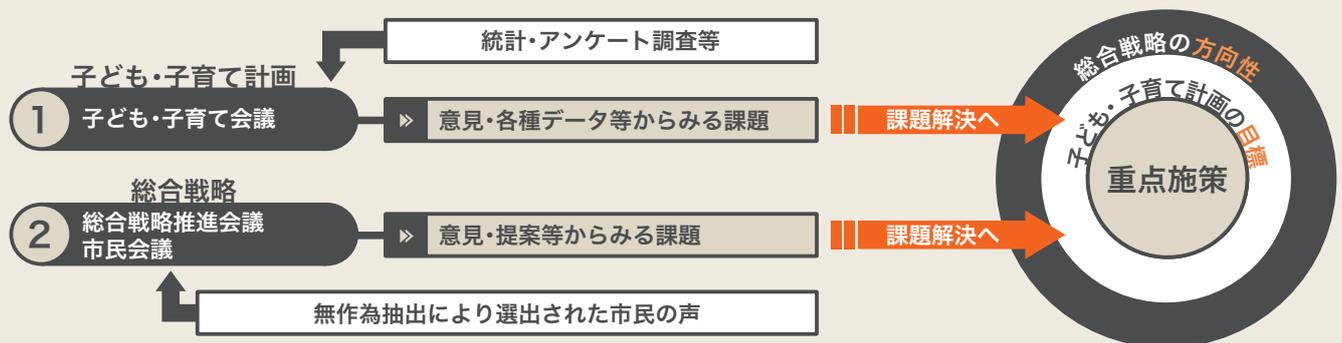
⑦ 子ども・子育てに関する情報発信

未就学児や小学生の保護者に対し、これまでとは異なったアプローチで子育て支援情報を発信します。

| | |
|---|-------------------------------------------|
| 1 | 広報誌やホームページ、チラシなどの従来の手法に加え、ICTを活用した新たな情報発信 |
|---|-------------------------------------------|

●子ども・子育て計画と総合戦略の関係

本計画では、子ども・子育て計画と総合戦略それぞれから導き出された課題解決に向け、重点施策を推進し、戦略の方向性を踏まえ本計画の目標達成をめざします。



●総合戦略とは

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題であるとして、平成 26(2014) 年、まち、ひと、しごと創生法が制定、施行されました。

平成 26年 12月、国では創生法に基づき、人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・

ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。

一方、地方自治体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン及び今後 5か年の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務として求められています。

01 親と子のいのちと健康を守る

1 親と子のいのちと健康を守る施策の充実

① 母子保健サービスの提供

妊娠・出産期から就学に至るまで、各種相談や訪問指導等を通して母子とその家族を支援し、適切な医療が提供できるよう、その環境整備に努めます。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 母子健康手帳の交付 健幸政策課 | 妊娠・出産・親になることに主体的に取り組めるよう母子健康手帳を交付し支援する。また、マタニティマークの普及・啓発を行う。 |
| 2 | 妊婦健康診査費の助成 健幸政策課 | 妊婦健康診査費用の一部を助成する。 |
| 3 | 妊婦歯科健診 健幸政策課 | 妊娠期間中に1回、市内歯科医師会会員診療所で無料で歯科健診を実施する。 |
| 4 | 妊婦への面接指導 健幸政策課 | 妊娠届出や妊婦健康診査費助成申請時等に相談、保健指導を行う。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には関係所管と連携し、妊娠期からの支援を行う。 |
| 5 | 妊娠中の学習会 健幸政策課 | 出産の準備、沐浴実習、歯周病予防等の学習会を実施する。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図る。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努める。 |
| 6 | 支援を要する母子への保健指導 健幸政策課 | 妊娠から出産・育児について、養育上の支援を要する家庭を早期に把握し、適切なフォローに努める。 |
| 7 | 妊婦・新生児等への訪問指導 健幸政策課 | 妊婦の要望に応じて、出産に関する相談や保健指導を家庭に訪問して行う。また、新生児・母親の心身の健康管理・保持増進のため、希望のある方や必要な方へ家庭訪問を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行う。 |
| 8 | 乳幼児健康診査 健幸政策課 | 小児の健康の保持増進のため、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、身体的発育及び精神的発達ならびに社会適応に関する指導や相談を行い、支援する。(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査) |
| 9 | 乳幼児健康診査未受診児への訪問 健幸政策課 | 各種乳幼児健康診査未受診児に対して訪問を実施する。また、3歳児健康診査未受診児については、地域の主任児童委員の訪問協力も得て実施する。訪問しても会えないなど必要時には、関係機関とも連携し状況把握に努める。 |
| 10 | 未熟児養育医療制度 健幸政策課 | 未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付する。 |
| 11 | 赤ちゃん交流会 健幸政策課 | 親子で気軽に集え、相談できる場として、地区の公民館等で赤ちゃん交流会を開催し、保健師等による育児相談とともに、地域の方々や活動グループの協力を得て、体操等を行う。 |
| 12 | 幼児精神精密健康診査 健幸政策課 | 医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促し、必要に応じて、療育機関等を紹介する。 |
| 13 | 就学までの継続支援 健幸政策課 | 3歳児健康診査の終了後においても、5歳児発達相談事業等で、関係機関や関係所管と連携しながら、相談体制や相談内容の充実に努め、子どもの成長に応じた支援を行う。 |
| 14 | もぐもぐ離乳食教室 健幸政策課 | 離乳食指導や試食、歯科健康教育により、乳幼児の食べる力を育てるための支援をする。 |
| 15 | 2歳児のびのび教室 健幸政策課 | 育児や栄養の情報提供、歯科チェックの実施により、子どもの健やかな成長をめざす。 |
| 16 | 2次救急医療の確保 健幸政策課 | 「2次救急医療」については、市内及び阪神北圏域での病院群輪番制を維持し連携を継続する。 |
| 17 | 定期予防接種の推進 健幸政策課 | 国における定期予防接種化等の制度変更に対応するため、接種機関の確保等の体制づくりとともに、市民への周知を図る。 |
| 18 | 助産施設入所委託 こども・若者ステーション | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。 |
| 19 | かかりつけ医等の普及と定着 健幸政策課 | 市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信等、様々なPR媒体による広報活動に努める。 |

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | 阪神北広域こども急病センター 健康政策課 こども・若者ステーション | 夜間・休日での子どもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図る。 |
| 21 | 産科医療の環境整備 病院改革推進課 | 妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。 |
| 22 | 不育症治療支援 健康政策課 | 不育症についての検査及び治療費の一部を助成する。 |
| 23 | プレママ&パパの離乳食教室 健康政策課 | 妊婦中の父母を対象に、離乳食についての講話のほか、乳児の食べる姿勢や大人の一品料理からの取り分け方を、調理実習を通じて学べる教室を開催する。 |
| 24 | 障がい児歯科診療 健康政策課 | 一般の歯科医院では治療が困難な方の歯科診療、定期歯科健診、指導を行う。 |
| 25 | 乳幼児歯科健診 健康政策課 | 乳幼児健康診査(1歳 6か月、3歳児)のほか、1歳児親子、2歳 6か月児、3歳 6か月児、4歳児、5歳児の歯科健診、歯科保健指導を実施する。年齢に応じて、歯科健診、歯磨き練習、個別指導等を行うことで、口腔の発達に合わせた切れ目のない支援を行い、健全な口腔育成のサポートをする。 |

② 性に関する正しい知識の普及

人権尊重の観点から、性教育を推進します。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 性的指向・性自認への理解・人権研修 教育支援センター | 兵庫県教育委員会作成資料『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」を参考に、人権尊重の観点から性的指向・性自認についての理解を推進する。 |

02 子どもに応じた教育・保育を提供する

① 就学前の教育・保育環境の整備

① 就学前教育・保育施設の整備

女性の就業率の上昇に伴う教育・保育ニーズの変化に対応するため、子どもたちの年齢や地域ニーズに対応した施設の整備・再編を進めます。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 保育所の整備 こども支援課 | 拡充 保護者の就労等により、保育を必要とする児童が入所する民間認可保育所の整備に対し補助を行う。 |
| 2 | 認定こども園の整備 こども支援課 | 保護者の就労状況等にかかわらず、児童に教育・保育を提供する認定こども園の普及を図るため、既存施設からの移行を中心として、必要な施設の整備に対し補助を行う。 |
| 3 | 地域型保育事業施設の整備 こども支援課 | 保護者の就労等により保育を必要とする0～2歳の児童に対して保育を実施する、地域型保育事業の施設整備に対し補助を行う。 |
| 4 | 地域型保育事業等への移行支援 こども支援課 | 川西市地域保育園をはじめ、市内の認可外保育施設が地域型保育事業や認可保育所等へ移行する際に必要な支援を行う。 |

② 市立幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策

改修や一体化を通して、耐震・老朽化対策を進めることにより、各施設の安全・安心確保に努めるほか、教育・保育環境の改善を図ります。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 保育施設の安全確保と設備の充実 幼児教育保育課 | 施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、教育・保育施設の改修や備品の充実に努める。必要な場合、施設の耐震補強を実施するとともに、大規模改修について検討する。 |
| 2 | 市立幼稚園・保育所の再編 こども支援課 | 拡充 市立幼稚園・保育所における、施設の耐震・老朽化対策及び、待機児童の解消や幼稚園の入園児童数の減少等の課題へ対応するため、各施設や地域の状況に応じた方策を検討・実施する。 |

③ 教育・保育関係者の確保や研修、連携等の実施

子どもたちが、安全・安心のもとに教育・保育を受けられるよう人材の確保に努めるほか、健やかに育ち学べるよう、各種研修や各施設・機関の連携を通じて教育・保育関係者の質の向上を図ります。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 就学前児の通園(所)施設と小学校の連携推進 幼児教育保育課 | 拡充 小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園(所)施設から小学校への円滑な接続を図る。 |
| 2 | 保育の質の向上に向けた研修等の充実 幼児教育保育課 | 保育に必要な知識と技術を身につけるねらいや目的に応じて体系的な研修を実施し保育の専門性を高める。さらに保育指導専門員による実地研修や、保育の質を定期的・継続的に検討を重ねるため職員及び教育・保育施設の自己評価の取り組みを浸透させ、具体的に進める。 |
| 3 | 教職員研修 教育支援センター | 県教育委員会主催の研修との関連性を鑑みながら、必要性に応じた研修計画の改善を図り、実習回数も含め、研修内容の精査を行った上で実施する。 |
| 4 | 保育士確保対策 幼児教育保育課 | 拡充 待機児童解消に向けた保育定員の増員に対応した保育士の確保に努める。 |

② さまざまな子育て支援施策の充実

① 多様な保育サービスの提供

ライフスタイル多様化が進む中、各家庭のニーズにあった保育を提供できるよう、通常の保育だけでなく、保育所・認定こども園の延長保育や病児・病後児保育、一時保育等の充実を図ります。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 通常保育 幼児教育保育課 | 保育を要する児童に対し、養護と教育を行う。 |
| 2 | 乳児保育 幼児教育保育課 | 乳児保育を実施し、乳児の定員の増加を図る。 |
| 3 | 産休明け乳児保育 幼児教育保育課 | 市立保育所において、乳児の受け入れを生後6カ月から産休明け(出生後57日から)に対象の拡大を図る。 |
| 4 | 低年齢児保育 幼児教育保育課 | 待機児童の多い3歳未満児について、民間保育施設の整備等に合わせ受入枠の拡大を図る。 |
| 5 | 延長保育 幼児教育保育課 | 午後7時もしくは午後8時までの延長保育を実施する。 |
| 6 | 休日保育 幼児教育保育課 | 日曜・祝日等においても保育を必要とする児童を対象に保育を実施する。 |
| 7 | 障がい児保育 幼児教育保育課 | 専門機関や入所検討会等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施する。 |
| 8 | 病児・病後児保育 幼児教育保育課 | 拡充 保護者が安心して働けるよう、病気(安定期・回復期)の児童(小学3年生まで)への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。実施にあたっては、各施設が連携を図りつつ対応できるよう努める。 |
| 9 | 一時預かり(一般型) こども・若者ステーション 幼児教育保育課 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間一時的に預かり、必要な保護を行う。 |
| 10 | 一時預かり(幼稚園型) 幼児教育保育課 | 幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行う。 |
| 11 | 認可外保育所の支援 幼児教育保育課 | 認可外保育所の運営の安定化と保育の質の確保を図るため、助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。 |

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 子育て家庭 ショートステイ こども・若者ステーション | 児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由等により養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。 |
| 13 | ファミリーサポート センターの運営 こども・若者ステーション | 会員の拡大や相互援助活動の調整に努め、子育てに関する相談、会員に対する講習会、交流会の開催等を猪名川町と共同で実施する。また、地域で取り組む子育て事業との連携を図り、近隣市町との連絡調整に努める。 |
| 14 | 民間保育所の 運営支援拡充 幼児教育保育課 | 拡充 支援が必要な子どもたちの受入体制を拡充する必要があるため、民間保育所運営に対する支援を充実する。 |

② 放課後児童対策の充実

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」※・待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進することを目的に、平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、以下の事項に取り組みます。

※小1の壁…共働き世帯等において、保育所等に比べ放課後児童育成健全事業の終了時間が早いことや保護者会・授業参観等のため、子どもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が困難になること

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 放課後子ども教室 社会教育課 | 各小学校区において小学生を対象に放課後や夏休み等に様々な体験活動を行っている放課後子ども教室事業を支援する。また、小学校の空き教室などを利用した留守家庭児童育成クラブとの一体型の放課後子ども教室の推進を基本としつつ、継続が難しい各教室との調整を行う中で、教室のあり方や補助金の整理を行う。 |
| 2 | 市立留守家庭 児童育成クラブ 社会教育課 | 拡充 小学校の余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で保育を受けることのできない小学生児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援する。 国が示すこれらのクラブの役割をさらに向上させるため、担当エリアのクラブマネジメント及び巡回指導等を行うスーパーバイザーを配置し、クラブの育成支援内容について質の向上を図る。さらに、育成支援内容をホームページや広報誌、入所式などで周知する。 また、特別な配慮を必要とする児童へは、関係機関が連携・協力し、情報提供を図ることで、支援を強化していく。 |
| 3 | 民間留守家庭 児童育成クラブ 社会教育課 | 平成29年度から民間の留守家庭児童育成クラブが開設されており、今後も民間参入を促進するほか、安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保する。 |
| 4 | 留守家庭児童育成クラブの 開所時間の拡充 社会教育課 | 拡充 保護者負担の軽減を図るため、平日(学校休業日を含む)の終了時間や学校休業日の開始時間を拡大し、受け入れ体制が整ったクラブから実施する。 |
| 5 | 留守家庭児童育成クラブ 職員の確保・育成 社会教育課 | 職員の確保に努め、内部の支援員研修や兵庫県学童保育協議会が実施する研修講座への支援員の派遣等を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、必要に応じて加配支援員を配置し、専門的な研修への参加の促進等により支援員の資質向上を図る。 また、支援員の新規採用時の研修や実務を通じ、クラブの役割理解向上を図るとともに、児童の発達や高学年児童への対応等について資質向上のための研修を行っていく。 |
| 6 | 留守家庭児童育成クラブ の環境整備 社会教育課 | 児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。 |
| 7 | 留守家庭児童育成クラブ と放課後子ども教室の 実施方針 社会教育課 | 留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体的・連携による実施をめざし、留守家庭児童育成クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図っていく。また、余裕教室の活用に関しては、留守家庭児童育成クラブ及び放課後子ども教室の設置にあたり、小学校と事前に十分な協議を行う。さらに、教育委員会・福祉部局の連携のため、教育委員会・市長部局間での情報共有を図り課題解決をめざす。 |
| 8 | 留守家庭児童育成クラブの 夏季休業中のみの受け入れ 社会教育課 | 新規 通年を基本としている留守家庭児童育成クラブの利用について、ニーズを把握したうえで、夏季休業中のみの受け入れの実施を検討する。 |

③ 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

子育て世帯を対象に、適切な助言等を行うことができる相談体制を構築し、交流会や学習会等を実施することにより、情報交換や悩みの共有を行い、育児への不安の解消を図ります。また、子育て支援情報を効果的に届けるため、スマートフォンを活用するなど、適切な媒体を活用した情報発信を行います。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | こんにちは赤ちゃん こども・若者ステーション | 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。また、訪問の際絵本のプレゼントを行う。 |
| 2 | 親子の絆づくりプログラム “赤ちゃんがきた！” こども・若者ステーション | 生後2か月から5か月までの第一子を持つ母親が、子育て力をつけ生き生きと子育てができ、心身とも健康な子どもを育てられるよう、親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”を開催する。 |
| 3 | 育児支援家庭訪問 こども・若者ステーション | 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。 |
| 4 | 産後ヘルパー派遣 こども・若者ステーション | 出産後6か月以内で、体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、日中家族の支援を受けることが困難な場合、家事や育児の支援を行う。 |
| 5 | 家庭児童相談室の運営 こども・若者ステーション | 18歳以下の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。 |
| 6 | 利用者支援事業の実施 こども・若者ステーション 幼児教育保育課 健康政策課 | 子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所(地域子育て支援拠点等)で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し支援する。 |
| 7 | 地域子育て支援拠点の運営 こども・若者ステーション 幼児教育保育課 | 拡充 親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に向いて地域支援活動も併せて行う。 |
| 8 | 地域子育て支援 拠点の整備 こども・若者ステーション | 拡充 地域子育て支援拠点施設を市内中学校校区単位で設置する。 |
| 9 | 赤ちゃん交流会 こども・若者ステーション | 地域子育て支援拠点において、0歳児親子の交流会を開き、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行うほか、子育てについて話し合う機会を提供する。 |
| 10 | 多胎児交流会 こども・若者ステーション | 多胎児のいる親同士の交流の場として、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママからのアドバイス等を行う。 |
| 11 | 幼児クラブ(未就学児対象) こども・若者ステーション | 久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び(夏期)、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、4歳児ひろば、まちの子育てひろば(遊び場の開放・相談)等を実施する。 |
| 12 | かわにし子育て フェスティバル こども・若者ステーション | 子育てに関わる機関・団体が一堂に集まり、おもちゃづくりや人形劇、子育てサロン等を通じて、子育て情報の提供を行い、楽しい子育てを応援する。 |
| 13 | 子育て講座等の開催 こども・若者ステーション | 親子で参加し楽しめる講座や、父親が参加しやすい講座、妊婦や0歳児とその保護者を対象にしたファミリーコンサート等を開催し、楽しい子育てを支援する。 |
| 14 | すくすく ガイドブックの発行 こども・若者ステーション | 各種の子育て支援事業の紹介、幼稚園や保育所、親子で出かけることができる場所等を掲載し、子育て中の人や転入者に配布する。 |
| 15 | 子育て情報提供の充実 こども・若者ステーション 幼児教育保育課 こども支援課 | 拡充 保育所の子育て情報誌の発行や子育て情報紙などの各種媒体を活用した子育て支援に関する情報提供など従来の広報媒体での発信に加え、スマートフォン対応アプリを活用し、未就学児の保護者に対し子育て支援情報を発信する。 |
| 16 | 民生児童委員の活動 地域福祉課 | 地域における子育て支援の充実を図るため、児童福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、子育て相談や見守り等、子育て支援の円滑実施に資するための活動助成を実施する。 |
| 17 | プレパパ・プレママ支援 中央図書館 | 乳幼児のいる親や妊婦とその家族を対象に絵本の読み聞かせや絵本の選び方等を紹介する。 |
| 18 | 市立保育所苦情解決制度 幼児教育保育課 | 「川西市立保育所苦情解決制度」を設け、市立保育所における保育の実施にかかる苦情、意見及び要望について適切な解決を図る。 |

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19 | 産後ケア こども・若者ステーション | 産後、家族・親族などから支援が得られず、産後の体調や育児について不安などがある母子に対し、助産師の訪問や協力医療機関などへの宿泊等を提供する。専門家からの相談やアドバイスを受けることにより、家族の養育能力の底上げを図る。 |

④ 経済的な負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、妊娠や出産、子どもの医療、教育・保育等、子育てのそれぞれのシーンにおいて支援を行います。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | こども医療費助成制度 医療助成・年金課 | 小学4年生から中学3年生の医療費を助成する。所得制限あり。 |
| 2 | 乳幼児等医療費助成制度 医療助成・年金課 | 0歳児から小学3年生の児童に対し医療費を助成する。所得制限あり(未就学児は所得制限なし)。 |
| 3 | 出産育児一時金 国民健康保険課 | 国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。 |
| 4 | 利用者負担の適正な設定 幼児教育保育課 | 教育・保育認定を受けた子どもの施設型給付・地域型保育給付の対象となる幼稚園・保育所等の利用者負担について、多子世帯を軽減するとともに、負担能力に応じて適正に設定する。 |
| 5 | 留守家庭児童 育成クラブ育成料の減免 社会教育課 | 子どもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。 |
| 6 | 児童手当の支給 こども支援課 | 国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している人を対象に支給する。 |
| 再 | 助産施設入所委託 こども・若者ステーション | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。 |
| 7 | 要保護・準要保護 児童生徒就学援助 学務課 | 市立の小中学校に在籍し、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する。 |
| 8 | 特定優良賃貸住宅の供給 公営住宅課 | 若年ファミリー層を中心とする中堅所得者層向けの賃貸住宅を提供する。 |
| 9 | 幼児教育・保育無償化 幼児教育保育課 | 0歳～2歳児(住民非課税世帯)の保育料を無償とし、3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償とする。 |

⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援

直接・間接的な援助を通じて、特別な支援が必要な子どもや家庭に対し、きめ細やかな支援を行い、地域において安心して生活できる環境づくりに努めます。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 母(父)子家庭等 医療費助成制度 医療助成・年金課 | ひとり親家庭の親と児童及び両親のいない児童に対し、医療費を助成する。所得制限あり。 |
| 2 | 利用者負担の算定における 寡婦(夫)控除のみなし適用 幼児教育保育課 | 教育・保育認定を受けた子どもの利用者負担について、所得が同じであっても婚姻歴の有無で差異が生じていることから、対象の家庭に対して「寡婦(夫)控除のみなし適用」を実施する。 |
| 3 | ひとり親家庭相談 こども支援課 | 母子家庭、父子家庭の子どもを養育していくうえでの悩みや就労についての支援を行う。 |
| 4 | 児童扶養手当の支給 こども支援課 | 父または母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。所得制限あり。 |
| 6 | 母子・父子及び寡婦 福祉資金の貸付 こども支援課 | 県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。 |
| 7 | 母子・父子自立支援 プログラム策定 こども支援課 | 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムを策定する。 |
| 8 | 母子生活支援 施設入所委託 こども支援課 | 母子生活支援施設に委託し、離別し18歳未満の子どもを育てている母親や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。 |

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 | 母子・父子福祉応急資金貸付 こども支援課 | 母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。 |
| 10 | 自立支援教育訓練給付金 こども支援課 | 児童扶養手当受給者または同様の所得水準にある方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の60%を支給する。 |
| 11 | 高等職業訓練促進給付金 こども支援課 | 児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。 |
| 12 | 母子加算の実施 生活支援課 | 生活保護におけるひとり親世帯の自立を支援するため、母子加算を実施する。 |
| 13 | 市営住宅の維持管理 公営住宅課 | 年間空き家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。 |
| 14 | 障がい児への医療扶助 医療助成・年金課 | 重度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部を助成する。また、中度障がい児に対し、通院・入院医療費の自己負担額の1/3を助成する。所得制限あり。 |
| 再 | 障がい児保育 幼児教育保育課 | 専門機関や入所検討会などのお見込みを踏まえながら、障がい児保育を実施する。 |
| 15 | 障がいのある子どもへの支援 幼児教育保育課 社会教育課 教育支援センター | 保育所、幼稚園、小中学校、留守家庭児童育成クラブ等において、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの状況に応じて保育士・教諭等の加配(介助員)を配置し、ニーズに対応した支援を行う。 |
| 16 | 特別支援教育 児童生徒就学奨励 学務課 | 特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する。 |
| 17 | 特別児童扶養手当の支給 こども支援課 | 20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。所得制限あり。 |
| 18 | 児童居宅生活支援 障害福祉課 | 居宅介護、移動支援及び短期入所にかかる給付費を支給し、児童の居宅生活を支援する。 |
| 19 | 障害児相談支援 障害福祉課 | 在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。 |
| 20 | 放課後等デイサービス 障害福祉課 | 療育の必要な20歳未満の就学児童を対象として、学校と連携・協働し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。 |
| 21 | 児童発達支援センター 障害福祉課 | 川西さくら園において、施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童及びその家族を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、機能回復訓練、生活適応訓練等の療育及び療育方法の指導を実施する。 |
| 22 | 児童発達支援 障害福祉課 | 施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。 |
| 23 | 保育所等訪問支援 障害福祉課 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。 |
| 24 | 自立支援医療(育成医療) 障害福祉課 | 18歳未満の障がい児、または治療を行わない場合将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、その身体障がいを除去、軽減、または防止するための医療について、医療費の一部を給付する。 |
| 25 | 障害児福祉手当 障害福祉課 | 重度の障がいがあるために常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する。所得制限あり。 |
| 26 | 重度心身障害者(児)介護手当 障害福祉課 | 常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児(者)を介護している人を対象に支給する。所得等の制限あり。 |
| 27 | 軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成 障害福祉課 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児について、補聴器購入費の一部を助成する。 |
| 28 | 居宅訪問型児童発達支援 障害福祉課 | 重度の障がい等があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。 |
| 29 | 医療的ケア児に対する支援体制の充実 障害福祉課 | 拡充 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。 |
| 30 | 重症心身障がい児への支援体制の整備 障害福祉課 | 新規 重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、支援体制の整備・充実を図る。 |

03 子どもたちを社会全体で健やかに育む

1 子どもがのびのびと活動できる環境・機会の充実

① 安心して過ごせる場の確保

公共施設における事業実施や施設の開放、交流の場を用意すること等を通じて、子どもたちが安全で安心して過ごせる場の確保に努めます。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再 | 放課後子ども教室 社会教育課 | 各小学校区の実行委員会において小学生を対象に放課後や夏休み等に様々な体験活動を行っている放課後子ども教室事業を支援する。また、市放課後子どもプラン運営委員会を開催し、放課後児童対策事業の効果的な運営方法を検討する。 |
| 1 | 久代児童センターの運営 子ども・若者ステーション | 幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊びや児童を対象にした大正琴、囲碁等のクラブ等の季節の行事を実施する。また、中・高校生に対して異年齢交流機会の提供や自由来館形式による居場所づくりを行う。 |
| 2 | 遊び場の開放 総合センター | 幼児とその保護者を対象に遊戯室・体育室を、小学生を対象に体育室を開放し、幼児・児童の仲間づくりの場を提供する。 |
| 3 | 知明湖キャンプ場 管理の運営 文化・観光・スポーツ課 | 知明湖キャンプ場を管理・運営する。 |
| 4 | 丹波少年自然の家の運営 学校教育課 | 丹波少年自然の家を、阪神丹波地区9市1町一部事務組合の事業として実施する。 |
| 5 | 公民館の運営 各公民館 | 市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化等の講座を開催する。 |
| 6 | 図書館の運営 中央図書館 | 司書の選定した絵本や児童図書を収集、整理、保存し、貸し出しを行うとともに、閲覧の場を提供する。 |
| 7 | 地域の声を生かした 公園のリノベーション 公園緑地課 | 新規 利用頻度や利用方法を把握し、シンボリックな公園や利用者の多い公園などの地域の意思を収集したうえで、地域の声を聞くしくみを構築し、それを反映したリノベーションを進めていく。また、利用頻度の低い公園についても、そのしくみを反映する。 |

② 遊びや学びの機会の充実

地域団体やボランティア等の協力を得ながら、子どもたちに学習や体験の場を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育む機会を創出します。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 自然ふれあい講座の開催 子ども支援課 | 市内の豊かな自然環境について講師とともに観察・体感することにより、子どもの自然に対する興味や知識を深めるとともに、親子で参加することによる家族のふれあいの機会を提供する。 |
| 2 | 青少年団体活動補助金 子ども・若者ステーション | 川西市子ども会連絡協議会や川西リーダー隊、ボーイ・ガールスカウトの青少年育成団体の活動を支援するための補助を行う。 |
| 3 | 世代間交流 子ども・若者ステーション | 久代児童センターにおいて、併設している老人福祉センターの利用者にボランティアで講師を依頼し、茶道・大正琴・囲碁・詩吟等を子どもたちに伝える。 |
| 4 | 幼児教室の開催 総合センター | 0歳とその保護者を対象に「BPプログラム」、1歳とその保護者を対象に「1歳のひろばONEだーらんど」、2歳児とその保護者を対象に「たんぼくらぶ」、3歳児とその保護者を対象に「ぱんだくらぶ」、1歳から3歳の幼児とその保護者を対象に「親子で遊ぼうDAY」、外部講師による読み聞かせ「おはなしらんど」を実施する。 |
| 5 | 児童教室の開催 総合センター | 小学生を対象に、将棋、ダンス、ショートテニス、七夕飾り作り、クリスマスリース作り等の教室を実施する。 |
| 6 | 文化財団の運営 文化・観光・スポーツ課 | 青少年を対象とする様々な事業を通して、青少年に音楽や伝統文化等に触れる機会を提供し、その育成を図る。 |
| 7 | 学校・地域の連携推進 教育支援センター | 大学生が学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。 |
| 8 | 文化財関連講座 社会教育課 | 小学生を対象に、文化財に関する教室や昔遊び等の体験講座を実施する。広報誌等を通じて一般公募した参加者とともに、史跡巡りハイキングやスタンプラリーを実施する。 |
| 9 | おはなし会の実施 中央図書館 | 主に乳幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施する。 |

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 読書週間 中央図書館 | 子ども読書週間(4/23～5/12)と読書週間(10/27～11/9)に、子どもを対象にした行事を開催する。 |
| 11 | スポーツ少年団支援 文化・観光・スポーツ課 | スポーツや交流事業等による青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。 |
| 12 | 地域スポーツクラブ (スポーツクラブ 21) 支援 文化・観光・スポーツ課 | 子どもたちがスポーツを通して地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。 |
| 13 | きんたくん 学びの道場 学校教育課 | 拡充 きんたくん学びの道場については、放課後こども教室や留守家庭児童育成クラブとの役割や連携について整理を行った上で、対象学年について検討する。 |
| 14 | 市内中学校の部活動 支援の拡充 学校教育課 | 拡充 中学校部活動においては、部活動ガイドラインに則り、より効果的で持続可能な部活動運営が求められていることから部活動指導員を増員するとともに、ICT部活動支援について効果を検証し充実を図る。 |

③ 様々な体験活動の提供

豊かな自然環境を通じた体験や、食育、職業体験等を通じて、子どもたちが多彩な経験をできる場を提供します。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 親子料理教室 健康政策課 | 地域活動団体と協力して、3～5歳児親子を対象に「共食」などをテーマとした子どもの調理実習等、効果的な食育実践啓発を行う。 |
| 2 | 食育の推進 健康政策課 | 地域での多様な食育や栄養、食生活に関する情報を発信し、「第2次川西市食育推進計画」の、市民みんなで取り組める具体的な行動目標「毎月19日は食育の日“わ”らって食べよう朝・ひる・パン！」を積極的に推進する。 |
| 3 | 幼児教育保育課 学校教育課 | 保育所・認定こども園で、給食その他保育活動を通して食育を推進する。 |
| 4 | | 様々な体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる子どもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。 |
| 5 | 完全米飯給食の実施 学務課 | 学校給食において、和食を中心に手づくりこだわった完全米飯給食を実施し、子どもたちの健やかな成長や生きる力の醸成につなげる。 |
| 6 | 小学校体験活動 学校教育課 | 小学3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。 |
| 7 | 里山体験学習 学校教育課 | 小学4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さ等を実感させ、児童の豊かな心を育む。 |
| 8 | 地域に学ぶ トライやる・ウィーク 学校教育課 | 市内中学2年生全員が1週間学校を離れて地域の事業所や様々な活動場所で、体験的学習を行う。「心の教育」を中心とした全体的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。 |
| 9 | 読書支援 中央図書館 | マルチメディアデジター図書提供や、手話通訳付きのおはなし会の開催等により、誰もが読書に親しむ機会を提供する。 |
| 10 | 夏休み特別事業 中央図書館 | 夏休みに子どもを対象とした図書館員体験等の行事を開催する。 |
| 11 | 消費者啓発 生活相談課 | 夏休みくらしの親子講座(金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費行動等、生活全般にわたる基本的な知識を、親子で楽しみながら学習)を実施する。また、5歳児・小学生には買い物を通じた金銭教育、中学生には契約、携帯やインターネットのトラブルについて等、各ライフステージに応じた消費者教育に取り組む。 |

2 家庭・地域で子どもたちを育てるための体制づくり

1 子育てを支援するネットワークづくり

子育て家庭同士がつながりを持てる環境整備や子育ての主体それぞれが相互に協力できる体制づくりに努めるとともに、子育て支援団体や機関が連携して子どもたちを支援できるネットワークづくりを推進します。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 一時保育の推進 こども・若者ステーション | 子育て中でも様々な活動に参加できるよう、講演会等の開催時に保育ボランティアの協力を得て、一時保育を行う。 |
| 2 | 子育て支援活動のネットワークづくり こども・若者ステーション | 地域の子育て活動を支援するために、子育てグループ交流会を実施するほか、様々な機関・団体と連携し、コーディネートするとともにこれらのネットワーク化を図る。 |
| 3 | 子育て支援相談 こども・若者ステーション | 地域で活動する子育て支援者からの様々な相談を受ける体制を整備し、地域でのネットワークづくりを支援する。 |
| 4 | 地域の子育て支援者の育成・活動支援 こども・若者ステーション | 地域の子育て支援者に向けた講座を開催し、支援者の育成や支援活動の活性化を図る。 |
| 5 | 青少年問題協議会の運営 こども支援課 | 青少年の健全育成にかかる市の総合的な施策方針を協議・決定するとともに、コミュニティ・青少年団体・学校・保護者等の関係機関との連絡調整を図る。 |
| 6 | 子ども・若者支援地域協議会の運営 こども・若者ステーション | 困難を抱える子ども・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。 |
| 7 | 地域子育て支援事業 幼児教育保育課 | 地域子育て支援担当保育士を配置し、プレイルームの開設や子育て講座・講演会等を実施する。また、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。 |
| 再 | 学校・地域の連携推進 教育支援センター | 大学生が、学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。 |
| 8 | 子どもの読書活動推進協議会 中央図書館 | 「ブックスタート」をはじめとする子どもの読書活動の推進を図るため、関連機関との連絡調整に努める。 |
| 9 | ボランティア活動支援 地域福祉課 | 社会福祉協議会のボランティア活動センターに、ボランティア活動支援助成を実施し、子育て支援にかかるボランティアの育成や、一時保育ボランティアの派遣等、子育てに係るボランティア事業の充実を図る。 |
| 10 | 空き家活用支援 住宅政策課 | 若年等・子育て世帯が、自己の居住用に市内の空き家を取得して改修するとき、その改修工事費用の一部を助成する。 |
| 11 | 学校運営協議会の設置 学校教育課 | 拡充 学校や地域住民などが力を合わせて学校の運営することを目的に、導入校に学校運営協議会を設置する。 |
| 12 | 地域学校協働本部の設置 社会教育課 | 拡充 幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、学校と地域とのコーディネート機能を強化するため、学校支援地域本部を改め、地域学校協働本部を中学校区に設置する。 |

2 地域の子育て環境づくり

子育て中の家庭が安心して外出できるよう、子育てバリアフリーを推進することに加え、有害環境の浄化活動を行います。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | すくすくベビールームの設置 こども・若者ステーション | 授乳やオムツ替え等のスペースを設置する施設を登録し、ステッカー等を掲示することで、子育て中の家族が出かけやすい環境づくりを進める。 |
| 2 | 青少年の健全育成を阻害する店舗等の指導 こども・若者ステーション | 県事業で、青少年の健全育成の観点から有害とされる雑誌・ビデオ・DVD・遊戯具等の販売が無秩序に行われないう、兵庫県青少年愛護条例の遵守を販売者に働きかけ、改善がなされないときは県への報告を行い、当該条例に基づく販売方法等の変更または中止を働きかける。 |

③ 次世代を育むための体制づくり

① 子育てを支援するネットワークづくり

子育て家庭同士がつながりを持てる環境整備や子育ての主体それぞれが相互に協力できる体制づくりに努めるとともに、子育て支援団体や機関が連携して子どもたちを支援できるネットワークづくりを推進します。

| No. | 取り組み <small>担当所管</small> | 内容 |
|-----|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | トライやる・ウィーク ふれあい育児体験学習 幼児教育保育課 | 中学生については「トライやる・ウィーク」で、高校生については家庭科の授業の中の「ふれあい育児体験実習」で、保育所等において受け入れを行い、中・高校生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。 |
| 2 | キャリア教育推進 補助金事業 学校教育課 | 進路指導において、子どもたちが進路を決定するために必要とする資料や情報を提供することで、一人ひとりの生徒に対してきめ細かな進路相談・指導を充実させるとともに、子どもたちがより確かな進路実現を図れるための支援を行う。 |
| 再 | 地域に学ぶ トライやる・ウィーク事業 学校教育課 | 「トライやる・ウィーク」で、保育所等での活動を通して、中学生と乳幼児とが直接ふれあう活動を行う。 |

④ 子育てと仕事の両立の推進

① それぞれが責任を果たす男女共同参画社会づくり

「男女共同参画プラン」の着実な推進を図りつつ、誰もが参画できる社会をめざした取り組みを行います。

| No. | 取り組み <small>担当所管</small> | 内容 |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ジェンダー問題相談 人権推進課 | 男女共同参画センター事業として、「女性のための相談」を実施中で、週3日は専門相談員による面接・電話相談を、週2日はカウンセリンググループによる電話相談を行い、ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進をサポートする。 |
| 2 | 男女共同参画センター 学習啓発 人権推進課 | 男女共同参画社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催するとともに、絵本等の図書を収集し、貸し出しや読み聞かせの時間を持つほか、館内展示にも工夫を凝らす等、子育て支援事業を実施する。 |
| 再 | 妊娠中の学習会 健康政策課 | 出産の準備、沐浴実習、歯周病予防等の学習会を実施する。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図る。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努める。 |

② 子育てと両立しやすい就労環境への啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てと仕事が両立できる環境づくりに努めるほか、能力向上に向けた取り組みや情報提供等、就職支援を行います。

| No. | 取り組み <small>担当所管</small> | 内容 |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 女性のための 再就職支援講座 人権推進課 | 再就職・再就労・起業を希望する女性を支援する講座や、それらに対応したパソコン講座等を開催する。 |
| 2 | 特定事業主 行動計画の実行 職員課 | 職場全体で次世代育成を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが従来の働き方を見直し、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざす。 |

04 子どもの権利と安全を守る

① 子どもの人権を尊重する社会づくり

① 子どもの参加・参画をすすめる施策の展開

子どもたちの自発的な活動を促すほか、社会貢献や善行に対して表彰する等、参画に対する意欲向上を図ります。

| No. | 取り組み <small>担当所管</small> | 内容 |
|-----|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 青少年の善行表彰 こども支援課 | 青少年の地域社会への貢献や消防、警察への協力行為等の善行を表彰することにより、社会に奉仕する精神の涵養等に寄与し、健全にして郷土愛にあふれる青少年の育成を図る。 |
| 2 | 子どもの人権ネット の委託 人権推進課 | 小学校4年生から中学生の子どもたちが、自分たちの計画した「遊び」や「学習」を通して「子どもの権利条約」について理解を深めるための活動を行う。 |
| 3 | 人権学習 教育支援センター | 川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現にむけ、学校園における人権文化の創造を図るため、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。 |

② 子どもたちの相談・支援体制の充実

① 相談体制の充実

各機関が連携を図りつつ、社会活動を円滑に営む上で課題を抱える子ども・若者を対象とした相談等の事業を行います。

| No. | 取り組み <small>担当所管</small> | 内容 |
|-----|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 子ども・若者 総合相談窓口 こども・若者ステーション | 社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者や、その保護者からの相談に対して、適切な助言や関係支援機関の紹介、情報提供を行うなど、自立に向けて相談者一人ひとりに対応した支援を行う。 |
| 2 | 子どもの人権 オンブズパーソン 人権推進課 | 公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」において、いじめや体罰、虐待、不登校等子どもの人権侵害に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。 |
| 3 | 青少年相談 教育支援センター | 不登校等の子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。 |
| 4 | 適応教室の支援の充実 教育支援センター | 拡充 小学生の通室が増加傾向にある中、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を支援するため、支援人数や開室時間など、支援内容を見直すことで充実を図る。 |
| 5 | スクールソーシャル ワーカーの配置拡充 学校教育課 | 拡充 問題行動・不登校等の未然防止、早期解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、関係機関との連携をとりながら、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 |

② 児童虐待防止策の充実

児童虐待を防ぎ、子どもたちの安全を守るため、養育上の問題解消等を通じ、未然防止に努めるほか、関係機関のネットワークを生かした支援を充実させます。

| No. | 取り組み <small>担当所管</small> | 内容 |
|-----|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再 | 家庭児童相談室の運営 こども・若者ステーション | 18歳以下の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。 |
| 再 | こんにちは赤ちゃん こども・若者ステーション | 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が全戸訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。 |
| 1 | 育児支援家庭訪問 こども・若者ステーション | 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。 |
| 2 | 児童虐待防止啓発 こども・若者ステーション | 11月の児童虐待防止推進月間に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズの配布や講演会を開催し児童虐待防止を啓発する。 |
| 3 | 要保護児童対策協議会 こども・若者ステーション | 要保護児童を早期に発見し対応するため、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等関係機関によるネットワークを充実する。また、研修会の開催等により、関係機関職員の資質向上を図る。 |
| 4 | 各種母子保健事業を 活用した支援の充実 健康政策課 | 乳幼児(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)健康診査事業、訪問指導(新生児・乳幼児等)事業、赤ちゃん交流会等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている親や、ハイリスク児への相談等継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。 |

3 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通事故を防止するため、交通安全施設の整備・維持管理を行うほか、子どもたちの安全を確保するため、交通安全教育を推進します。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 交通安全対策の推進 道路管理課 | 安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。 |
| 2 | 交通安全教室の実施 交通政策課 | 交通安全教室を開き、保護者に対して幼児の交通事故の現状、幼児の行動(心理)特性、家庭における幼児の交通安全教育の進め方等について、実践的な教育活動を実施する。また、チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努める。 幼児に対しては、道路の歩き方、信号の見方等、基本的な交通安全教育を実施する。 |

② 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進

行政・地域・関係団体が協力し、生活安全上の課題解決に尽力することに加え、子どもたちを災害から守り非常の事態に対応できるよう、情報提供に努めるほか、訓練等を実施します。

| No. | 取り組み 担当所管 | 内容 |
|-----|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 乳幼児向け救急救命法講習会の開催 こども・若者ステーション | 乳幼児向けの救急救命法と心肺蘇生法の実技講習会を開催し、子どもが事故に遭った場合や、けがをした場合の対処法を学ぶ機会を提供する。 |
| 2 | 防災訓練の実施 防犯システムの設置 幼児教育保育課 | 市立教育・保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。園所には県警ホットラインや機械警備システム、モニター付きインターホンを設置し、関係機関と連携する。 |
| 3 | かわにし安心ネット 危機管理課 | 「かわにし安心ネット」を利用し、災害情報や防犯に関する緊急情報を配信する。 |
| 4 | 生活安全事業 生活相談課 | 「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会にて情報交換を行う等、警察をはじめ、市民や関連団体と連携し、地域の安全確保に向けた取り組みを継続する。また、「子どもの安全確保及び犯罪の未然防止」を目的として、各小学校通学路等に10台ずつ設置した防犯カメラについて、適切に管理運用を行う。 |
| 5 | こどもをまもる 110番のくるま 生活相談課 | 迷惑行為、痴漢等の犯罪行為等の危険から子どもたちを守るため、市公用車や郵便局の車両等にゴムマグネットまたはステッカーを貼り走行する。 |
| 6 | こどもをまもる 110番のおうち こども・若者ステーション | 児童・生徒の登下校時等における安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「こどもをまもる110番のおうち」の拡充・整備を図る。 |
| 7 | 学校安全協力員 こども・若者ステーション | 校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。 |
| 8 | 青少年の育成 こども・若者ステーション | 青少年非行の防止と児童生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、補導活動と学校外における安全確保に関する活動を行う。 |
| 9 | 青色回転灯パトロール こども・若者ステーション | 警察の許可を得て、青色回転灯を装備した公用車で小学校の通学時間帯を中心に市内を巡回し、児童生徒の見守りを行い、その安全確保を図る。 |
| 10 | 青少年育成市民会議 こども・若者ステーション | 市内7中学校区の青少年育成市民会議が、地域の青少年健全育成に関わる団体の連携のもと、地域のおとなの声かけ(あいさつ運動)・見守り(登下校時の子どもの見守り)運動等を実施する。 |
| 11 | 学校への 防犯システムの整備 教育総務課 | 防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む夜間及び休日における機械警備システム整備のほか、県警ホットラインを設置し、関係機関と連携しながら、児童生徒のより安全な学校生活の推進を図る。 |

妊娠・出産・子育て期にわたる 切れ目のない支援体制

子育て世代包括支援センター
子ども家庭総合支援拠点
子ども・若者総合相談センター

◎妊産婦から若者支援まで

川西市こども・若者ステーションは、平成30年9月に開設し、子育て世代包括支援センター(母子保健法)、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉法)、子ども・若者総合相談センター(子ども・若者育成支援推進法)の機能を有する施設です。

支援対象は妊産婦から概ね39歳までの若者(社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者)で、切れ目のない支援体制の構築をめざし、以下の事業を実施します。

1. 子育て世代包括支援センター

▶利用者支援事業(母子保健型)

保健センターと連携し、妊娠期から子育て期に利用できるサービスを自身でカスタマイズするセルフプランの作成や、子育てに不安・負担のある家庭への支援プランを作成するほか、関係機関とのネットワークを構築する。

▶利用者支援事業(基本型)

▶母子保健事業

保健センターと情報を共有し、連携して各種相

談や同行訪問を行うほか、産前産後サポートや産後ケアを行う。

▶子育て支援事業

▶プレイルーム

▶一時預かり保育

2. 子ども家庭総合支援拠点

▶家庭児童相談

虐待や養育上の問題に対する対応・助言等を行う。

要保護児童対策協議会の関係機関と連携する。

3. 子ども・若者総合相談センター

▶相談窓口

概ね39歳までのひきこもり、ニート、不登校者及びその関係者を対象とした相談窓口を開設する。

▶居場所

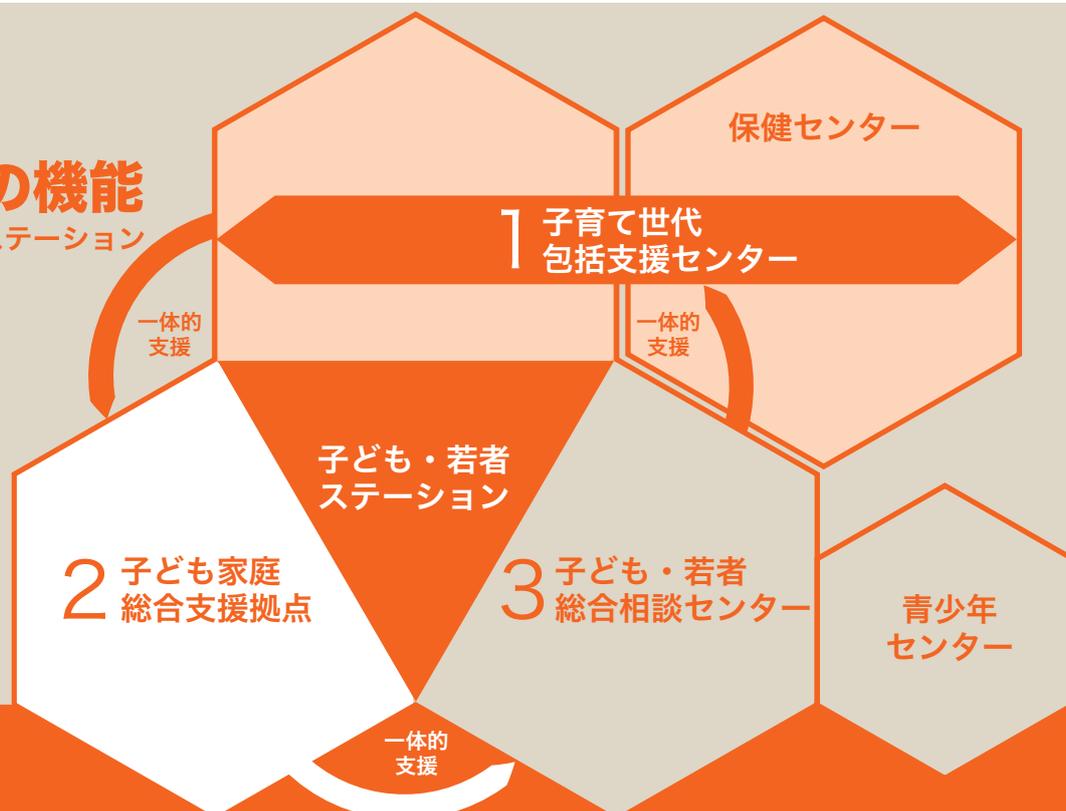
講座の開催や情報交換会等を実施する。

▶支援ネットワーク

子ども・若者支援地域協議会の関係機関と連携する。

3つの機能

こども・若者ステーション



切れ目のない支援体制

事業計画

川西市子ども・子育て計画

01 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

① 提供区域の設定にかかる考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

② 本計画における提供区域

提供区域は市内全域を基本とし、「地域子育て支援拠点事業」については中学校区とします。

なお、第1期計画においては、保育の提供区域を中学校区としていましたが、すべての中学校区において保育施設が整備されたことに加え、保育施設が提供区域を問わず利用可能であることによって、提供体制の確保により定員が充足しているにもかかわらず待機児童が発生する状況が同一の中学校区において継続的に見られることから、提供区域を全域へと見直します。

| 提供区域 | 区分 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市内全域 | <p>① 教育・保育</p> <p>② 地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者支援事業 ▶ 時間外保育事業(延長保育) ▶ 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ) ▶ 子育て短期支援事業(ショートステイ) ▶ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ▶ 育児支援家庭訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ▶ 一時預かり事業(幼稚園型) ▶ 一時預かり事業(保育所、ファミリーサポートセンター等) ▶ 病児・病後児保育事業 ▶ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)(就学児) ▶ 妊婦に対する健康診査 |
| 中学校区 | <p>② 地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域子育て支援拠点事業 |

02 計画期間における人口推計

計画の策定にあたって、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要なとされる0歳から11歳について、計画期間である令和2(2020)年～令和6(2024)年の人口推計を行いました(各年4月1日)。

中学校区ごとの人口を以下の方法(コーホート変化率法)で算出し、積み上げた数値を市全域の人口推計としています。

- ①平成27年4月1日～平成31年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から各年齢別に翌年の同集団(+1歳)の人口との増減率を求め、その平均値を算出
- ②上記の増減率の平均値を、基準とする平成31年4月1日時点の年齢別人口に乘じ、令和2(2020)年～令和6(2024)年
- ③0歳児については、平成27年4月1日～平成31年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から婦人子ども比の平均値を算出し、各年に適用

各年齢の推計者数を算出

(人: 4月1日時点)

| 年齢 | 実績 | | 推計 | | | |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和元年 (2019年) | 令和2年 (2020年) | 令和3年 (2021年) | 令和4年 (2022年) | 令和5年 (2023年) | 令和6年 (2024年) |
| 0歳 | 984 | 986 | 965 | 942 | 921 | 901 |
| 1歳 | 982 | 1,033 | 1,037 | 1,016 | 990 | 968 |
| 2歳 | 1,141 | 1,017 | 1,067 | 1,073 | 1,052 | 1,024 |
| 小計 | 3,107 | 3,036 | 3,069 | 3,031 | 2,963 | 2,893 |
| 3歳 | 1,184 | 1,178 | 1,052 | 1,103 | 1,109 | 1,086 |
| 4歳 | 1,227 | 1,206 | 1,202 | 1,074 | 1,123 | 1,130 |
| 5歳 | 1,285 | 1,239 | 1,219 | 1,217 | 1,087 | 1,134 |
| 小計 | 3,696 | 3,623 | 3,473 | 3,394 | 3,319 | 3,350 |
| 6歳 | 1,272 | 1,295 | 1,249 | 1,229 | 1,229 | 1,097 |
| 7歳 | 1,352 | 1,285 | 1,308 | 1,265 | 1,243 | 1,245 |
| 8歳 | 1,376 | 1,358 | 1,291 | 1,316 | 1,272 | 1,251 |
| 9歳 | 1,319 | 1,385 | 1,366 | 1,301 | 1,324 | 1,282 |
| 10歳 | 1,468 | 1,329 | 1,396 | 1,377 | 1,311 | 1,334 |
| 11歳 | 1,414 | 1,478 | 1,338 | 1,406 | 1,387 | 1,320 |
| 小計 | 8,201 | 8,130 | 7,948 | 7,894 | 7,766 | 7,529 |
| 合計 | 15,004 | 14,789 | 14,490 | 14,319 | 14,048 | 13,772 |

03 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

① 各年度における量の見込みの算定方法

計画の策定にあたり、人口の推移や平成30年10月に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答結果に加えこれまでの実績を基に、国の示す手順を基本として算出しています(詳細はそれぞれの項目に記載)。

② 提供体制の確保方策の実施時期と内容

1 提供体制の確保方策の実施時期

教育・保育の利用希望に対応する提供体制の確保については、「子育て安心プラン」で目標としている令和2(2020)年度末までに対応することをめざし記載しています。

また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ)の利用希望に対応する提供体制の確保については、「新・放課後子ども総合プラン」で目標としている令和3(2021)年度末までに対応することをめざし記載しています。地域子ども・子育て支援事業の他の事業については、計画期間中の令和2(2020)年度～令和6(2024)年度に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

2 教育・保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育・保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育・保育施設・事業などをもって確保方策の内容としています。

▶ 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・地域保育園

市内に立地する各幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、地域保育園の利用定員を基本とする数値を記載しています。このうえで量の見込みを充足する提供体制の確保を図るため、定員増を行う計画としています。

▶ 企業主導型保育事業

定員数のうち、事業実施者の従業員等が利用する「従業員枠」とは別に定員の50%以下で設定が可能な「地域枠」を提供体制として記載しています。

1 教育・保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

▶人口推計

コーホート変化率法により算出しています(P43参照)。

▶利用希望率

平成 30年度に実施した「川西市子育てに関するアンケート調査」から得られたニーズ量を、第 1期計画における計画値と実績値のギャップを勘案し補正するなどし、保育ニーズ最大値として設定した上で、2・3号認定の利用率については令和 5(2023) 年度まで割合の増加が続くものと想定しています。

また、1号認定の利用希望率については、保育ニーズの増に伴い、令和 5(2023) 年度まで割合の減少が続くものと想定しています。

▶量の見込み

人口推計と利用希望率を掛け合わせ算出しています。

▶確保方策

既存の施設定員数と増減を見込む施設の定員数の和のうち、量の見込みを受け入れるのに必要とされる数値を示しています。

▶確保方策の考え方

令和 4(2022) 年度に保育施設の新設による 2・3号認定定員あわせて 90人の定員増を図ることに加え、認定こども園の 2号認定に関し、令和 3(2021) 年度に 60人、令和 4(2022) 年度に 30人の定員変更による定員増を図ります。また、1号認定定員については毎年度利用定員の変更を行います。

なお、保育施設の整備に際しては、施設数・類型等に関し、実施時において最適と考えられる方法を検討することとします。

| 年度 | 区分 | | 教育利用 | | | 保育利用 | | | | | |
|-----------------|----------|----------------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 認定区分 | 年齢 | 1号 | 2号 | 教育 利用計 | 2号 | 3号 | | 保育 利用計 | | |
| | | | 3~5歳 | 3~5歳 | | 3~5歳 | 0歳 | 1・2歳 | | 小計 | |
| 令和2年度(2020年度) | 人口推計(人) | | 3,623 | | | 3,623 | 986 | 2,050 | 3,036 | 6,659 | |
| | 利用希望率 | | 50.7% | 7.9% | 58.6% | 35.6% | 18.6% | 43.9% | 35.6% | 35.6% | |
| | 量の見込み(人) | | 1,837 | 286 | 2,123 | 1,289 | 183 | 899 | 1,082 | 2,371 | |
| | 定員(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 1,325 | | | 1,136 | 185 | 779 | 964 | 2,100 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 1,540 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 33 | 100 | 133 | 133 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 144 | 54 | 149 | 203 | 347 |
| | | 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 |
| | | 計 | | 2,865 | | | 1,321 | 272 | 1,053 | 1,325 | 2,646 |
| | 確保方策(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 1,134 | | | 1,136 | 183 | 779 | 962 | 2,098 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 989 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 0 | 95 | 95 | 95 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 71 | 0 | 0 | 0 | 71 |
| | | 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 |
| 計 | | 2,123 | | | 1,248 | 183 | 899 | 1,082 | 2,330 | | |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | | 0 | | | -41 | 0 | 0 | 0 | -41 | | |
| 令和3年度(2021年度) | 人口推計(人) | | 3,473 | | | 3,473 | 965 | 2,104 | 3,069 | 6,542 | |
| | 利用希望率 | | 48.9% | 8.5% | 57.4% | 37.6% | 19.8% | 45.8% | 37.6% | 37.6% | |
| | 量の見込み(人) | | 1,698 | 295 | 1,993 | 1,305 | 191 | 963 | 1,154 | 2,459 | |
| | 定員(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 1,225 | | | 1,196 | 185 | 779 | 964 | 2,160 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 1,540 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 33 | 100 | 133 | 133 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 144 | 54 | 149 | 203 | 347 |
| | | 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 |
| | | 計 | | 2,765 | | | 1,381 | 272 | 1,053 | 1,325 | 2,706 |
| | 確保方策(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 1,004 | | | 1,196 | 185 | 779 | 964 | 2,160 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 989 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 6 | 100 | 106 | 106 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 68 | 0 | 59 | 59 | 127 |
| | | 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 |
| 計 | | 1,993 | | | 1,305 | 191 | 963 | 1,154 | 2,459 | | |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

| 年度 | 区分 | | 教育利用 | | | 保育利用 | | | | | |
|-----------------|----------|----------------|-------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | 認定区分 | 1号 | 2号 | 教育 利用計 | 2号 | 3号 | | 保育 利用計 | | | |
| | 年齢 | 3~5歳 | 3~5歳 | | 3~5歳 | 0歳 | 1・2歳 | | 小計 | | |
| 令和4年度(2022年度) | 人口推計(人) | | 3,394 | | | 3,394 | 942 | 2,089 | 3,031 | 6,425 | |
| | 利用希望率 | | 47.1% | 9.0% | 56.1% | 39.5% | 20.9% | 47.6% | 39.3% | 39.4% | |
| | 量の見込み(人) | | 1,599 | 305 | 1,904 | 1,340 | 196 | 994 | 1,190 | 2,530 | |
| | 定員(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 1,125 | | | 1,280 | 188 | 812 | 1,000 | 2,280 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 1,540 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 33 | 100 | 133 | 133 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 144 | 54 | 149 | 203 | 347 |
| | | 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 |
| | | 計 | | 2,665 | | | 1,465 | 275 | 1,086 | 1,361 | 2,826 |
| | 確保方策(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 915 | | | 1,280 | 188 | 812 | 1,000 | 2,280 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 989 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 8 | 100 | 108 | 108 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 19 | 0 | 57 | 57 | 76 |
| 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 | | |
| 計 | | 1,904 | | | 1,340 | 196 | 994 | 1,190 | 2,530 | | |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 令和5年度(2023年度) | 人口推計(人) | | 3,319 | | | 3,319 | 921 | 2,042 | 2,963 | 6,282 | |
| | 利用希望率 | | 45.3% | 9.6% | 54.9% | 41.5% | 22.0% | 49.5% | 40.9% | 41.2% | |
| | 量の見込み(人) | | 1,504 | 319 | 1,823 | 1,377 | 202 | 1,010 | 1,212 | 2,589 | |
| | 定員(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 1,025 | | | 1,280 | 188 | 812 | 1,000 | 2,280 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 1,540 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 33 | 100 | 133 | 133 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 144 | 54 | 149 | 203 | 347 |
| | | 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 |
| | | 計 | | 2,565 | | | 1,465 | 275 | 1,086 | 1,361 | 2,826 |
| | 確保方策(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 834 | | | 1,280 | 188 | 812 | 1,000 | 2,280 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 989 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 14 | 100 | 114 | 114 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 56 | 0 | 73 | 73 | 129 |
| 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 | | |
| 計 | | 1,823 | | | 1,377 | 202 | 1,010 | 1,212 | 2,589 | | |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 令和6年度(2024年度) | 人口推計(人) | | 3,350 | | | 3,350 | 901 | 1,992 | 2,893 | 6,243 | |
| | 利用希望率 | | 45.3% | 9.6% | 54.9% | 41.5% | 22.0% | 49.5% | 40.9% | 41.2% | |
| | 量の見込み(人) | | 1,518 | 322 | 1,840 | 1,390 | 198 | 986 | 1,184 | 2,574 | |
| | 定員(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 925 | | | 1,280 | 188 | 812 | 1,000 | 2,280 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 1,540 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育事業 | | - | | | 0 | 33 | 100 | 133 | 133 |
| | | 企業主導型保育施設 | | - | | | 144 | 54 | 149 | 203 | 347 |
| | | 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 |
| | | 計 | | 2,465 | | | 1,465 | 275 | 1,086 | 1,361 | 2,826 |
| | 確保方策(人) | 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 851 | | | 1,280 | 188 | 812 | 1,000 | 2,280 |
| | | 確認を受けない幼稚園 | | 989 | | | - | - | - | - | - |
| | | 地域型保育 | | - | | | 0 | 10 | 100 | 110 | 110 |
| | | 企業主導型 | | - | | | 69 | 0 | 49 | 49 | 118 |
| 地域保育園 | | - | | | 41 | 0 | 25 | 25 | 66 | | |
| 計 | | 1,840 | | | 1,390 | 198 | 986 | 1,184 | 2,574 | | |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

注

- ※1 各認定区分において示す利用希望率を毎年度の利用希望者数の割合の目標値とします
- ※2 企業主導型保育施設の確保方策最大値(地域枠)は各施設の定員の2分の1としています
- ※3 実際の利用希望者数が量の見込みを上回り提供体制の確保方策が不足する場合には新たな施設整備等を検討するほか、実際の利用希望者数が量の見込みに満たない場合には適正な提供体制の確保方策を再検討します
- ※4 教育を希望する2号認定とは、2号認定のうち、幼児期の学校教育(幼稚園)の利用希望が強いと想定される人を指します
- ※5 「幼稚園」では、市立幼稚園の利用定員を「教育利用」欄に計上しています
- ※6 「認定こども園」では、市立及び民間認定こども園の利用定員を、「教育利用」「保育利用」欄に計上しています
- ※7 「確認を受けない幼稚園」では、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の定員数を、「教育利用」欄に計上しています

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 利用者支援事業

▶ 事業概要

教育・保育や子育て支援にかかる情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の類型に分類されます。

- 特定型 ——— 待機児童の解消等を図るため、教育・保育施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う
- 基本型 ——— 特定型に加えて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供する関係機関との連絡調整等を行う
- 母子保健型 ——— 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援体制を構築する

▶ 量の見込みの考え方

教育・保育施設や子育て支援事業へのニーズは増加し、地域型保育事業や企業主導型保育事業などの施設が開設されていることなどから、利用者の個別ニーズに沿った情報提供や相談を提供する必要性は今後も継続するものと想定します。

▶ 確保方策の考え方

幼児教育保育課やこども・若者ステーション、保健センター等で、特定型、基本型、母子保健型の利用者支援事業を実施します。

| 年度 | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 確保方策 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 |

② 時間外保育事業(延長保育)

▶ 事業概要

保育認定を受けた子どもを対象に、認可保育所や認定こども園等で、保育時間を延長して保育を実施する事業です。

▶ 量の見込みの考え方

令和 2(2020) 年度の量の見込みは平成 27年度～平成 30年度の平均値とし、令和 3(2021) 年度以降は就学前人口の変化と同様に推移するものと想定します。

▶ 確保方策の考え方

時間外保育事業は、各施設に在籍する児童が利用する事業であり、各施設において実質的に定員の設定を行っておらず、申請に応じてすべての児童が利用します。

| 年度 | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 量の見込み① | 615人 | 604人 | 593人 | 580人 | 576人 |
| 確保方策② | 615人 | 604人 | 593人 | 580人 | 576人 |
| ②-① | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

③ 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ) ※表は右ページ

▶ 事業概要

保護者等が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間等において、適切な遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

▶ 量の見込みの考え方

各小学校の1年生の申請率及び2年生以上の継続率を基に算出し、当該数値に「幼児教育・保育の無償化」の影響を考慮した量を見込み算出しています。

▶ 確保方策の考え方

- ・利用実績において登録児童の出席率は約8割程度であることから、利用登録の上限を定員の2割増としています。それに加えてクラブ室に余裕がある場合は、施設基準を満たす範囲で増員しています。
- ・利用登録定員を超える見込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮しています。
- ・既存の民間留守家庭児童育成クラブへの安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保します。また、学校の余裕教室・特別教室等既存施設の活用を基本としつつ、民間誘致等により待機児童の解消を図ります。

●表の考え方

放課後児童健全育成クラブは提供区域を市内全域としていますが、確保方策が小学校区ごととなり、区域を小学校として示しています。表の見方は右記のとおりです。

令和2年度(2020年度)

| | | |
|-------|---|------------|
| 量 | 確 | 差 |
| 確保方策 | | 確保方策-量の見込み |
| 量の見込み | | |

※確保方策の左欄は各クラブ利用登録の上限定員

(人)

| 区域 | 学年 | 令和2年度(2020年度) | | | 令和3年度(2021年度) | | | 令和4年度(2022年度) | | | 令和5年度(2023年度) | | | 令和6年度(2024年度) | | | |
|------|----|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-----|-------|---------------|-------|---|---------------|-------|-------|---|
| | | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | |
| 市内全域 | 1 | 466 | 466 | 0 | 482 | 482 | 0 | 501 | 501 | 0 | 540 | 540 | 0 | 486 | 486 | 0 | |
| | 2 | 378 | 378 | 0 | 411 | 411 | 0 | 425 | 425 | 0 | 442 | 442 | 0 | 476 | 476 | 0 | |
| | 3 | 298 | 298 | 0 | 278 | 278 | 0 | 303 | 303 | 0 | 313 | 313 | 0 | 328 | 328 | 0 | |
| | 4 | 145 | 1,520 | 138 | -7 | 161 | 1,613 | 161 | 0 | 149 | 1,613 | 149 | 0 | 163 | 1,635 | 163 | 0 |
| | 5 | 46 | | 42 | -4 | 37 | | 37 | 0 | 41 | | 41 | 0 | 39 | | 39 | 0 |
| | 6 | 13 | | 12 | -1 | 10 | | 10 | 0 | 7 | | 7 | 0 | 7 | | 7 | 0 |
| | 計 | 1,346 | | 1,334 | -12 | 1,379 | | 1,379 | 0 | 1,426 | | 1,426 | 0 | 1,504 | | 1,502 | 0 |
| 久代 | 1 | 35 | 35 | 0 | 29 | 29 | 0 | 37 | 37 | 0 | 35 | 35 | 0 | 32 | 32 | 0 | |
| | 2 | 19 | 19 | 0 | 31 | 31 | 0 | 25 | 25 | 0 | 32 | 32 | 0 | 31 | 31 | 0 | |
| | 3 | 25 | 25 | 0 | 15 | 15 | 0 | 24 | 24 | 0 | 19 | 19 | 0 | 25 | 25 | 0 | |
| | 4 | 8 | 96 | 8 | 0 | 13 | 101 | 13 | 0 | 8 | 101 | 8 | 0 | 12 | 101 | 12 | 0 |
| | 5 | 3 | | 3 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 4 | | 4 | 0 | 2 | | 2 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 |
| | 計 | 90 | | 90 | 0 | 91 | | 91 | 0 | 98 | | 98 | 0 | 101 | | 101 | 0 |
| 加茂 | 1 | 25 | 25 | 0 | 24 | 24 | 0 | 25 | 25 | 0 | 29 | 29 | 0 | 23 | 23 | 0 | |
| | 2 | 26 | 26 | 0 | 22 | 22 | 0 | 21 | 21 | 0 | 22 | 22 | 0 | 25 | 25 | 0 | |
| | 3 | 8 | 8 | 0 | 20 | 20 | 0 | 17 | 17 | 0 | 16 | 16 | 0 | 17 | 17 | 0 | |
| | 4 | 8 | 60 | 1 | -7 | 4 | 79 | 4 | 0 | 10 | 79 | 10 | 0 | 9 | 79 | 9 | 0 |
| | 5 | 2 | | 0 | -2 | 2 | | 2 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 3 | | 3 | 0 |
| | 6 | 1 | | 0 | -1 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | 70 | | 60 | -10 | 72 | | 72 | 0 | 74 | | 74 | 0 | 79 | | 79 | 0 |
| 川西 | 1 | 45 | 45 | 0 | 40 | 40 | 0 | 51 | 51 | 0 | 45 | 45 | 0 | 50 | 50 | 0 | |
| | 2 | 33 | 33 | 0 | 40 | 40 | 0 | 35 | 35 | 0 | 45 | 45 | 0 | 40 | 40 | 0 | |
| | 3 | 37 | 37 | 0 | 26 | 26 | 0 | 31 | 31 | 0 | 27 | 27 | 0 | 35 | 35 | 0 | |
| | 4 | 16 | 144 | 16 | 0 | 19 | 144 | 19 | 0 | 14 | 144 | 14 | 0 | 16 | 144 | 16 | 0 |
| | 5 | 7 | | 7 | 0 | 4 | | 4 | 0 | 5 | | 5 | 0 | 4 | | 4 | 0 |
| | 6 | 3 | | 3 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 |
| | 計 | 141 | | 141 | 0 | 131 | | 131 | 0 | 137 | | 137 | 0 | 138 | | 138 | 0 |
| 桜が丘 | 1 | 29 | 29 | 0 | 35 | 35 | 0 | 27 | 27 | 0 | 36 | 36 | 0 | 30 | 30 | 0 | |
| | 2 | 23 | 23 | 0 | 25 | 25 | 0 | 31 | 31 | 0 | 24 | 24 | 0 | 32 | 32 | 0 | |
| | 3 | 13 | 13 | 0 | 18 | 18 | 0 | 19 | 19 | 0 | 24 | 24 | 0 | 18 | 18 | 0 | |
| | 4 | 10 | 96 | 10 | 0 | 7 | 96 | 7 | 0 | 9 | 96 | 9 | 0 | 10 | 96 | 10 | 0 |
| | 5 | 3 | | 3 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 3 | | 3 | 0 |
| | 6 | 2 | | 2 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | 80 | | 80 | 0 | 89 | | 89 | 0 | 89 | | 89 | 0 | 96 | | 96 | 0 |
| 川西北 | 1 | 32 | 32 | 0 | 42 | 42 | 0 | 45 | 45 | 0 | 50 | 50 | 0 | 45 | 45 | 0 | |
| | 2 | 27 | 27 | 0 | 29 | 29 | 0 | 38 | 38 | 0 | 41 | 41 | 0 | 45 | 45 | 0 | |
| | 3 | 21 | 21 | 0 | 20 | 20 | 0 | 22 | 22 | 0 | 29 | 29 | 0 | 31 | 31 | 0 | |
| | 4 | 8 | 89 | 8 | 0 | 11 | 118 | 11 | 0 | 10 | 118 | 10 | 0 | 11 | 140 | 11 | 0 |
| | 5 | 3 | | 1 | -2 | 2 | | 2 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 3 | | 3 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 |
| | 計 | 91 | | 89 | -2 | 105 | | 105 | 0 | 118 | | 118 | 0 | 135 | | 135 | 0 |
| 明峰 | 1 | 48 | 48 | 0 | 51 | 51 | 0 | 57 | 57 | 0 | 60 | 60 | 0 | 58 | 58 | 0 | |
| | 2 | 43 | 43 | 0 | 45 | 45 | 0 | 47 | 47 | 0 | 53 | 53 | 0 | 55 | 55 | 0 | |
| | 3 | 37 | 37 | 0 | 33 | 33 | 0 | 34 | 34 | 0 | 36 | 36 | 0 | 41 | 41 | 0 | |
| | 4 | 19 | 148 | 19 | 0 | 24 | 179 | 24 | 0 | 22 | 179 | 22 | 0 | 23 | 179 | 23 | 0 |
| | 5 | 1 | | 1 | 0 | 4 | | 4 | 0 | 6 | | 6 | 0 | 5 | | 5 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 |
| | 計 | 148 | | 148 | 0 | 157 | | 157 | 0 | 167 | | 167 | 0 | 178 | | 178 | 0 |
| 多田 | 1 | 16 | 16 | 0 | 22 | 22 | 0 | 19 | 19 | 0 | 21 | 21 | 0 | 16 | 16 | 0 | |
| | 2 | 21 | 21 | 0 | 15 | 15 | 0 | 21 | 21 | 0 | 18 | 18 | 0 | 20 | 20 | 0 | |
| | 3 | 10 | 10 | 0 | 15 | 15 | 0 | 10 | 10 | 0 | 15 | 15 | 0 | 13 | 13 | 0 | |
| | 4 | 6 | 63 | 6 | 0 | 6 | 63 | 6 | 0 | 9 | 63 | 9 | 0 | 9 | 63 | 9 | 0 |
| | 5 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | 54 | | 54 | 0 | 58 | | 58 | 0 | 59 | | 59 | 0 | 61 | | 61 | 0 |

| 区域 | 学年 | 令和2年度(2020年度) | | | 令和3年度(2021年度) | | | 令和4年度(2022年度) | | | 令和5年度(2023年度) | | | 令和6年度(2024年度) | | | | | | | |
|------|----|---------------|-----|----|---------------|----|-----|---------------|-----|----|---------------|----|-----|---------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| | | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | 量 | 確 | 差 | | | | | |
| 多田東 | 1 | 33 | | 33 | 0 | 37 | | 37 | 0 | 38 | | 38 | 0 | 33 | | 33 | 0 | 38 | | 38 | 0 |
| | 2 | 35 | | 35 | 0 | 32 | | 32 | 0 | 35 | | 35 | 0 | 36 | | 36 | 0 | 32 | | 32 | 0 |
| | 3 | 16 | | 16 | 0 | 22 | | 22 | 0 | 20 | | 20 | 0 | 22 | | 22 | 0 | 23 | | 23 | 0 |
| | 4 | 13 | 132 | 13 | 0 | 10 | 132 | 10 | 0 | 13 | 132 | 13 | 0 | 12 | 132 | 12 | 0 | 13 | 132 | 13 | 0 |
| | 5 | 7 | | 7 | 0 | 6 | | 6 | 0 | 5 | | 5 | 0 | 6 | | 6 | 0 | 5 | | 5 | 0 |
| | 6 | 2 | | 2 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 2 | | 2 | 0 |
| | 計 | | 106 | | 106 | 0 | 109 | | 109 | 0 | 113 | | 113 | 0 | 110 | | 110 | 0 | 113 | | 113 |
| 緑台 | 1 | 10 | | 10 | 0 | 12 | | 12 | 0 | 14 | | 14 | 0 | 17 | | 17 | 0 | 17 | | 17 | 0 |
| | 2 | 10 | | 10 | 0 | 8 | | 8 | 0 | 10 | | 10 | 0 | 12 | | 12 | 0 | 15 | | 15 | 0 |
| | 3 | 6 | | 6 | 0 | 7 | | 7 | 0 | 6 | | 6 | 0 | 7 | | 7 | 0 | 9 | | 9 | 0 |
| | 4 | 5 | 48 | 5 | 0 | 3 | 48 | 3 | 0 | 3 | 48 | 3 | 0 | 3 | 48 | 3 | 0 | 3 | 48 | 3 | 0 |
| | 5 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 6 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | | 32 | | 32 | 0 | 31 | | 31 | 0 | 33 | | 33 | 0 | 39 | | 39 | 0 | 44 | | 44 |
| 陽明 | 1 | 9 | | 9 | 0 | 14 | | 14 | 0 | 14 | | 14 | 0 | 20 | | 20 | 0 | 19 | | 19 | 0 |
| | 2 | 9 | | 9 | 0 | 8 | | 8 | 0 | 12 | | 12 | 0 | 12 | | 12 | 0 | 17 | | 17 | 0 |
| | 3 | 12 | | 12 | 0 | 7 | | 7 | 0 | 6 | | 6 | 0 | 9 | | 9 | 0 | 9 | | 9 | 0 |
| | 4 | 2 | 48 | 2 | 0 | 6 | 48 | 6 | 0 | 3 | 48 | 3 | 0 | 3 | 48 | 3 | 0 | 3 | 48 | 3 | 0 |
| | 5 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | | 33 | | 33 | 0 | 35 | | 35 | 0 | 36 | | 36 | 0 | 44 | | 44 | 0 | 48 | | 48 |
| 清和台 | 1 | 15 | | 15 | 0 | 13 | | 13 | 0 | 15 | | 15 | 0 | 20 | | 20 | 0 | 14 | | 14 | 0 |
| | 2 | 12 | | 12 | 0 | 13 | | 13 | 0 | 11 | | 11 | 0 | 13 | | 13 | 0 | 17 | | 17 | 0 |
| | 3 | 12 | | 12 | 0 | 9 | | 9 | 0 | 10 | | 10 | 0 | 8 | | 8 | 0 | 10 | | 10 | 0 |
| | 4 | 2 | 48 | 2 | 0 | 6 | 48 | 6 | 0 | 4 | 48 | 4 | 0 | 5 | 48 | 5 | 0 | 4 | 48 | 4 | 0 |
| | 5 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | | 42 | | 42 | 0 | 41 | | 41 | 0 | 41 | | 41 | 0 | 47 | | 47 | 0 | 46 | | 46 |
| 清和台南 | 1 | 14 | | 14 | 0 | 16 | | 16 | 0 | 12 | | 12 | 0 | 22 | | 22 | 0 | 12 | | 12 | 0 |
| | 2 | 17 | | 17 | 0 | 12 | | 12 | 0 | 14 | | 14 | 0 | 10 | | 10 | 0 | 19 | | 19 | 0 |
| | 3 | 7 | | 7 | 0 | 13 | | 13 | 0 | 9 | | 9 | 0 | 11 | | 11 | 0 | 7 | | 7 | 0 |
| | 4 | 7 | 96 | 7 | 0 | 3 | 96 | 3 | 0 | 7 | 96 | 7 | 0 | 4 | 96 | 4 | 0 | 5 | 96 | 5 | 0 |
| | 5 | 4 | | 4 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 1 | | 1 | 0 |
| | 6 | 2 | | 2 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | | 51 | | 51 | 0 | 47 | | 47 | 0 | 42 | | 42 | 0 | 49 | | 49 | 0 | 44 | | 44 |
| けやき坂 | 1 | 41 | | 41 | 0 | 45 | | 45 | 0 | 37 | | 37 | 0 | 28 | | 28 | 0 | 22 | | 22 | 0 |
| | 2 | 30 | | 30 | 0 | 36 | | 36 | 0 | 40 | | 40 | 0 | 32 | | 32 | 0 | 24 | | 24 | 0 |
| | 3 | 30 | | 30 | 0 | 23 | | 23 | 0 | 28 | | 28 | 0 | 31 | | 31 | 0 | 25 | | 25 | 0 |
| | 4 | 12 | 115 | 12 | 0 | 16 | 124 | 16 | 0 | 12 | 124 | 12 | 0 | 15 | 124 | 15 | 0 | 16 | 119 | 16 | 0 |
| | 5 | 2 | | 2 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 4 | | 4 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 4 | | 4 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 |
| | 計 | | 115 | | 115 | 0 | 123 | | 123 | 0 | 122 | | 122 | 0 | 110 | | 110 | 0 | 92 | | 92 |
| 東谷 | 1 | 51 | | 51 | 0 | 48 | | 48 | 0 | 48 | | 48 | 0 | 59 | | 59 | 0 | 43 | | 43 | 0 |
| | 2 | 28 | | 28 | 0 | 40 | | 40 | 0 | 37 | | 37 | 0 | 37 | | 37 | 0 | 47 | | 47 | 0 |
| | 3 | 21 | | 21 | 0 | 18 | | 18 | 0 | 27 | | 27 | 0 | 25 | | 25 | 0 | 25 | | 25 | 0 |
| | 4 | 11 | 143 | 11 | 0 | 10 | 152 | 10 | 0 | 9 | 153 | 9 | 0 | 13 | 144 | 13 | 0 | 12 | 131 | 12 | 0 |
| | 5 | 3 | | 3 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 4 | | 4 | 0 |
| | 6 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | | 114 | | 114 | 0 | 119 | | 119 | 0 | 124 | | 124 | 0 | 137 | | 137 | 0 | 131 | | 131 |
| 牧の台 | 1 | 40 | | 40 | 0 | 37 | | 37 | 0 | 44 | | 44 | 0 | 51 | | 51 | 0 | 54 | | 54 | 0 |
| | 2 | 21 | | 21 | 0 | 35 | | 35 | 0 | 33 | | 33 | 0 | 39 | | 39 | 0 | 45 | | 45 | 0 |
| | 3 | 30 | | 30 | 0 | 14 | | 14 | 0 | 25 | | 25 | 0 | 23 | | 23 | 0 | 28 | | 28 | 0 |
| | 4 | 10 | 120 | 10 | 0 | 16 | 120 | 16 | 0 | 7 | 120 | 7 | 0 | 13 | 129 | 13 | 0 | 12 | 142 | 12 | 0 |
| | 5 | 3 | | 3 | 0 | 3 | | 3 | 0 | 4 | | 4 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 3 | | 3 | 0 |
| | 6 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | | 105 | | 105 | 0 | 106 | | 106 | 0 | 114 | | 114 | 0 | 129 | | 129 | 0 | 142 | | 142 |
| 北陵 | 1 | 23 | | 23 | 0 | 17 | | 17 | 0 | 18 | | 18 | 0 | 14 | | 14 | 0 | 13 | | 13 | 0 |
| | 2 | 24 | | 24 | 0 | 20 | | 20 | 0 | 15 | | 15 | 0 | 16 | | 16 | 0 | 12 | | 12 | 0 |
| | 3 | 13 | | 13 | 0 | 18 | | 18 | 0 | 15 | | 15 | 0 | 11 | | 11 | 0 | 12 | | 12 | 0 |
| | 4 | 8 | 74 | 8 | 0 | 7 | 65 | 7 | 0 | 9 | 64 | 9 | 0 | 8 | 64 | 8 | 0 | 5 | 64 | 5 | 0 |
| | 5 | 5 | | 5 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 2 | | 2 | 0 | 2 | | 2 | 0 |
| | 6 | 1 | | 1 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| | 計 | | 74 | | 74 | 0 | 65 | | 65 | 0 | 59 | | 59 | 0 | 51 | | 51 | 0 | 44 | | 44 |

④ 子育て支援短期事業(ショートステイ)

▶事業概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、短期間児童を預かる事業です。

▶量の見込みの考え方

令和2(2020)年度の量の見込みは平成27年度～平成30年度の平均値とし、令和3(2021)年度以降は小学生以下の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

▶確保方策の考え方

市内に当該事業を実施する児童福祉施設等がないため、近隣市町の施設を活用し、養育が一時的に困難になった児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間養育保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

| 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み① | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| 確保方策② | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| ②-① | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

▶事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握・子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

▶量の見込みの考え方

量の見込みは、推計児童数における各年の0歳児数とします。

▶確保方策の考え方

こども・若者ステーションの赤ちゃん訪問員である保育士が、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、面会できなかった児童については、保健センター等の関係機関と連携し、現認に努めます。また、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援情報の提供や、専門機関との連携によって対応します。

| 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み | 986件 | 965件 | 942件 | 921件 | 901件 |

⑥ 育児支援家庭訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1 育児支援家庭訪問事業

▶事業概要

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、子育てにかかるサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言や育児支援ヘルパーの派遣を行うほか、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

▶量の見込みの考え方

令和2(2020)年度の量の見込みは平成27年度～平成30年度の平均値とし、令和3(2021)年度以降は0歳児の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

▶確保方策の考え方

児童虐待の未然防止、早期発見のために関係機関と定期的に情報共有を行い、支援を必要とする家庭に対しては、保健師や保育士等の訪問による養育相談や支援、ヘルパー派遣による家事・育児援助を行います。

| 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み | 72件 | 70件 | 68件 | 66件 | 65件 |

2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

▶事業概要

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性やネットワーク機関間の連携を強化し、地域住民への周知を図る取り組みを実施する事業です。

▶確保方策の考え方

調整機関職員や要保護児童対策協議会構成員が資質向上を図る研修を受講するとともに、児童虐待防止につながる子育て支援等についての講演会を開催し地域住民への周知を図ります。

7 地域子育て支援拠点事業

▶ 事業概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や子育てに関する情報提供等、不安や悩みの相談等ができる場所を提供する事業です。

▶ 量の見込みの考え方

令和2年度以降、3号認定を除いた0～2歳児の変化と同様に推移するものと想定します。

▶ 確保方策の考え方

令和3年度に、未設置となっている清和台中学校区及び明峰中学校区への設置を図ります。

| 区域 | 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|-----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 全域 | 量の見込み | 52,537人 | 50,039人 | 47,836人 | 45,478人 | 45,231人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 9カ所 | 11カ所 | 11カ所 | 11カ所 | 11カ所 |
| | 市独自 | 4カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 |
| 川西南 | 量の見込み | 8,632人 | 8,392人 | 8,020人 | 7,690人 | 7,689人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 |
| | 市独自 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 |
| 川西 | 量の見込み | 11,747人 | 11,327人 | 10,965人 | 10,589人 | 10,591人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 | 4カ所 |
| | 市独自 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 |
| 明峰 | 量の見込み | 4,552人 | 4,413人 | 4,206人 | 3,974人 | 3,868人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 0カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 市独自 | 1カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 |
| 多田 | 量の見込み | 8,363人 | 7,794人 | 7,356人 | 7,080人 | 7,013人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 市独自 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 |
| 緑台 | 量の見込み | 3,944人 | 3,931人 | 3,901人 | 3,677人 | 3,578人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 市独自 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 |
| 清和台 | 量の見込み | 6,060人 | 5,408人 | 5,078人 | 4,771人 | 4,883人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 0カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 市独自 | 2カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| 東谷 | 量の見込み | 9,239人 | 8,774人 | 8,310人 | 7,697人 | 7,609人 |
| | 確保 | | | | | |
| | 拠点 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 市独自 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |

※確保…確保方策

●市内の子育て支援拠点

- ▶ アップルみなみ(川西南中学校区)
- ▶ アップルかも(川西南中学校区)
- ▶ アステ川西(川西中学校区)
- ▶ アップルちゅうおう(川西中学校区)
- ▶ こども・若者ステーション(川西中学校区)
- ▶ タブリエ(川西中学校区)
- ▶ アップルただ(多田中学校区)
- ▶ キオラクラブ(緑台中学校区)
- ▶ アップルまきのだい(東谷中学校区)

※上記の拠点のほか、市独自拠点として、出張プレイルームを随時行っています

8 一時預かり事業(幼稚園型)

▶ 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、主に昼間において幼稚園等で一時的に預かる事業です。

▶ 量の見込みの考え方

令和2(2020)年度以降、2号認定の増加割合及び1号認定の減少割合と同様に推移するものと想定します。

▶ 確保方策の考え方

当事業を実施する幼稚園等では、在園児の利用希望について、それぞれの園で対応することとなります。

| | 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|----|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量① | 1号認定 | 4,711人 | 4,355人 | 4,094人 | 3,856人 | 3,892人 |
| | 2号認定 | 42,750人 | 44,100人 | 46,050人 | 47,850人 | 48,300人 |
| | 計 | 47,461人 | 48,455人 | 50,144人 | 51,706人 | 52,192人 |
| | 確保方策② | 47,461人 | 48,455人 | 50,144人 | 51,706人 | 52,192人 |
| | ②-① | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

※量…量の見込み

9 一時預かり事業(保育所、ファミリーサポートセンター等)

▶事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

▶量の見込みの考え方

令和2(2020)年度はこれまでの実績値の平均値とし、令和3(2021)年度以降は就学前の保育ニーズの変化と同様に推移するものと想定します。

▶確保方策の考え方

一時預かり事業を、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所等で実施します。

| 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 量の見込み① | 5,097人 | 5,286人 | 5,439人 | 5,566人 | 5,534人 | |
| 確② | 一時預かり事業 | 4,742人 | 4,918人 | 5,060人 | 5,178人 | 5,148人 |
| | 子育て援助活動支援事業 | 355人 | 368人 | 379人 | 388人 | 386人 |
| | 子育て短援支援事業 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | ②-① | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

※確…確保方策

10 病児・病後児保育事業

▶事業概要

病気や病後回復期にあり集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の理由で保育できない際に、保育施設等に設置された専用室で預かる事業です。

▶量の見込みの考え方

令和2(2020)年度の量の見込みは平成27年度～平成30年度の平均値とし、令和3(2021)年度以降は就学前の保育ニーズの変化と同様に推移するものと想定します。

▶確保方策の考え方

現在、病気やけがの病中から児童の保育を実施する病児・病後児保育事業は1日あたり3名の定員で実施しています。

| 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 量の見込み① | 216人 | 224人 | 230人 | 235人 | 234人 | |
| 確② | 病児・病後児保育事業 | 216人 | 224人 | 230人 | 235人 | 234人 |
| | 子育て援助活動支援事業 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 計 | 216人 | 224人 | 230人 | 235人 | 234人 |
| ②-① | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | |

※確…確保方策

11 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)(就学児)

▶事業概要

子育ての援助をしたい人(協力会員)と援助をしてほしい人(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かるなどの子育て援助活動をする組織の会員相互の連絡・調整を行う事業です。

▶量の見込みの考え方

令和2年度以降、留守家庭児童育成クラブのニーズの変化と同様に推移するものと想定します。推計値算出にあたっては、市内全域のニーズ量を活用しています。

▶確保方策の考え方

ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備し、地域の子育て支援を行います。また、預かり中の子どもの安全対策のため、協力会員への講習会等を実施します。ファミリーサポートセンターについてのPRを強化し、相互援助活動を担う協力会員の確保に努めます。

| 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 量① | 低学年 | 771人 | 791人 | 830人 | 875人 | 872人 |
| | 高学年 | 103人 | 105人 | 99人 | 105人 | 105人 |
| | 計 | 819人 | 896人 | 929人 | 980人 | 977人 |
| 確保方策② | 819人 | 896人 | 929人 | 980人 | 977人 | |
| ②-① | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | |

※量…量の見込み

12 妊婦に対する健康診査

▶ 事業概要

母子保健法第 13条に基づき、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう、妊婦健康診査費の助成を実施する事業です。

▶ 量の見込みの考え方

令和 2(2020) 年度以降、0歳児人口の変化と同様に推移するものと想定します。

▶ 確保方策の考え方

産科または婦人科の医療機関及び助産所(国内) において実施した妊婦健康診査費の助成を実施します。

| 年度 | 令和 2年度 (2020年度) | 令和 3年度 (2021年度) | 令和 4年度 (2022年度) | 令和 5年度 (2023年度) | 令和 6年度 (2024年度) | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 量 | 受診者数 | 1,595人 | 1,561人 | 1,524人 | 1,490人 | 1,458人 |
| | 健診回数 | 12,616回 | 12,347回 | 12,053回 | 11,784回 | 11,528回 |
| 確保方策 | 実施場所: 産科または婦人科の医療機関及び助産所(国内) 実施体制: 兵庫県内協力医療機関及び助産所で受診…助成券 兵庫県内協力医療機関及び助産所以外で受診…償還払い 検査項目: 妊婦健康診査にかかる検査項目 | | | | | |

※量…量の見込み

13 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

▶ 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことができる①日用品、文具等、または行事への参加に要する費用、②給食費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

▶ 確保方策の考え方

幼児教育・保育の無償化に伴う制度改正により、令和元(2019) 年 10月から、教育・保育給付認定の子どもの保護者のうち、生活保護世帯等を対象に、①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用の補助を実施しています。施設等利用給付認定の子どもの保護者のうち、年収 360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず、第 3子以降を対象に、②給食費のうち副食材料費に要する費用の補助を実施しています。

14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

▶ 事業概要

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していくことが必要です。

新たに設置・開設した施設が事業を安定的かつ継続的に運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

▶ 確保方策の考え方

平成 28年度から地域型保育事業施設を対象に、事業を円滑に運営していくことができるよう、保育内容や指導法等の総合的な指導を行っています。

また、地域型保育事業における、連携施設のあっせん等についても、必要に応じて実施できるよう検討します。

06 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元(2019) 年 10月 1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業〈ファミリーサポートセンター〉) の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は、①市町村の確認を受けた施設を、②市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を給付するものです。給付を受けるにあたっては、新 1号^{※1}、新 2号または新 3号^{※2}の認定を受ける必要があります。実施にあたっては、施設・事業者の事務負担への配慮を行うほか、保護者に対する情報提供などを通して施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

※ 1 新 1号認定児童 ―――― 幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園) を利用

※ 2 新 2号・新 3号認定児童 ―― 保育の必要性があり、認可外保育施設等や幼稚園、認定こども園の預かり保育等を利用

① 質の高い教育・保育等の提供

乳幼児期が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、すべての乳幼児の育ちを保障するため、質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、保幼小連携の取り組みの推進、0～2歳にかかる取り組みと3～5歳にかかる取り組みの連携に関すること等について、関連する施策・事業において示す内容を推進します。

また、これらの実施に向けては、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が重要となるため、次のような取り組みを進めます。

▶ 幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実

教育・保育の質の向上のためには、各施設の現状を評価し、研修体制を整えることが不可欠です。日常の保育において子どもの育ちを振り返り、保育内容を研究し、教育・保育を常に改善するためにも研修への参加を促します。

▶ 幼稚園教諭と保育士等の合同研修等の実施

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育所の互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修等を開催します。

▶ 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ちや子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう専門機関と連携するとともに、職員の資質向上に努めます。

▶ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

教育・保育事業の量的確保や質の改善のためには、質の高い幼稚園教諭、保育士等の確保が重要となります。今後とも国の制度を活用するなど、教育・保育の担い手となる幼稚園教諭、保育士等の処遇改善に努めます。

② 教育・保育の一体的な提供及び推進

新制度では保護者の就労状況や家庭環境等の変化にかかわらず、ニーズに応じ多様で質の高い教育・保育、地域の子育て支援が受けられる体制づくりの推進をめざしています。

この実現において、幼稚園と保育所の機能や利点をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設として大きな役割を果たします。

とりわけ、認定こども園の4つの類型の中でも幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性の確保ならびに小学校における教育との円滑な接続に配慮して改定され、子どもの発達の連続性を考慮した0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育や、子どもの在園時間や登園日数の違いを踏まえた教育・保育などを展開していくこととされています。

認定こども園の開設については、本計画に掲げる「量の見込み」と「確保方策」の状況や、地域のニーズ、他の教育・保育施設とのバランス、次章に記載している「市立幼稚園・保育所・認定こども園のあり方」などを考慮しながら検討を行います。

③ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の連携

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、また乳幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤としてつながり、「生きる力」の育成へとつながって行きます。

そのためには、幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育・保育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、就学前の取り組みや成果を踏まえ、就学前から小学校への接続をしっかりと行うことにより、子どもたちの健やかな成長に資するとともにその学びがより豊かなものとなるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との交流や意見交換、合同研究等、子どもの育ちと学びをつなぐための連携を行い、小学校への円滑な接続のために取り組んでいきます。

01 第1期川西市子ども・子育て計画の成果

① 第1期計画第6章の基本方針

① 幼保一体化を進める施設の配置

公立幼稚園と保育所の幼保連携型認定こども園への移行促進

② 拠点施設の整備

地域の拠点として適切な公立施設の配置

③ 安全・安心の施設整備

耐震対策やバリアフリー化、アレルギー対策など、安全で安心できる施設整備を行い、一時預かりや子育て支援などを実施

② 計画期間中の主な取り組み

| 事業名 | 事業対象施設 | 整備方針 | 事業実施後整備施設 |
|---------------------------|------------------|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 東谷中学校区 市立幼・保一体化施設整備事業 | 牧の台幼稚園 緑保育所 | 一体化 | 牧の台みどり こども園 開園 2018年4月1日 定員 1号認定70人、2・3号認定60人 機能 地域子育て支援拠点・一時預かり |
| 川西南中学校区 市立幼・保一体化施設整備事業 | 加茂幼稚園 加茂保育所 | 一体化 | 加茂こども園 開園 2019年4月1日 定員 1号認定170人、2・3号認定60人 機能 地域子育て支援拠点・一時預かり |
| 川西中学校区 市立幼・保一体化施設整備事業 | 川西幼稚園 川西保育所 | 一体化 | 川西こども園 開園 2020年4月1日 定員 1号認定70人、2・3号認定60人 |
| 川西中学校区 市立幼・保一体化施設整備事業 | 川西北幼稚園 川西北保育所 | 一体化 | (仮称) 川西北こども園 開園 2022年4月1日(予定) 定員 1号認定100人、2・3号認定80人 |

③ 取り組み実施による成果

① 公立教育・保育施設を更新・耐震化

すべての公立教育・保育施設について耐震化完了の見通しがついたほか、新たな施設が整備されたことにより、児童の快適な教育・保育環境を確保

② 地域子育て支援拠点を充実

計画期間内に4カ所の地域子育て支援拠点を整備・更新し、プレイルームなどのサービスを実施

③ こども園の強みを生かした教育・保育が可能に

在園児の減少によって幼稚園において課題であった「適正な規模の集団形成」が可能となったほか、1号認定3歳児の受け入れや、午後8時までの延長保育、生後57日目からの保育を実施したことに加え、こども園に通うすべての子どもたちに給食を提供

02 現在の状況

第1期計画では、市立幼稚園児の減少や施設の老朽化・耐震化対策などのため、合計9施設のあり方を見直し、一体化・廃園を進めてきましたが、公立教育・保育施設を取り巻く状況については、以前にも増して大きな変化が見られます。

① 就学前児童の人口推計及び利用希望に関する動向

2・3号認定定員は利用希望者数と定員との差が小さいのに対し、1号認定は利用希望に比べ定員過多の状況にあり、今後もその状況が続く見込みです。

| 年度 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 0-2歳人口推計 | 3,036 | 3,069 | 3,031 | 2,963 | 2,893 |
| 3号施設希望① | 1,082 | 1,154 | 1,190 | 1,212 | 1,184 |
| 3号施設定員② | 1,325 | 1,325 | 1,361 | 1,361 | 1,361 |
| ②-① | 243 | 171 | 171 | 149 | 177 |
| 3-5歳人口推計 | 3,623 | 3,473 | 3,394 | 3,319 | 3,350 |
| 2号施設希望③ | 1,289 | 1,305 | 1,340 | 1,377 | 1,390 |
| 2号施設定員④ | 1,321 | 1,381 | 1,465 | 1,465 | 1,465 |
| ④-③ | 32 | 76 | 125 | 88 | 75 |
| 1号施設希望⑤ | 2,122 | 1,993 | 1,903 | 1,821 | 1,838 |
| 1号施設定員⑥ | 2,865 | 2,765 | 2,665 | 2,565 | 2,465 |
| ⑥-⑤ | 743 | 772 | 762 | 744 | 627 |

1号施設…幼稚園機能 2号・3号施設…保育機能

※企業主導型保育事業所全定員含む

② 市立幼稚園の利用状況(全児童数:4・5歳児童数)

いずれも定員に満たず、特に久代を除く3施設において児童数は減少傾向が続いています(下表の「定員」は利用定員)。

| 年度 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 久代(定員90人) | 78 | 89 | 66 | 61 | 62 |
| 多田(定員60人) | 54 | 49 | 46 | 48 | 33 |
| 清和台(定員60人) | 71 | 51 | 35 | 37 | 28 |
| 東谷(定員90人) | 66 | 64 | 56 | 60 | 46 |

※幼保一体化予定施設を除く。5月1日時点 【出典】教育要覧ほか

③ 市立保育所の利用状況(0~5歳児童数)

いずれも弾力的な運用により定員以上の児童を受け入れています。

| 年度 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 川西南(定員80人) | 83 | 85 | 85 | 82 | 80 |
| 小戸(定員90人) | 86 | 100 | 99 | 98 | 100 |
| 多田(定員110人) | 121 | 120 | 121 | 120 | 120 |
| 川西中央(定員60人) | 66 | 66 | 66 | 67 | 70 |

※幼保一体化予定施設を除く。5月1日時点 【出典】教育要覧ほか

④ 市立認定こども園の利用状況(0~5歳児童数)

2・3号認定については、いずれも弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。1号認定は以前から3歳児保育を実施していた加茂こども園を除き、認定こども園化により3歳児保育を開始することから、在園児童は増加しています(川西幼稚園は令和2(2020)年度に、川西北幼稚園は令和4(2022)年度に認定こども園へ移行)。

| 施設名 | 認定区分 ※括弧内は定員 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) |
|------------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 加茂 | 1号(170) | 129 | 146 | 135 | 144 | 129 |
| | 2・3号(60) | 60 | 64 | 66 | 64 | 87 |
| 川西 | 1号(70) | 25 | 36 | 27 | 21 | 25 |
| | 2・3号(60) | 65 | 66 | 66 | 66 | 69 |
| 川西北 | 1号(100) | 64 | 64 | 57 | 49 | 56 |
| | 2・3号(80) | 81 | 81 | 78 | 78 | 76 |
| 牧の台 みどり | 1号(70) | 39 | 36 | 30 | 61 | 80 |
| | 2・3号(60) | 65 | 61 | 60 | 58 | 68 |

※一体化予定施設を含む。斜線部はこども園移行後。5月1日時点 【出典】教育要覧ほか

① 少子化・保育ニーズの増加に伴う市立幼稚園児童数の減少

少子化による若年人口の減少が続く中、保育ニーズが増加することに伴い、1号認定のニーズには減少傾向が見られます。

特に市立幼稚園では令和元年度の幼児教育・保育無償化による影響が予想され、単学級の状態やクラス人数の減少による集団規模の問題が懸念されることから、今後の動向を注視しつつ、施設のあり方を検討する必要があります。

●参考 川西市幼児教育問題審議会における市立幼稚園に関する答申(平成21年11月)

- ▶1学年の学級数は複数が望ましい
- ▶適正な学級規模や学級数の確保が困難な場合には、統廃合や廃園も視野に入れて検討する。再編整備にあたっては幼稚園型認定こども園等の活用をめざす

② 待機児童の解消

人口推計を見ると就学前児童は減少傾向にありますが、認可保育施設の保育定員数は不足する状況が続く見込みです。これまで、民間誘致により保育定員の増加を図ってきましたが、整備用地等の課題から、今後の待機児童対策においては、市立教育・保育施設の活用も含めて検討する必要があります。

③ 施設の老朽化

いずれの施設も耐震基準は満たしていますが、既存の幼稚園及び保育所の園舎は、整備から約40年～50年が経過し、施設の老朽化が著しい状況です。

児童の快適な教育・保育環境を確保するため、「川西市公共施設等総合管理計画」で定める通り、一体化のほか、残存する施設においては定期的な改修等が必要となります。

| 施設名 | 建築年度 | 耐震基準 | 耐震補強 | 施設名 | 建築年度 | 耐震基準 | 耐震補強 |
|--------|-----------|------|-------|---------|-----------|------|-------|
| 久代幼稚園 | S44(1969) | 旧 | 実施済 | 川西南保育所 | S45(1970) | 旧 | 耐震性あり |
| 多田幼稚園 | S47(1972) | 旧 | 耐震性あり | 川西中央保育所 | S57(1982) | 新 | 耐震性あり |
| 清和台幼稚園 | S45(1970) | 旧 | 実施済 | 小戸保育所 | S51(1976) | 旧 | 耐震性あり |
| 東谷幼稚園 | S51(1976) | 旧 | 耐震性あり | 多田保育所 | S53(1978) | 旧 | 耐震性あり |

④ 市立教育・保育施設の果たすべき役割

① 教育的役割

民間の教育・保育施設では、独自の特色ある教育を行っています。それに対し、市立教育・保育施設は一定の質が確保された教育・保育を推進することに加え、子どもたちを取り巻く環境が変化する中でその時々々の社会の状況において求められる教育・保育を率先して取り入れ、示していく必要があります。

② 福祉的役割

保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、様々な困難を抱える家庭や障がい、アレルギー等、特別な支援が必要な児童を受け入れ、いわゆるセーフティネットの役割を果たす必要があります。

③ 施設間連携

それぞれの施設と各学校との円滑な接続を図るため、教育・保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

1 市立幼稚園児童数の減少への対応

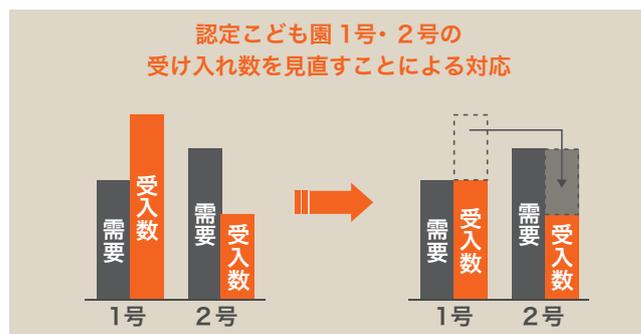
これまで、第1期計画に基づき、幼稚園児童数の減少に対応するため、幼保一体化などの取り組みを進めてきましたが、今後、「幼児教育・保育の無償化」の影響が予想され、令和2年度以降の動向によっては、市立幼稚園のあり方について、さらなる対応の検討が求められます。

今後のあり方については、「幼児教育・保育の無償化」の影響を見定めたうえで、令和2年度以降に川西市子ども・子育て会議において協議を開始します。

2 待機児童解消への取り組み

待機児童解消をめざし、第5章「事業計画」の保育に関する量の見込み及び提供体制の確保方針に基づき、施策を推進します。

また、1号認定児童数が減少する場合、既存施設を有効に活用するため、趨勢を見極めながら、認定こども園1号及び2号認定の受け入れ数の見直し等も含めて、待機児童解消に向けた取り組みを行います。



3 老朽化への対応

教育・保育の視点に加え、公共施設等の適正な配置や効果的・効率的な運営の方向性を示す「川西市公共施設等総合管理計画」及びその下位計画である「個別施設計画編」ならびに「川西市学校施設長寿命化計画」に基づき、急速に進行する高齢化・人口減少等を踏まえながら、改修等を進めていきます。

4 市立教育・保育施設としての取り組み

これまでに引き続き、一定の質が確保された教育・保育を実践し、市立教育・保育施設として求められる水準を示すほか、新規事業の導入に関しては、先進事例を参考にすることなどにより効果等の検証を踏まえた事業化を検討し、教育・保育や子育て支援の充実に向け、新たな取り組みを率先して取り入れます。

また、支援が必要な子どもや困難を抱える家庭を受け入れることに加え、子どもたちを受け入れ育む施設が多様化する中、各学校や行政との調整を行う上で橋渡しの役割を果せる体制の構築を図ります。

以上のことを推進するために、必要な人材確保に努めるほか、各園所がこれまでに培ってきたノウハウを引き継ぐ体制づくりをめざし、小学校との円滑な接続のために今後策定する「接続期カリキュラム」の実施段階においては、市立施設が主導的な役割を担い、いずれの地域においても実効性のあるカリキュラムとなるよう取り組みを進めていきます。

5 計画の見直し

「幼児教育・保育の無償化」の影響を見極めた上で、各施設の方向性を適切に示すため、本計画の中間年である令和4(2022)年度に第6章部分を見直し、「川西市総合計画」や「川西市公共施設等総合管理計画」等と合わせて市立教育・保育施設のあり方について検討します。

| 各計画 施設整備の状況 | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総合計画 | | 第5次後期 | | | 第6次前期 | |
| 子ども・子育て計画 | 第2期(本計画) | | | 第3期 | | |
| 市立教育・保育 施設整備 | ● 川西こども園開設 | | ● (仮称) 川西北こども園開設 | | | |

計画の
推進体制

川西市子ども・子育て計画

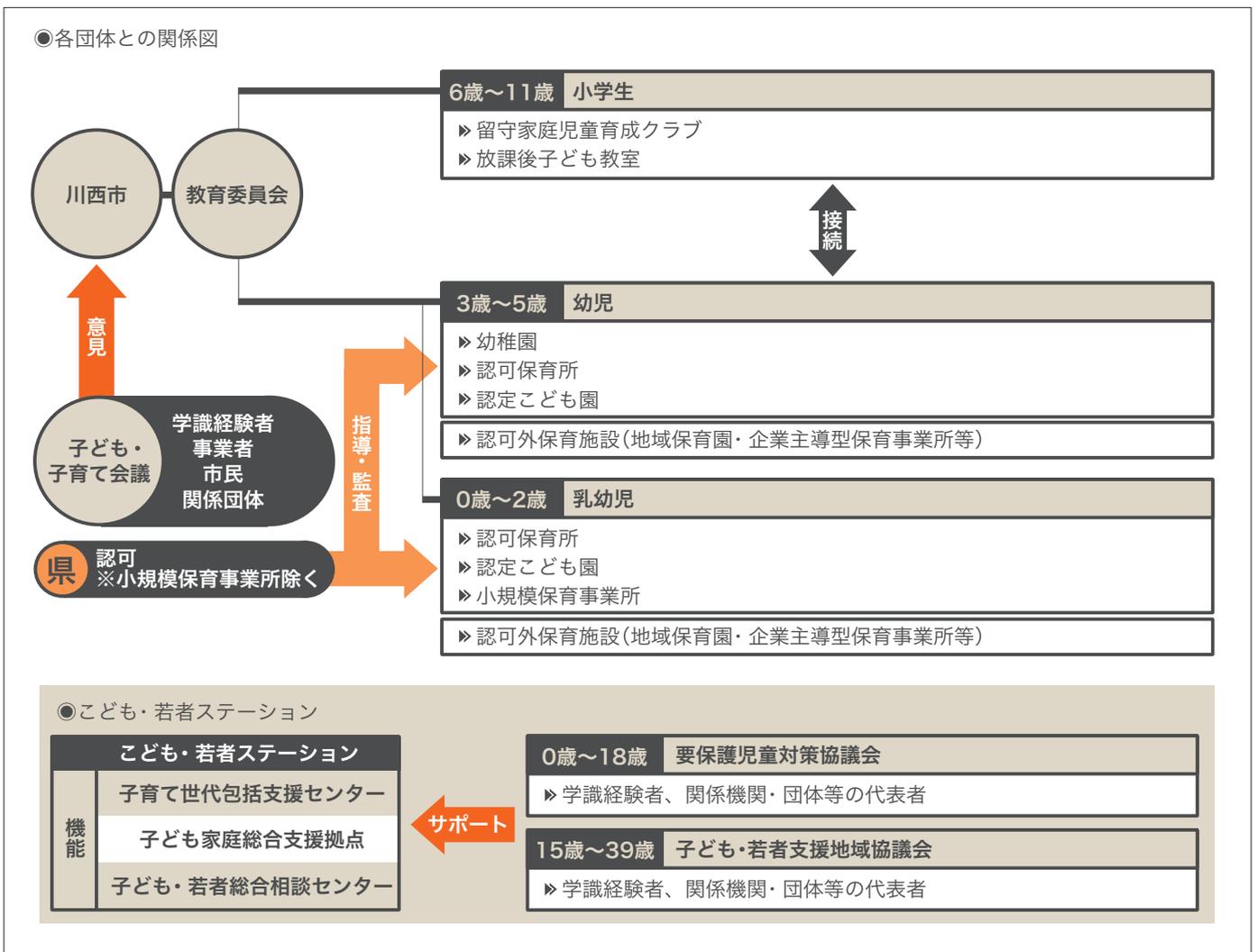
01 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画は、本市における子ども・子育て支援、次世代育成支援の指針となるものであり、推進にあたっては、子どもや子育て支援に関連する部局と十分な連携を図り、全庁において横断的に取り組むべき個別計画として位置づけています。

また、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等間の連携に加え、「新・放課後子ども総合プラン」における小学校・留守家庭児童育成クラブ・放課後子ども教室間の連携を行うほか、子ども・子育て、児童の健全育成に関わる施策が効果的かつ効率的に展開できるよう、ネットワークを充実します。

また、本計画に記載している事業は、市の予算編成過程を経て、最終的に市議会の議決を受け実施を決定することとなりますが、いずれの事業も、本市の子ども・子育て支援や次世代育成支援の推進において重要な事業であることから、市の財政状況等と整合を図りつつ事業の推進に努めていくこととします。



② 関係機関・団体や企業等との連携と協働

計画の推進にあたっては、行政のほか、民間事業者、NPO法人、子育て支援団体など、各主体が一体となって取り組む必要があります。本計画の課題解決に向け、継続的かつ充実した支援が行えるよう、それぞれの連携を強化し、協働による多方面からの支援を推進します。

③ 計画の広報

計画における施策を着実に実行するため、各事業に関し、多くの人と情報を共有し理解を広める必要があります。広報にあたっては、広報誌やホームページ、SNS、アプリなどの媒体に加え、チラシやお便りなどを活用し、ターゲットを意識したPRを行うほか、積極的にプレスリリースを行います。

④ 評価指標

第1期計画を引き継ぎ、本計画における施策の評価指標を以下のとおり設定し、計画の進行管理を行います(第1期計画期間中の実績はP25に記載)。

検証・評価は川西市子ども・子育て会議で行うこととし、下記の評価指標に加え、本計画第4章の各事業に関しては、それぞれの評価指数を設定し、毎年度報告するほか、第5章の事業計画については、実績値により事業の進捗状況を報告します。

また、第6章の市立教育・保育施設のあり方に関しては、進捗をその都度報告することとし、継続的・定期的な評価を行います。

| No. | 指標 | 方向性 | 基準値 (平成30年度) | 目標値 |
|-----|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------|
| 1 | 妊娠から出産及び産後の 保健・医療サービスについて満足している母親の割合 |  | 84.3% | 90.0% |
| | | アンケート調査より | | |
| 2 | 合計特殊出生率 |  | | 上昇させる |
| | | 女性の年齢5歳階級別出生数 ÷ 各年の10月1日現在の女性人口 | | |
| 3 | 乳幼児健康診査受診率 |  | 99.1% | 上昇させる |
| | | (乳幼児健康診査受診者数 + 未受診児のうち状況を把握した人数) ÷ 健康診査対象者数 | | |
| 4 | 「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合 |  | 53.2% | 67.0% |
| | | 市民実感調査より ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象 | | |
| 5 | 「子育て支援が充実している」と思う市民の割合 |  | 31.4% | 50.0% |
| | | 市民実感調査より ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象 | | |
| 6 | 保育所待機児童数 |  | 29人 (令和元年4月) | 0人 |
| | | 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準) | | |
| 7 | 児童扶養手当受給資格者に対する全部支給の割合 |  | 52.4% | 43.7% |
| | | 各年度末現在 | | |

資料編

●川西市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 6 月 26 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、川西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 川西市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園区の設定等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て施策に関し、市長又は川西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、兼務することができないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、市長が特に定める場合のほか、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 12 月 22 日条例第 19 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 6 月 29 日条例第 23 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川西市付属機関に関する条例の一部改正）

2 川西市付属機関に関する条例（昭和 52 年川西市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

●川西市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25年 7月 1日

規則第 40号

(趣旨)

第 1条 この規則は、川西市子ども・子育て会議条例(平成 25年川西市条例第 18号。以下「条例」という。)第 9条の規定に基づき、川西市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事の特例)

第 2条 条例第 6条第 4項に規定する市長が特に定める場合とは、子ども・子育て会議の出席委員(臨時委員を含む。)の 3分の 2以上の多数により、条例第 7条第 1項の規定により設置された部会が調査検討する専門的な事項に係る議決を、子ども・子育て会議の議決とみなすことを議決した場合をいう。

(臨時委員)

第 3条 臨時委員は、条例第 3条第 2項に規定する事項の調査審議に関して、必要があると会長が認める場合は、会議に出席するものとする。

2 臨時委員は、前項の規定により出席が認められた場合に限り、議決権を有するものとする。

(部会)

第 4条 条例第 7条に定める部会の委員(以下「部会員」という。)は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

- 2 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会

議を開くことができない。

7 部会長は、部会の会議の議長となる。

8 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 第 2条に規定する場合を除き、部会の議決は、これを子ども・子育て会議に報告し、子ども・子育て会議において承認を受けなければならない。

(意見の聴取)

第 5条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を子ども・子育て会議又は部会に出席させ、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第 6条 子ども・子育て会議及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第 8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

●川西市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

| 区分 | 所属等 | H29.08.29 -R1.08.28 | R1.08.29 -R3.08.28 | 備考 |
|--------------------|-------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 学識 経験者 | 大阪大谷大学 人間社会学部 | 農野 寛治 | 農野 寛治 | |
| | 大阪教育大学 教育学部 | 中橋 美穂 | 中橋 美穂 | |
| | 武庫川女子大学 教育学部 | 鶴 宏史 | 鶴 宏史 | |
| 保護者 | 保育所に通う子どもの保護者 | 藤井 孝 | 藤井 孝 | 市民委員 |
| | 幼稚園に通う子どもの保護者 | 岩崎 紗代 | 白石 直子 | 市民委員 |
| | 小学生、又は未就学の子どもの保護者 | 佐々木 史恵 | 佐々木 史恵 | 市民委員 |
| 事業 従事者 | 川西市民間保育園協議会 | 南 博美 | 豊國 恵子 | 川西けやき坂保育園 園長(現委員) |
| | 川西市私立幼稚園連合会 | 森友 潔 | 森友 潔 | 新清和台幼稚園・エンゼルキッズ清和台 園長 |
| | 小規模保育事業所 | 石田 誠 | 石田 誠 | キッズスクエアウッドイトームス 代表 |
| | 保育所所長会 | 加茂 文子 | 加茂 文子 | 川西保育所 所長 |
| | 川西市立幼稚園長会 | 金山 留美 | 金山 留美 | 多田幼稚園 園長 |
| 川西市立特・小学校長会 | 大西 ゆかり | 大西 ゆかり | 清和台南小学校 校長 | |
| 市長が 必要と 認める者 | 一般社団法人 川西市医師会 | 田上 久樹 | 田上 久樹 | たのうえこどもクリニック院長 |
| | 川西市民生委員児童委員協議会連合会 | 中江 眞理 | 中江 眞理 | 主任児童委員 |
| | 兵庫県川西こども家庭センター | 山元 浩司 | 山元 浩司 | 川西こども家庭センター所長 |

時代が変わる。川西を変える。

さあ、かわにし **新**時代へ。

川西市 子ども・子育て



発行

川西市教育委員会事務局
こども未来部 こども支援課

策定年月

令和●年●月

発行年月

令和●年●月



〒 666-8501

川西市中央町 12番 1号

☎ 072-740-1246